

事業概要

令和4年版

 東京都第一建設事務所

ま え が き

第一建設事務所は、日本の政治・経済の中心である千代田区・中央区・港区の都心3区を所管しています。

管内は、皇居を始めとして、国会や政府の諸機関が集中する中央官庁街、日本の代表的な企業の本社が軒を並べる丸の内・大手町のオフィスビル街、大規模な再開発が展開されている品川駅周辺地区、銀座・日本橋・秋葉原・六本木などに代表される地域の伝統と特色を持った商業地域や繁華街、御茶ノ水・神田周辺の文教地域などで構成されています。

これまで当所が取り組んできた道路整備は、交通渋滞を解消し、生活環境や経済性、利便性を向上させ、管内の特徴である国家中枢の政治・経済活動を支えてきました。

今後は、東京2020大会のレガシーの継承と更なる発展、コロナ後を見据えた都市基盤の効果的・重点的な整備と効率的・計画的な管理に取り組みます。

また、都の総合計画である「『未来の東京』戦略」の実現に向けた総合的な施策を展開するとともに、「シン・トセイ 都政の構造改革QOSアップグレード戦略」に基づき、DXを推進するとともに職員の意識改革にも尽力いたします。

令和4年度は、これらの基本方針を踏まえ、下記の項目を重点目標に設定し、当所が果たすべき役割を確実に遂行できるよう体制と方策を確立してまいります。

- 1 東京2020大会を契機として前進したバリアフリー化など、大会レガシーを着実に継承・発展させるとともに、コロナ禍を乗り越え、バージョンアップした「未来の東京」戦略に基づき、気候危機への対応、「人中心」のまちづくりなど、新たな切り口で日本の中核を支える当所管内の都市づくりを推進する
- 2 都民ニーズを的確に受け止め、事業の意義や必要性等について一層の説明責任を果たしながら、環状第2号線の本線開通、自転車走行空間の整備、東京ストリートヒューマン1st事業整備、橋梁及びトンネルの長寿命化、環状第4号線など道路ネットワークの整備、古川の護岸整備など、首都東京の顔となる道路・河川の着実な整備と適切な維持管理を推進する
- 3 総合評価制度等の積極活用による品質の確保、平準化の推進等による働き方改革など、建設業の生産性や魅力の向上に取り組むとともに、入札契約情報の厳格管理等に的確に対応する
- 4 「現場第一主義」に立ち、技術の伝承とプロとして切磋琢磨し、個々の行政能力や専門性を磨き、積極的かつ前向きに職務に取り組む職員を育成する
- 5 既存の概念や前例を超え、仕事の進め方を抜本的に見直し、スピード、柔軟さ、チームワークを備えた執行体制を構築し、職員の意識変革を図りながら課題に取り組むとともに、職員一人一人のライフ・ワーク・バランスの実現を通して、組織活性化や都民サービスの向上を図る



〔街路整備〕 補助第97・98号線 東京駅丸の内駅前広場



〔橋梁整備〕 高浜橋 四車線切替 令和2年2月14日



〔街路整備〕 環状第2号線・築地虎ノ門トンネル（港区新橋四丁目付近）



〔街路整備〕 環状第2号線・勝どき陸橋（中央区勝どき五丁目付近）



〔シンボルロード整備〕 内堀通り 千代田区皇居外苑地内

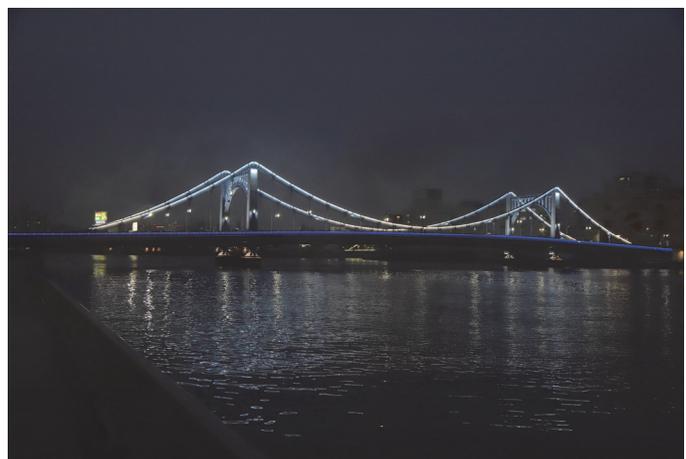


施行前

〔照明設備改修工事〕 八重洲地下自動車道



〔長寿命化工事（塗装）〕 〔景観照明工事〕 永代橋



〔長寿命化工事（塗装）〕 〔景観照明工事〕 清洲橋



〔自転車走行空間整備〕 晴海通り（中央区晴海一丁目付近）



〔遮熱性舗装整備〕 新富晴海線（中央区明石町付近）



〔路線ごとの整備—剪定〕 絵画館前イチョウ並木（港区北青山一丁目付近）



隅田川テラスギャラリー 中央区日本橋浜町二丁目 隅田川テラス



東京ふれあいロード・プログラム 港区六本木



地域住民との協働による花壇管理「花守」活動 中央区明石町 隅田川テラス



〔河川整備〕 古川地下調節池 取水施設と地下トンネル



〔景観形成〕 神田川護岸修景工事 和泉橋上流付近



〔河川浚渫〕 隅田川 尾久橋下流付近



〔河川水面清掃〕 隅田川 蔵前橋付近

『かちどき 橋の資料館』

～昭和初期の最先端技術がそそがれた勝鬨橋をわかりやすく紹介～

勝鬨橋は、明治38年の日露戦争の勝利を記念して築地と月島間の渡しにつけられた「かちどきの渡し」に由来しています。

東京湾修築計画に基づいて架けられたこの橋は、晴海地区で国家的イベントとして昭和15年に計画された「東京万博」へのメインゲートとしても利用するために当時の最先端技術の粋を集めて建造されました。

万博自体は戦争の激化により中止となりましたが、勝鬨橋は昭和15年6月14日に完成しました。橋の工事は、7年半の歳月と当時の金額で約420万円もの工事費がかかりました。

中央が開閉する勝鬨橋は、完成当時は跳開橋として東洋一の規模を誇っていましたが、隅田川を航行する船の減少、自動車交通量の増加などによって、昭和45年11月29日の開閉を最後に、開かずの橋となっています。なお、平成19年6月、永代橋、清洲橋とともに国の重要文化財に指定されました。

「かちどき 橋の資料館」は、勝鬨橋建設当時のままの設備、貴重な資料や関連情報などを展示・公開し、多くの方々に分かりやすく見てもらうために工夫しております。

また、橋を開くための巨大な機械等についても予約制で公開しております。

●場所 中央区築地六丁目(築地市場勝どき門横)

●開館時間 9時30分～16時30分
(12月1日～2月28日は9時～16時)

●開館日 毎週火、木、金、土曜日 **入場無料**
(12月29日～1月3日を除く)

●電話 03-3543-5672

〔橋脚内見学ツアー〕

・毎週木曜日(祝日、年末年始等を除く)予約制
参加費無料

・申込み方法 往復はがきに希望日等を記入

・宛先 新宿区西新宿 2-7-1

(公財)東京都道路整備保全公社

「かちどき 橋の資料館」予約係

・問合せ 公益事業課 電話 5381-3380

(このほか、学生・技術者向けのツアーも別途開催しております)



- ①説明用映像コーナー
- ②建設当時の展示コーナー
- ③勝鬨橋模型コーナー
- ④発電設備
- ⑤勝鬨橋の図面
- ⑥視聴覚コーナー
- ⑦電気設備

令和4年版 事業概要目次

I 事務所の概要

| | |
|--------------|-----|
| 1 所管区域と主な業務 | 1 頁 |
| 2 沿 革 | 2 |
| 3 組織及び分掌 | 3 |
| 4 職員配置 | 5 |
| 5 事業費（歳出予算額） | 6 |

II 道路事業

| | |
|------------------------------|----|
| 1 道路の現況 | 8 |
| 2 道路事業の手順 | 10 |
| 3 道路・橋りょう等の整備 | 11 |
| (1) 道路整備事業 | 11 |
| ア 放射第21号線（虎ノ門） | 11 |
| イ 環状第1号線（内堀通り） | 13 |
| ウ 環状第2号線（汐留～虎ノ門、晴海～汐留） | 14 |
| エ 環状第4号線 | 19 |
| オ 補助第4号線（外苑東通り） | 21 |
| カ 補助第11号線（白金） | 23 |
| キ 高浜橋 | 24 |
| (2) 道路・橋りょう修景事業 | 25 |
| ア シンボルロード整備事業 | 25 |
| イ 東京ストリートヒューマン1st事業 | 27 |
| ウ 道路緑化整備事業 | 28 |
| エ 勝どき橋の資料館及び橋のライトアップ | 29 |
| (3) 交通安全施設整備事業 | 30 |
| (4) 電線類地中化事業 | 30 |
| (5) 橋りょうの長寿命化事業（予防保全型管理に向けて） | 31 |
| 4 道路・橋りょう等の維持補修 | 32 |
| (1) 道路維持事業 | 32 |
| (2) 道路補修事業 | 33 |

| | |
|----------------------|----|
| (3) 施設維持事業 | 35 |
| (4) 橋りょう維持補修事業 | 36 |
| (5) 街路樹維持事業 | 37 |
| 5 道路の管理 | 38 |
| (1) 道路区域の決定・変更及び供用開始 | 38 |
| (2) 道路台帳 | 39 |
| (3) 道路占用 | 40 |
| (4) 共同溝の管理 | 43 |
| (5) 道路監察 | 44 |
| (6) 道路工事の調整及び掘削抑制の指導 | 46 |
| (7) 事業用地の管理 | 49 |
| (8) 東京ふれあいロード・プログラム | 49 |
| III 河川事業 | |
| 1 河川の現況 | 50 |
| (1) 管内河川の概況 | 50 |
| (2) 管内河川の整備状況 | 51 |
| 2 河川の整備 | 52 |
| (1) 中小河川整備事業（古川護岸改修） | 52 |
| (2) 古川地下調節池 | 54 |
| (3) 日本橋川・神田川景観形成事業 | 55 |
| (4) 隅田川防潮堤耐震対策事業 | 56 |
| (5) 防災船着場付帯施設整備事業 | 57 |
| 3 河川の維持 | 58 |
| (1) 維持事業 | 58 |
| (2) 河川しゅんせつ事業 | 58 |
| (3) 河川水面清掃事業 | 59 |
| 4 河川の管理 | 59 |
| 5 水防業務 | 62 |
| 6 減災協議会 | 62 |
| 付 表 | 63 |

I 事務所の概要

1 所管区域と主な業務

平成17年4月から千代田、中央、港の3区が所管区域となり、この区域の道路、河川、橋りょう等の整備、維持管理を担当している。

当所が所管している道路は、39路線、総延長約94kmである。管内の道路状況は、国道・都道・区道等を含めた道路率は25.1%であり、区部平均の16.6%と比較して際立っており、都心から環状、放射方向につながる主要幹線道路の交通需要はきわめて高く、活発な利用状況を呈している。

道路整備に当たっては、道路交通と沿道環境の調和、福祉のまちづくりに留意して進めており、また、既設、新設の道路に街路樹や歩道緑地帯の整備を推し進めるほか、総合的渋滞対策等のための施設等の整備を行っている。

河川については、8河川、管理延長22.2kmであるが、河川しゅんせつの対象は、所管区域にとどまらず23区内の27河川、約130kmとなっている。また、平成17年4月から当所の所管事業となった河川水面清掃の対象は、23区内の30河川、約109kmである。

河川事業は、水害から都民の生命や財産を守るとともに、うるおいのある水辺の形成や自然環境の保全・回復を図り、安全で快適な都市環境の改善を進めている。

なお、隅田川を除く7河川については、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づき、区が管理しているが、船舶の不法な係留や、スーパー堤防・緩傾斜型堤防等の一部の箇所路上生活者が集まるなど、一般都民の快適な利用が妨げられる状況も生じており、関係機関と協力して良好な河川環境の確保に努めている。

所 管 区 域

| 区 分 | | 千 代 田 区 | 中 央 区 | 港 区 | 合 計 |
|--------------------------|--------------------------|---------|---------|---------|---------|
| 人 口 (人) | | 66,914 | 171,249 | 259,376 | 497,539 |
| 面 積 (k m ²) | | 11.7 | 10.2 | 20.4 | 42.2 |
| 道 路 管 理 | 延 長 (k m) | 24.9 | 22.3 | 48.8 | 96.0 |
| | 面 積 (千 m ²) | 837.3 | 876.5 | 1570.5 | 3284.3 |

(注) 人口・面積ともに令和4年4月1日現在 (東京都総務局統計資料)

道路管理延長及び面積は令和3年4月1日現在 (東京都道路現況調査)

2 沿 革

| | | | |
|-------|-----|--|------------------------|
| 昭和20年 | 4月 | 東京都第一土木出張所として、上野恩賜公園内に開設 庶務課・工事課を置き、千代田・中央・港・台東・文京の5区の道路・橋りょう・河川・運河の整備を所掌 | |
| 昭和20年 | 10月 | 整地工事課を設置し、戦災跡地の整理を所掌 | |
| 昭和21年 | 5月 | 東京都第一建設事務所と改称 区画整理課を設置し、区画整理事業を所掌 | |
| 昭和23年 | 2月 | 移転工事課を設置 | |
| 昭和23年 | 9月 | 浚渫工事課を設置し、区部の河川しゅんせつ工事を所掌 | |
| 昭和23年 | 11月 | 土地区画整理事業を新設の復興区画整理事務所に移管し、区画整理課・移転工事課を廃止 | |
| 昭和27年 | 11月 | 戦災跡地整理・防空土木施設整理を収束し、整地工事課を廃止 | |
| 昭和31年 | 4月 | 事務所を千代田区大手町一丁目に移転 | |
| 昭和32年 | 4月 | 用地課を設置 | |
| 昭和40年 | 4月 | 区に委任していた都道の維持管理が都の直轄となる。 | |
| 昭和40年 | 7月 | 浚渫工事課を廃止し、管理課を設置 | |
| 昭和41年 | 3月 | 事務所を千代田区九段南二丁目に移転 | |
| 昭和44年 | 4月 | 補修課を新設 | |
| 昭和47年 | 10月 | 事務所を中央区明石町に移転 | |
| 昭和56年 | 4月 | 工事課を廃止し、工事第一課と工事第二課を設置 | |
| 平成 | 元年 | 4月 | 港区を第二建設事務所へ移管 |
| 平成 | 9年 | 4月 | 工事第一課と工事第二課を廃止し、工事課を設置 |
| 平成17年 | 4月 | 台東区、文京区を第六建設事務所へ移管 港区が第二建設事務所から移管。千代田区、中央区、港区が所管となる。 | |
| 平成22年 | 4月 | 環二工事課を新設 | |

3 組織及び分掌

| 所 長 | 副 所 長 | |
|-------|--------|--|
| 庶務課 | 庶務担当 | ①人事・給与・福利厚生 ②公有財産（他の課に属するものを除く。）の管理 ③文書の收受・配布 ④公文書開示の連絡調整 ⑤広報・広聴の連絡調整 |
| | 経理担当 | ①会計 ②現金・有価証券の出納保管 ③物品・資材の調達、工事・修繕その他の契約 ④物品の出納保管、不用品の処分 ⑤進行管理の連絡調整 |
| | 検査担当 | 工事・工事用材料の検査 |
| 管理課 | 管理担当 | ①道路区域の決定、供用の開始 ②しゅん功道路の引継ぎ ③共同溝の管理 ④河川工事等の承認 ⑤河川の占用許可、占用料の徴収 ⑥河川台帳の整備・保管 ⑦事業用地・廃川敷・代替地・先行取得用地等の管理 ⑧隅田川テラスの利用推進 |
| | 道路台帳担当 | ①道路台帳の整備・保管 ②道路区域、道路敷地の調査・測量 ③道路の幅員証明、区域証明、区域の表示 ④道路境界立会い ⑤公共基準点管理 |
| | 占用担当 | ①道路の占用許可、占用料等の徴収 ②道路管理者以外の者の道路工事等の承認 ③沿道区域内の掘削工事等の事前指導 |
| | 監察担当 | ①道路・河川の監察 ②車両制限令に基づく取締り ③不法占用等の取締り ④道路工事・占用工事の調整 ⑤隅田川テラスの適正化 |
| | 工事調整担当 | 道路工事・占用工事の調整（監察担当に属するものを除く。） |
| 用地課 | 調整担当 | ①用地取得に伴う連絡調整 ②土地評価・損失補償額の調整 ③土地収用手続きの連絡調整 ④移転資金の貸付等生活再建の助成 |
| | 用地担当 | ①事業用地の取得 ②物件移転その他の損失補償額の算定 ③土地・借地権等の評価・算定 |
| 工事課 | 工務担当 | ①道路・橋りょう・河川工事の各課連絡調整 ②地下埋設物・占用物件の調整 ③都市計画法に基づく周知及び都市計画相談 ④水防業務 |
| | 道路設計担当 | 環四以外の道路・橋りょう工事の調査、設計、調整 |
| | 環四設計担当 | 環四の道路・橋りょう工事の調査、設計、調整 |
| | 河川設計担当 | ①河川工事の調査、設計、調整 ②河川等工作物の維持補修設計 ③河川占用、沿川開発等に係る技術審査 |
| | 工事総括担当 | ①道路、橋りょう、河川護岸等の築造工事 ②①の工事の施行、測量、調査、監督 ③①、②の工事の設計変更、清算、清算の照査 ④河川等工作物の維持修繕工事 ⑤道路、河川整備工事等の損害賠償 ⑥事業用地、建物の監視 |
| | 工事担当 | 同 上 |
| | 測量担当 | ①道路・橋りょう及び河川の測量 ②建築に係る道路・河川境界線の測量 |
| | 浚渫工事担当 | ①河川のしゅんせつの調査、設計 ②船舶の改造等の設計 ③船舶の運営、維持保管 ③河川の水面清掃 |
| 環二工事課 | 工務担当 | ①環状第2号線工事及び事業用地の造成工事の工程管理と各課連絡調整 ②地下埋設物・占用物件の調整 ③都市計画法に基づく周知及び都市計画相談 ④工事用資材及び機械器具に関すること。 ⑤建築に係る境界確定 |
| | 設計担当 | ①環状第2号線の工事に係る調査、設計 ②環状第2号線の工事に係る測量 |

| | | |
|-----|-------------|--|
| 補修課 | 環境対策担当 | ①環状第2号線に係る環境影響評価に関すること。 |
| | 工事総括担当 | ①環状第2号線の工事の調整、進行管理 ②①の工事の施行、測量、調査、監督 ③①の工事の設計変更、清算 ④担当する区域内の事業用地及び建物の監視 |
| | 工事担当 | ①同上（①を除く。） ②他機関への委託工事の調整、進行管理 |
| | 環二工事事務所 | ①環状第2号線の工事の施行、測量、調査、監督 ②①の工事の設計変更、清算 ③担当する区域内の事業用地及び建物の監視 |
| 補修課 | 調査担当 | ①道路・橋りょう等の現況調査 ②道路占用・道路掘削の技術指導 ③道路・橋りょう等の損傷に対する原状回復 |
| | シンボルロード整備担当 | シンボルロード整備事業の調査、調整、工事 東京ストリートヒューマン1st事業の調査、調整、工事 |
| | 道路維持担当 | ①道路・道路附属物の維持工事 ②道路の応急補修、災害復旧工事 |
| | 施設維持担当 | 地下道の電気・機械設備、共同溝の維持 |
| | 橋りょう維持担当 | ①橋りょう・橋りょう附属物の維持・補修工事 ②橋りょうの応急補修、災害復旧工事 ③橋りょうの点検、荷重制限 ④占用の技術指導 |
| | 補修担当 | ①道路・道路附属物の補修工事 ②側溝改修工事 |
| | 街路樹担当 | ①街路樹・緑地帯等の調査・設計、維持・補修工事 ②街路樹等の応急補修・災害復旧工事 ③街路樹等の病虫害防除 |
| | 千代田工区 | ①所管区域内の測量、調査、工事の施行、監督 ②工事の設計変更、精算 ③道路・河川等の占使用許可申請書の受理 ④道路・河川等の巡回 ⑤工区内の事業用地・建物の監視 |
| | 中央工区 | 同上 |
| | 港工区 | 同上 |

4 職員配置

令和4年4月20日現在(単位:人)

| 区分 所属 | | 管理職 | | 技 術 | | | | | | | 合計 | 会計年度任用 | 総計 |
|----------|-------------|-----|----|-----|----|----|----|----|---|----------|-----|--------|-----|
| | | 事務 | 技術 | 事務 | 技 | | | | 術 | 技能 労務 | | | |
| | | | | | 土木 | 建築 | 機械 | 電気 | | | | | |
| 庶務課 | 庶務担当 | 1 | 1 | 5 | | | | | | | 7 | | 7 |
| | 経理担当 | | | 4 | | | | | | | 4 | 1 | 5 |
| | 検査担当 | | | | 1 | | | | | | 1 | | 1 |
| | 小計 | 1 | 1 | 9 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 12 | 1 | 13 |
| 管理課 | 管理担当 | 1 | | 4 | 2 | | | | | | 7 | 3 | 10 |
| | 道路台帳担当 | | | | 2 | | | | | | 2 | | 2 |
| | 占用担当 | | | 5 | | | | | | | 5 | 2 | 7 |
| | 監察担当 | | | 2 | | | | | 2 | | 4 | 3 | 7 |
| | 工事調整担当 | | | 1 | | | | | | | 1 | | 1 |
| 小計 | 1 | 0 | 12 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 19 | 8 | 27 | |
| 用地課 | 調整担当 | 1 | | 2 | | 2 | | | | | 5 | | 5 |
| | 用地担当 | | | 8 | | | | | | | 8 | | 8 |
| | 小計 | 1 | 0 | 10 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 13 | 0 | 13 |
| 工事課 | 工務担当 | | 1 | | 2 | | | | | | 3 | 1 | 4 |
| | 道路設計担当 | | | | 4 | | | | | | 4 | | 4 |
| | 環四設計担当 | | | | 4 | | | | | | 4 | | 4 |
| | 河川設計担当 | | | | 4 | | | | | | 4 | | 4 |
| | 工事総括担当 | | | | 2 | | | | | | 2 | 2 | 4 |
| | 工事担当 | | | | 3 | | | | | | 3 | | 3 |
| | 測量担当 | | | | 3 | | | | | | 3 | | 3 |
| | 浚渫工事担当 | | | | 6 | | | | | 1 | 7 | 1 | 8 |
| 小計 | 0 | 1 | 0 | 28 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 30 | 4 | 34 | |
| 環二工事課 | 工務担当 | | 1 | | 2 | | | | | | 3 | | 3 |
| | 設計担当 | | | | 3 | 1 | 1 | 1 | | | 6 | | 6 |
| | 環境対策担当 | | | | 1 | | | | | | 1 | | 1 |
| | 工事総括担当 | | | | 1 | | | | | | 1 | | 1 |
| | 工事担当 | | | | 4 | | | | | | 4 | | 4 |
| 環二工事事務所 | | | | 2 | | | | | | 2 | | 2 | |
| 小計 | 0 | 1 | 0 | 13 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 17 | 0 | 17 | |
| 補修課 | 調査担当 | | 1 | | 5 | | | | | | 6 | 1 | 7 |
| | シンボルロード整備担当 | | | | 1 | | | | | | 1 | | 1 |
| | 道路維持担当 | | | | 4 | | | 1 | | 2 | 7 | | 7 |
| | 施設維持担当 | | | | | | 2 | 1 | | | 3 | | 3 |
| | 橋りょう維持担当 | | | | 6 | | | | | | 6 | | 6 |
| | 補修担当 | | | | 4 | | | | | | 4 | | 4 |
| | 街路樹担当 | | | | 1 | | | | 2 | | 3 | | 3 |
| 小計 | 0 | 1 | 0 | 21 | 0 | 2 | 2 | 2 | 2 | 30 | 1 | 31 | |
| 工区 | 千代田工区 | | | | 3 | | | | | | 3 | 1 | 4 |
| | 中央工区 | | | | 3 | | | | | | 3 | 1 | 4 |
| | 中港工区 | | | | 5 | | | | | | 5 | 1 | 6 |
| | 小計 | 0 | 0 | 0 | 11 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 11 | 3 | 14 |
| 合 | 計 | 3 | 4 | 31 | 78 | 3 | 3 | 3 | 2 | 5 | 132 | 17 | 149 |

5 事業費(歳出予算額)

| 科 目 | | 令和4年度歳出予算額(設計指示額) | | | |
|----------------|--|-------------------|-------------------|------------------|-------------------|
| | | 用地・補償 | 工 事 | そ の 他 | 計 |
| 道 路 事 業 | | 9,926,000 | 21,013,873 | 7,249,785 | 38,189,658 |
| | 道 路 管 理 費 | 0 | 0 | 19,000 | 19,000 |
| | 道 路 維 持 費 | 0 | 314,456 | 1,715,072 | 2,029,528 |
| | 橋 梁 維 持 費 | 0 | 295,000 | 80,851 | 375,851 |
| | 道 路 補 修 費 | 0 | 2,285,489 | 167,300 | 2,452,789 |
| | 交 通 安 全 施 設 費 | 0 | 1,164,328 | 320,436 | 1,484,764 |
| | 街 路 整 備 費 | 8,710,000 | 14,681,000 | 4,230,120 | 27,621,120 |
| | 橋 梁 整 備 費 | 0 | 2,262,600 | 641,915 | 2,904,515 |
| | 道 路 建 設 部 所 管 | 0 | 552,000 | 86,500 | 638,500 |
| | 道 路 管 理 部 所 管 | 0 | 1,710,600 | 555,415 | 2,266,015 |
| 用 地 会 計 | | 1,216,000 | 0 | 0 | 1,216,000 |
| 執 行 委 任 | | 0 | 11,000 | 75,091 | 86,091 |
| | 就 業 促 進 費 (産 業 労 働 局) | 0 | 0 | 62,591 | 62,591 |
| | 観 光 産 業 振 興 費 (産 業 労 働 局) | 0 | 0 | 12,500 | 12,500 |
| | 都 民 安 全 推 進 費 (生 活 文 化 ス ポ ー ツ 局) | | 11,000 | | 11,000 |
| 河 川 事 業 | | 38,000 | 2,137,387 | 1,421,944 | 3,597,331 |
| | 河 川 維 持 費 | 0 | 63,300 | 620,500 | 683,800 |
| | 水 防 費 | 0 | 0 | 444 | 444 |
| | 河 川 防 災 費 | 0 | 290,000 | 32,000 | 322,000 |
| | 河 川 環 境 整 備 費 | 0 | 555,000 | 73,000 | 628,000 |
| | 河 川 し ゅ ん せ つ | 0 | 555,000 | 73,000 | 628,000 |
| | そ の 他 事 業 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 中 小 河 川 整 備 費 | 20,000 | 681,087 | 100,000 | 801,087 |
| | 高 潮 防 御 施 設 費 | 18,000 | 548,000 | 596,000 | 1,162,000 |
| 合 計 | | 9,964,000 | 23,151,260 | 8,671,729 | 41,786,989 |

(単位:千円)

| 令和3年度歳出予算額(設計指示額) | | | | 前年度対比 | |
|-------------------|------------|-----------|------------|-------------|--------|
| 用地・補償 | 工 事 | そ の 他 | 計 | 増(△)減 | 伸び率(%) |
| 13,531,000 | 13,567,119 | 8,176,223 | 35,274,342 | 2,915,316 | 8.3 |
| 0 | 0 | 20,000 | 20,000 | △ 1,000 | △ 5.0 |
| 0 | 309,711 | 2,021,813 | 2,331,524 | △ 301,996 | △ 13.0 |
| 0 | 266,000 | 91,927 | 357,927 | 17,924 | 5.0 |
| 0 | 2,350,708 | 160,600 | 2,511,308 | △ 58,519 | △ 2.3 |
| 0 | 1,167,500 | 267,003 | 1,434,503 | 50,261 | 3.5 |
| 10,807,000 | 7,491,200 | 5,065,470 | 23,363,670 | 4,257,450 | 18.2 |
| 0 | 1,982,000 | 491,100 | 2,473,100 | 431,415 | 17.4 |
| 0 | 161,000 | 57,000 | 218,000 | 420,500 | 192.9 |
| 0 | 1,821,000 | 434,100 | 2,255,100 | 10,915 | 0.5 |
| 2,724,000 | 0 | 0 | 2,724,000 | △ 1,508,000 | △ 55.4 |
| 0 | 0 | 58,310 | 58,310 | 27,781 | 47.6 |
| 0 | 0 | 58,310 | 58,310 | 4,281 | 7.3 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 12,500 | 100.0 |
| 0 | 0 | 0 | 0 | 11,000 | 100.0 |
| 26,000 | 2,376,470 | 1,138,002 | 3,540,472 | 56,859 | 1.6 |
| 0 | 13,000 | 587,000 | 600,000 | 83,800 | 14.0 |
| 0 | 0 | 502 | 502 | △ 58 | △ 11.6 |
| 0 | 77,470 | 15,000 | 92,470 | 229,530 | 248.2 |
| 0 | 562,000 | 388,500 | 950,500 | △ 322,500 | △ 33.9 |
| 0 | 562,000 | 37,500 | 599,500 | 28,500 | 4.8 |
| 0 | 0 | 351,000 | 351,000 | △ 351,000 | 皆減 |
| 20,000 | 418,000 | 100,000 | 538,000 | 263,087 | 48.9 |
| 6,000 | 1,306,000 | 47,000 | 1,359,000 | △ 197,000 | △ 14.5 |
| 13,557,000 | 15,943,589 | 9,314,225 | 38,814,814 | 2,972,175 | 7.7 |

注)「用地・補償」には工事補償費を含む。「その他」は測量試験費、工事委託・負担金等。工事雑費、事務費は含まない。

Ⅱ 道 路 事 業

1 道路の現況

当所管内の道路の歴史は古く、道路元標のある日本橋を中心とした旧街道をその原型とし、その後近代都市づくりを目指した明治22年の市区改正による「改正道路」や、大正12年関東大震災の復興区画整理事業、第二次大戦後の戦災復興区画整理事業により整備された道路などが積み重ねられて現在の道路網が形成されている。

道路は人と物の移動に不可欠な施設であり、多様な交通需要に対応するほか、都市の骨格を形成するとともに都市生活に必要なライフラインの収容空間でもあり、大震災・火災等に際しては延焼防止や避難救急活動にも不可欠なものである。

管内の都市計画道路の現況

(令和3年3月31日現在)

| 区分 | 計画延長 | 完成延長 | 概成延長 | 完成率 |
|------|-------|-------|------|------|
| 区名 | (km) | (km) | (km) | (%) |
| 千代田区 | 54.2 | 46.4 | 5.7 | 85.7 |
| 中央区 | 43.6 | 39.5 | 1.5 | 90.6 |
| 港区 | 92.0 | 65.3 | 17.0 | 71.0 |
| 管内計 | 189.8 | 151.2 | 24.2 | 80.0 |
| 区部計 | 1,766 | 1,168 | 289 | 66.1 |

管内の国道・区道・自動車専用道を含む公道延長は、673,470m、面積 10,266,940 m²（令和3年4月1日現在）であり、このうち当所が管理する道路は39路線（都道38路線、国道1路線）で、道路延長は、95,963m、面積が 3,284,356 m²（令和3年4月1日現在）で、管内道路延長の14.2%、道路面積の 31.9%を占め、幹線道路網として重要な役割を果たしている。（付表3 管内道路の区別・管理者別概要 P 7 1 及び 付表4 管内都道一覧表 P 7 2, 7 3 参照）

管内管理道路の実延長及び面積

(令和3年4月1日現在)

| | 国道 指定区間外 | | 主要地方道 | | 特例都道 | | 計 | |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 延長 (m) | 面積 (㎡) | 延長 (m) | 面積 (㎡) | 延長 (m) | 面積 (㎡) | 延長 (m) | 面積 (㎡) |
| 千代田区 | 0 | 0 | 9,688 | 334,808 | 15,193 | 502,530 | 24,881 | 837,338 |
| 中央区 | 0 | 0 | 13,493 | 563,002 | 8,830 | 313,506 | 22,323 | 876,508 |
| 港区 | 480 | 14,309 | 19,066 | 594,833 | 29,213 | 961,368 | 48,759 | 1,570,510 |
| 管内計 | 480 | 14,309 | 42,247 | 1,492,643 | 53,236 | 1,777,404 | 95,963 | 3,284,356 |

近年の業務機能の加速度的な集中に伴う自動車交通の増大は、管内道路の慢性的な交通渋滞をもたらしている。

また、阪神淡路大震災はもとより、東日本大震災においても道路が果たす防災機能の重要性が再認識されたところでもあり、なお一層の道路整備を促進する必要に迫られている。

東京都と特別区及び26市2町では、都市計画道路を計画的、効率的に整備するため、おおむね10年間で優先的に整備すべき路線を定めた「事業化計画」を過去3回にわたり策定し、事業の推進に努めてきた。

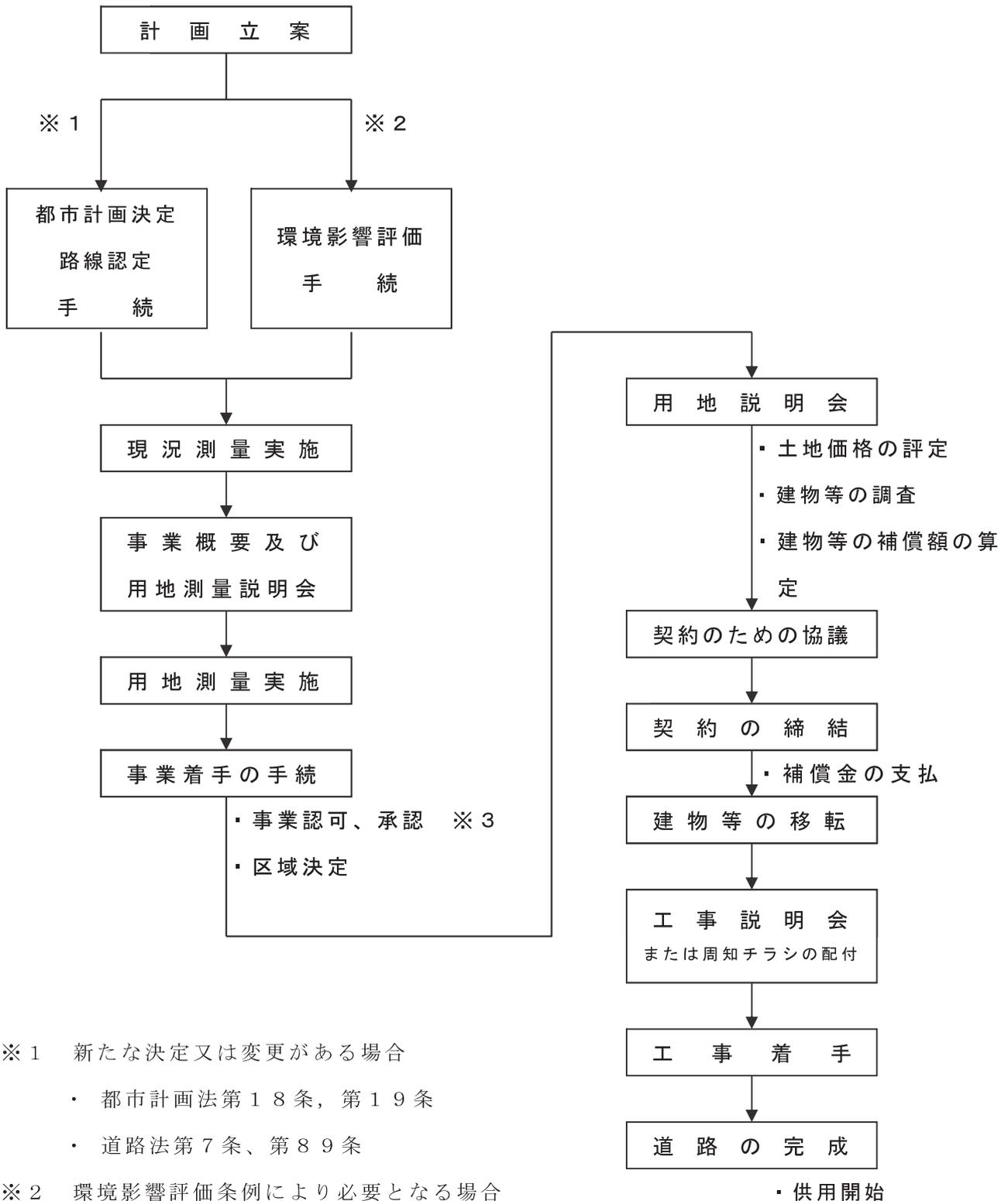
区部においては、昭和56年に第一次事業化計画、平成3年に第二次事業化計画、平成16年に第三次事業化計画を策定してきており、平成28年3月より効率的な道路整備とするため、区部と多摩地域を統合した東京全体の事業化計画である「第四次事業化計画」（平成28年度から令和7年度まで）を策定した。

当所管内においては、「放射第9号線（神保町）」「放射第21号線（虎ノ門）」「環状第3号線（勝どき～芝公園）」「環状第4号線（白金台・高輪）」「補助第4号線（六本木・麻布）」「補助第11号線（白金Ⅱ期）」の6路線6区間が選定されている。

一方、新たな都市計画道路の整備には長い期間と膨大な費用を要することから、新たな道路整備と並行して既に整備されている道路や道路構造物についても、きめ細かな維持管理を行うとともに、高齢社会等に適応する道路の改良や地域の個性を生かした道路のリニューアル化を図り、時代とともに変化する都民ニーズにあわせた道路づくりを目指していく必要がある。

2 道路事業の手順

道路事業の計画から完成に至る手順は、おおむね次のとおりである。



- ※1 新たな決定又は変更がある場合
- ・ 都市計画法第18条、第19条
 - ・ 道路法第7条、第89条

※2 環境影響評価条例により必要となる場合

※3 都市計画法第59条

3 道路・橋りょう等の整備

道路は、単に歩行者や自動車の通行の用に供するだけでなく、高度情報化社会に対応する情報インフラや、電気、ガス、上下水道等の各種供給処理施設の収容空間として、さらに防災空間としての役割をも有する都民生活を支える最も基礎的な社会基盤である。

当所が管轄している千代田・中央・港の都心3区は、政治・経済・文化の中心地区として活発な都市活動が行われており、慢性的な交通渋滞の緩和とともに、都心にふさわしい風格ある質の高い都市基盤の整備が強く望まれている。

そのため ①道路・橋りょうの新設、架け替え ②道路・橋りょうの長寿命化、耐震対策 ③交通安全施設の整備 ④電線類地中化 等の事業を行っている。

(1) 道路整備事業

地価の高い管内の都市計画道路整備には事業費の確保が大きな課題であり、用地の取得に当たっても、地価の上昇、境界確定や相続に伴う諸問題、高齢者世帯の増加や移転先の確保が困難なことなどもあり、関係権利者との調整には長い時間が必要となっている。

このため、事業効果のPR、将来整備イメージを提示するとともに、適正かつ公正な補償とあわせ、代替地提供制度・移転資金貸付制度等の生活再建助成策を活用し、関係権利者の理解と協力を得ながら事業の早期解決に努めているところである。

また、工事の施行に当たっては、騒音・振動などの抑制と交通の確保等に細心の注意を払い、沿道環境及び都民の日常生活への影響を極力抑えるよう努めている。

現在、管内では7路線延長7,095mの区間で事業を行っている。

ア 放射第21号線（虎ノ門）

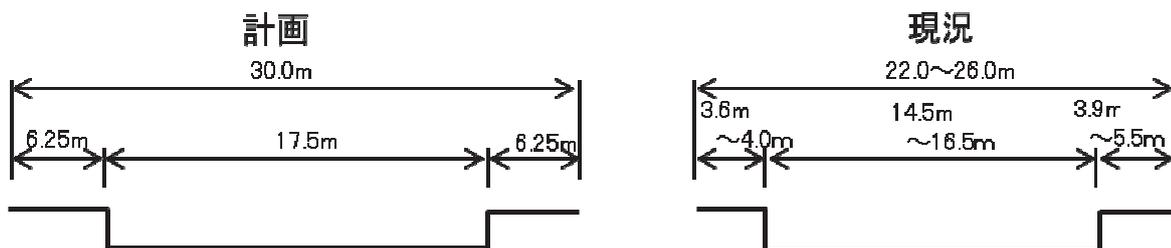
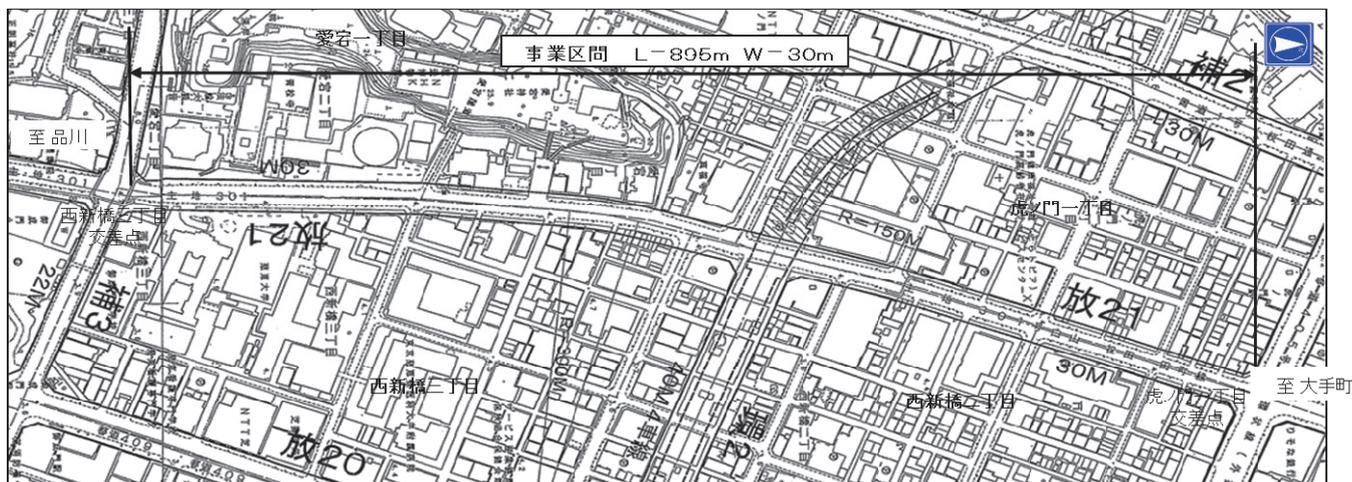
a 事業区間の概況

放射第21号線は、日比谷公園（祝田橋）から第一京浜までの約3.7kmの幹線街路である。

このうち、区部における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）における優先整備路線である、港区虎ノ門一丁目地内、虎ノ門一丁目交差点から、同区西新橋三丁目地内、西新橋三丁目交差点までの延長895mの区間について、現況幅員約22m～26mの道路を30mに拡幅する。

b 事業の進捗状況

平成29年11月に「事業概要及び用地測量説明会」を開催し、平成31年3月に事業認可を取得した。令和元年6月に用地説明会を開催し、用地取得に着手している。令和3年度末現在の取得率は、約33%である。



イ 環状第1号線（内堀通り）

a 事業区間の概況

環状第1号線は、千代田区日比谷公園（日比谷交差点）を起終点とし、皇居外苑を周回する総延長約6.5kmの幹線街路（環状街路）である。

このうち、区部における都市計画道路の整備方針（第三次事業化計画）における優先整備路線である、千代田区九段南一丁目地内、九段下交差点から補助第166号線（雉子橋通り）との交差部までの延長約580mの区間について、現況幅員約20mの道路を30mに拡幅する。

b 事業の進捗状況

平成24年7月に「事業概要及び用地測量説明会」を開催し、同年12月に事業認可を取得して、平成25年度から用地取得に着手した。

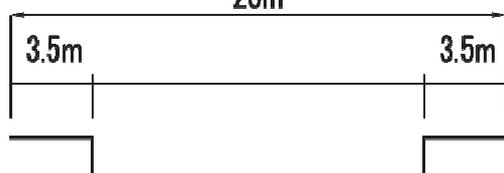
令和3年度末現在の取得率は、約75%である。

工事については、令和3年度に排水管設置工事に着手した。



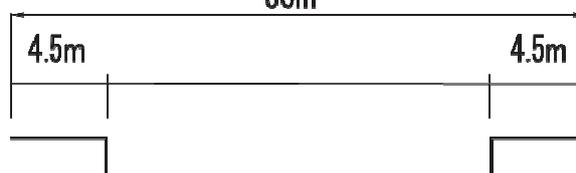
現況断面図

20m



計画断面図

30m



ウ 環状第2号線（汐留～虎ノ門、晴海～汐留）

a 概要（図－1）

環状第2号線は、江東区有明（湾岸道路）を起点とし、千代田区神田佐久間町（昭和通り）を終点とした総延長約14kmの区部環状方向の幹線道路である。

昭和21年、戦災復興の一環として新橋から神田佐久間町までの延長約9.2kmについて、幅員100mで都市計画決定した後、昭和25年には現在の計画と同じ幅員40mに変更、また平成5年には、臨海部との連携強化を図るため、新橋から有明まで延伸している。道路構造については、平成10年に汐留から虎ノ門までの区間の本線を地下トンネルへ変更し、また平成19年には晴海から汐留までの区間のうち、隅田川より東側を橋梁・高架方式へ変更している。

環状第2号線は、これまでに外堀通りの区間など約9kmが開通しており、平成26年3月に新橋から虎ノ門までの約1.4kmの区間も開通した。平成30年11月には、旧築地市場内の地上部に仮設道路を整備し、豊洲から築地までの約2.8kmの区間が暫定開通した。さらに、令和2年3月には築地地区約0.43kmにおいて、地上部道路が開通



図－1 環状第2号線の概要図

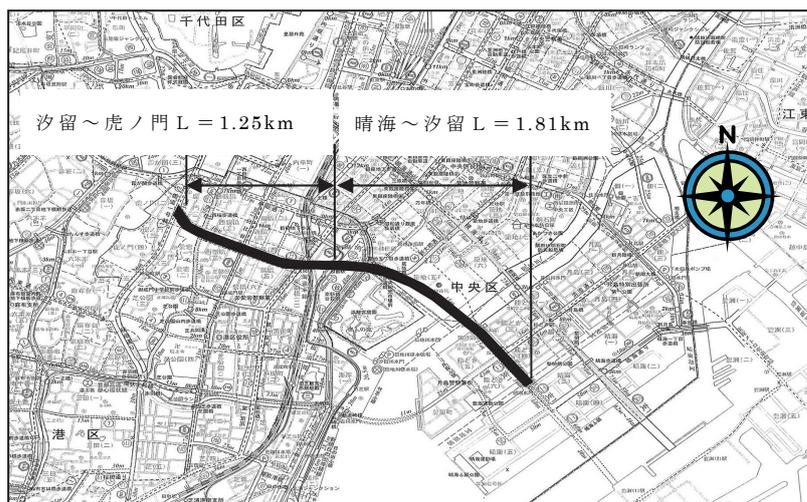
した。引き続き、本線部の工事を進め、令和4年度内の全線開通を目指す。

b 事業の状況（図－2）

① 汐留～虎ノ門間

当該区間は、都内でも有数の商業地であることから、当初計画の平面道路では移転を強いられる事業主等の同意が得られずに協議が難航した。平成元年の

立体道路制度創設に伴い、この制度の活用を前提とした事業計画に改めたことで協議が整い、平成10年、再開発事業の都市計画決定と、本線平面道路から本線地下トンネルへの都



図－２ 事業地案内図

市計画変更を行い、平成15年には、本線地下トンネルの都市計画事業認可を取得した。このうち新橋から虎ノ門の区間については、地上部道路を再開発事業で、地下トンネルを街路事業で整備することとなり、平成17年よりトンネル工事に着手し、平成26年3月29日に地上部道路も含め開通した。残る汐留の区間についても既にトンネル躯体は完成しており、現在、トンネル設備工事や舗装工事を進めている。

② 晴海～汐留間

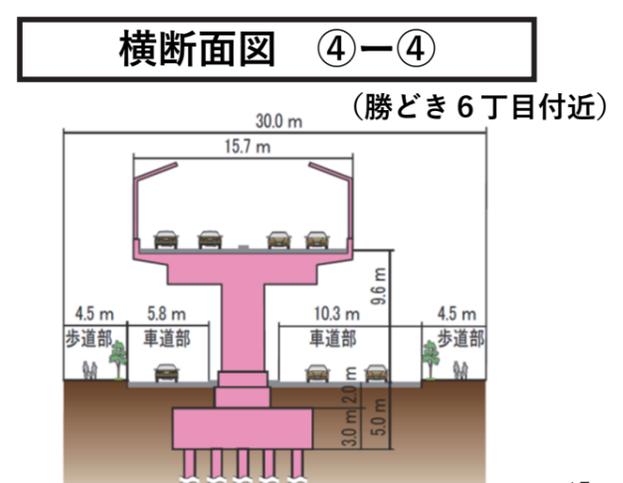
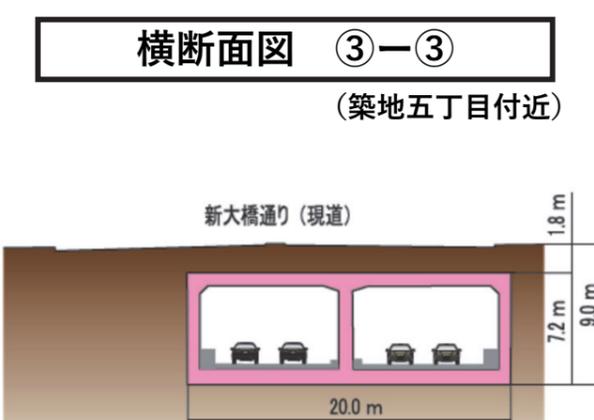
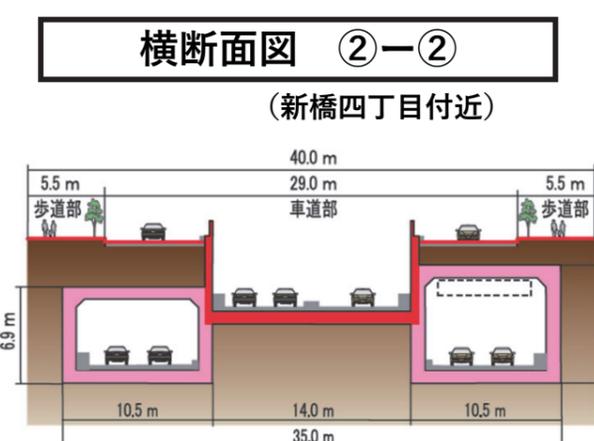
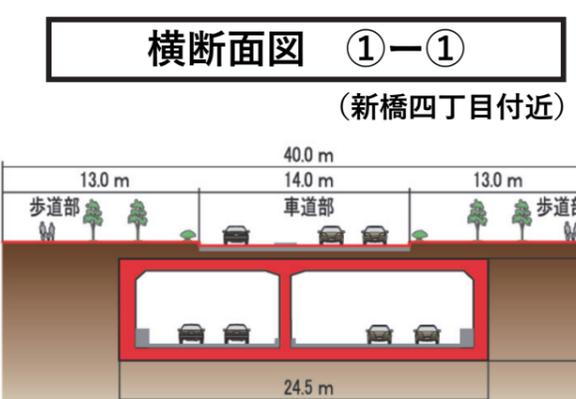
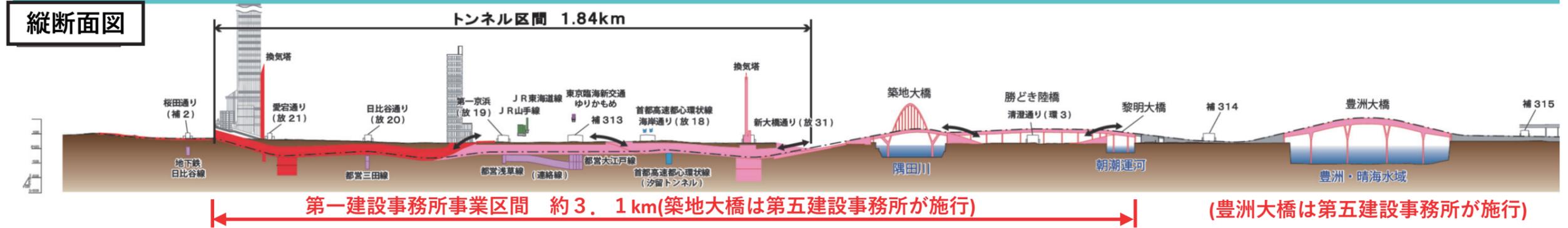
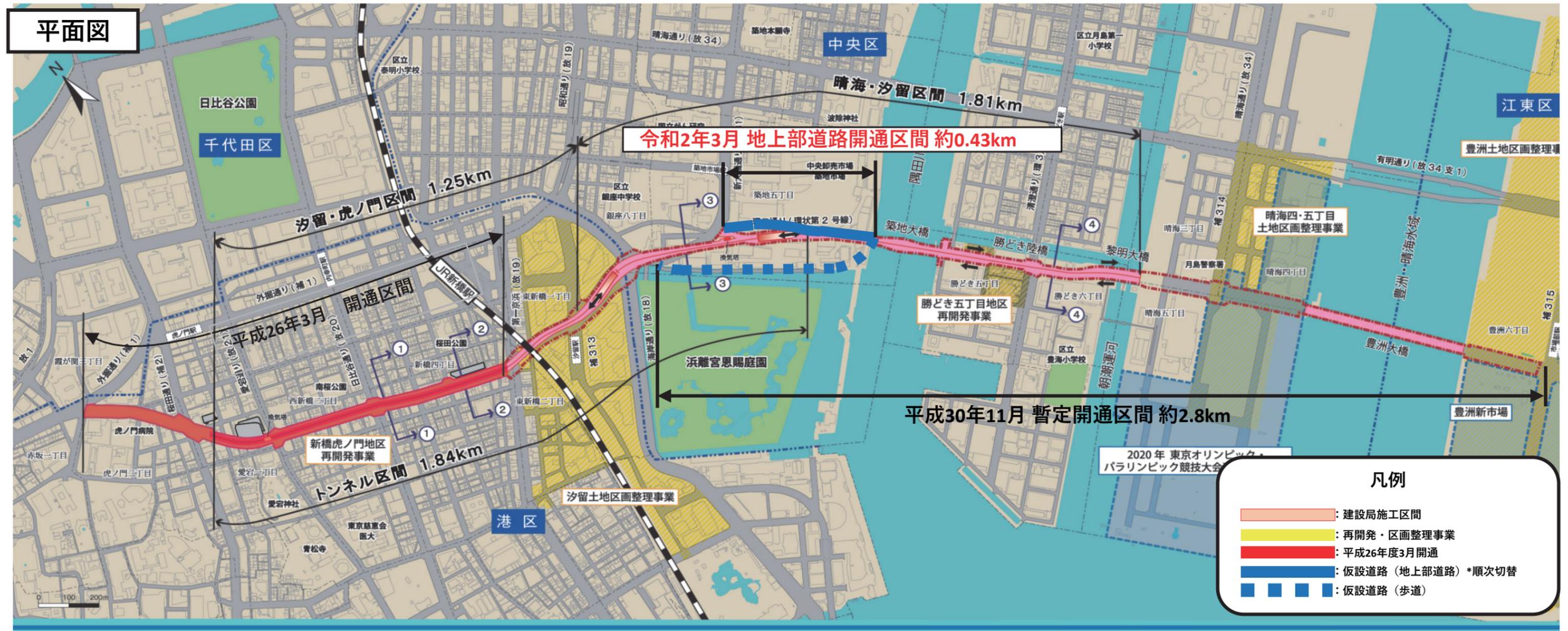
平成5年の都市計画決定時には、旧築地市場が築地五丁目地内において再整備をする予定であったことからトンネル構造としていたが、平成13年、豊洲地区へ移転する整備計画が示されたことを受け、あらためて構造などを検討した結果、①勝どき地区における避難ルートの拡充などの防災性の向上、②築地市場跡地における土地利用の増進、③築地、勝どき、晴海地区間の連携強化などの観点から、平成19年10月に隅田川から東側の構造形式を地下式から地表式へ都市計画を変更し、同年12月に都市計画事業認可を取得した。

平成20年6月に事業及び用地測量説明会を開催し、用地取得に着手して、令和元年度に用地取得を完了した。また、工事については、勝どき地区の高架橋工事及び平面部の街路築造工事が、おおむね平成28年度に完了した。現在、築地地区においては、本線未開通区間のトンネル工事及び築地換気所工事を進めており、勝どき地区では、電線共同溝設置工事を進めている。

なお、平成30年11月4日に豊洲から築地までの約2.8kmの区間が暫定

開通し、このうち築地地区の一部区間（約0.43km）は、令和2年3月に地上部道路として切り替えられた。引き続き、地上部道路を切り替えながら、本線の整備を進めていく。

環状第2号線（晴海～虎ノ門）概要図



工 環状第4号線

a 事業区間の概況

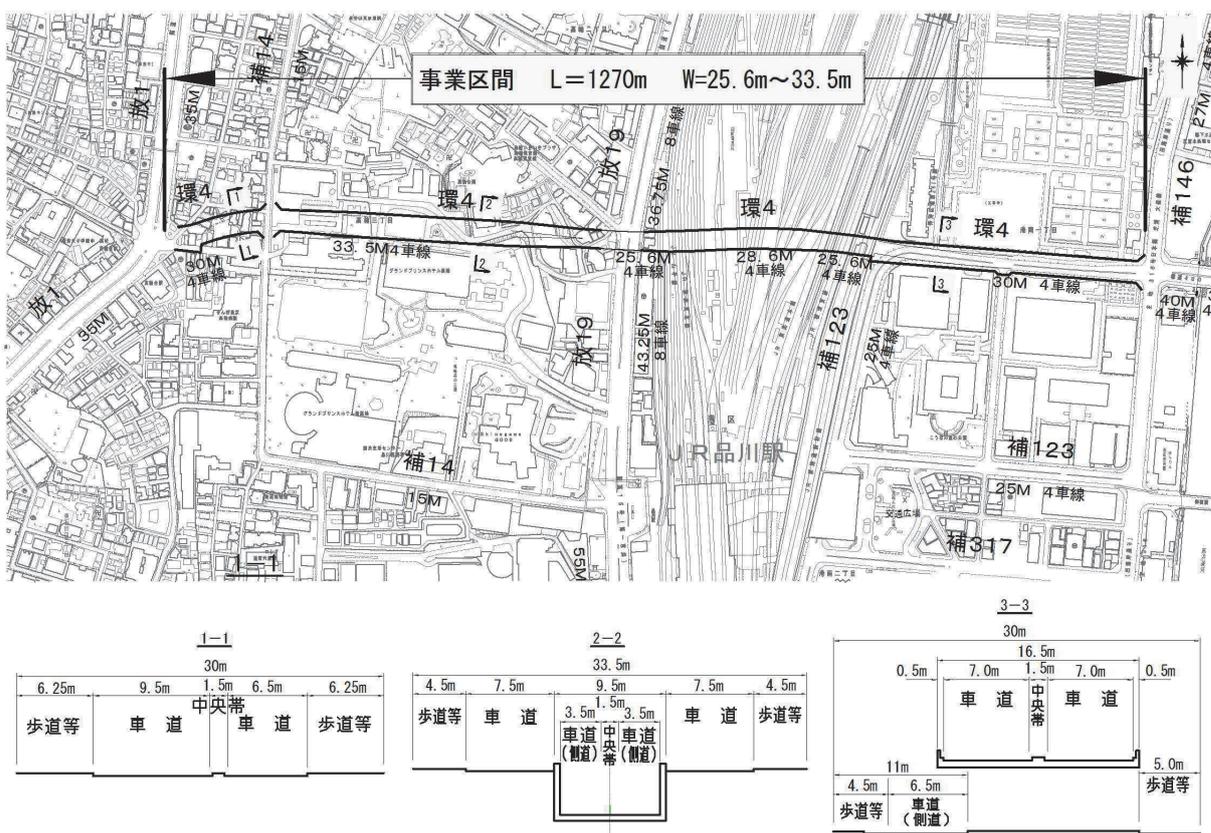
環状第4号線は、港区港南三丁目から江東区新砂三丁目に至る延長約29.9kmの都市計画道路である。

今回整備区間に隣接する品川駅周辺地区は、本格的に国際化が進む羽田空港と近隣し、2027年のリニア中央新幹線の開業（予定）を見据え、更なる拠点性の強化が期待されている。このため、東京都は、平成26年に「品川駅・田町駅周辺まちづくりガイドライン2014」を策定、拠点性を高める道路ネットワークの1つとして、環状第4号線の整備・延伸することになった。

b 高輪・港南区間

高輪・港南区間（旧海岸通り～国道1号（桜田通り））は、延長1270m、幅員25.6mから33.5mの道路を新設及び拡幅整備するものであり、平面構造に加え、鉄道及び国道15号（第一京浜）との交差点は橋梁構造とし、国道15号（第一京浜）へのアクセスのため、道路の中央部分に接続路（側道）を整備する。令和元年7月に国土交通省から都市計画事業の認可を取得し、用地取得に着手している。令和3年度末現在の取得率は、約20%である。

また、令和元年度に港南区間（鉄道部）を工事着手した。

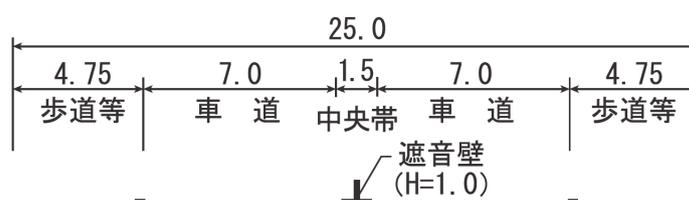
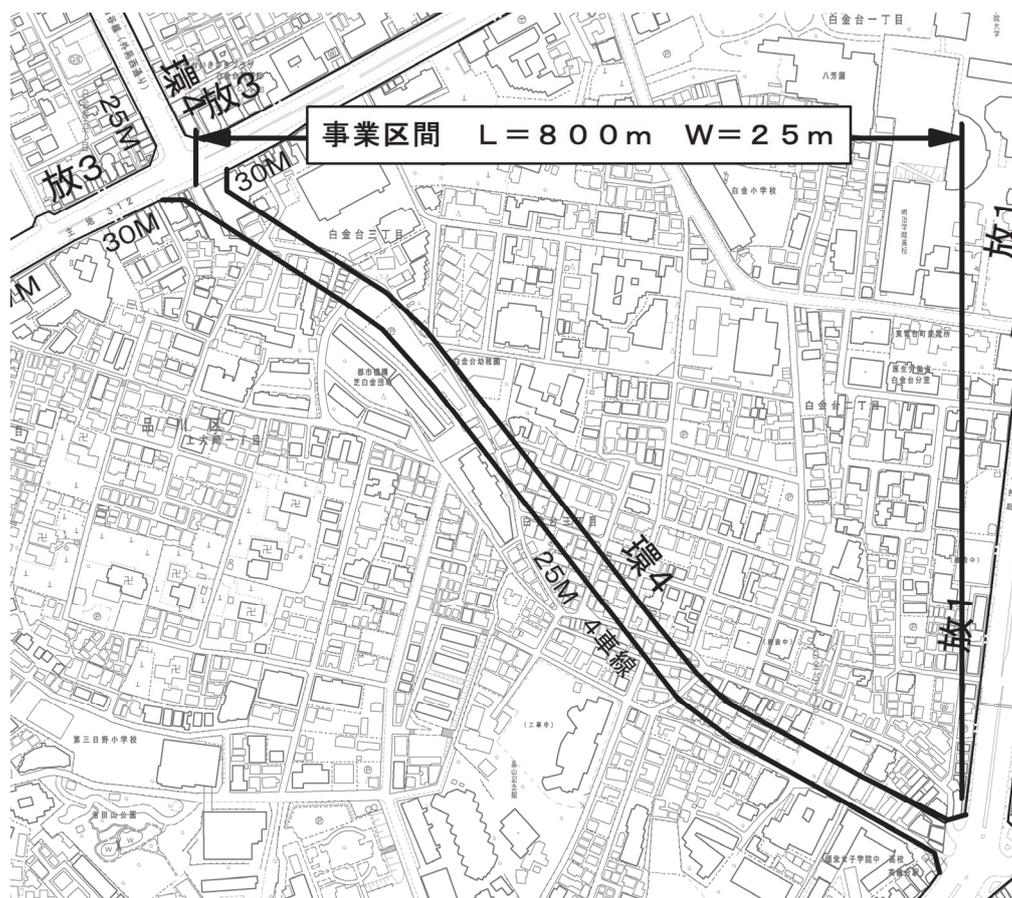


c 白金台区間

本区間は、港区白金台二丁目から同区白金台三丁目の延長約800m、幅員25mの平面道路を新設するものである。

本区間の整備により、区部環状方向の道路ネットワークを形成し、ヒトやモノの動きの円滑化や安全で快適な自転車や歩行者の通行空間の確保を行い、生活道路に流入する通過交通の減少による身近な道路の安全性を向上させる。

また、植樹帯・植樹柵の設置や電線類地中化等により良好な都市景観を創出するほか、延焼遮断帯の形成、緊急車両の速達性向上や救援物資輸送の確保など地域の防災性を向上させるため整備する。令和2年12月に国土交通省から都市計画事業の認可を取得し、用地取得に着手している。令和3年度末現在の取得率は、約0.3%である。



オ 補助第4号線（外苑東通り）

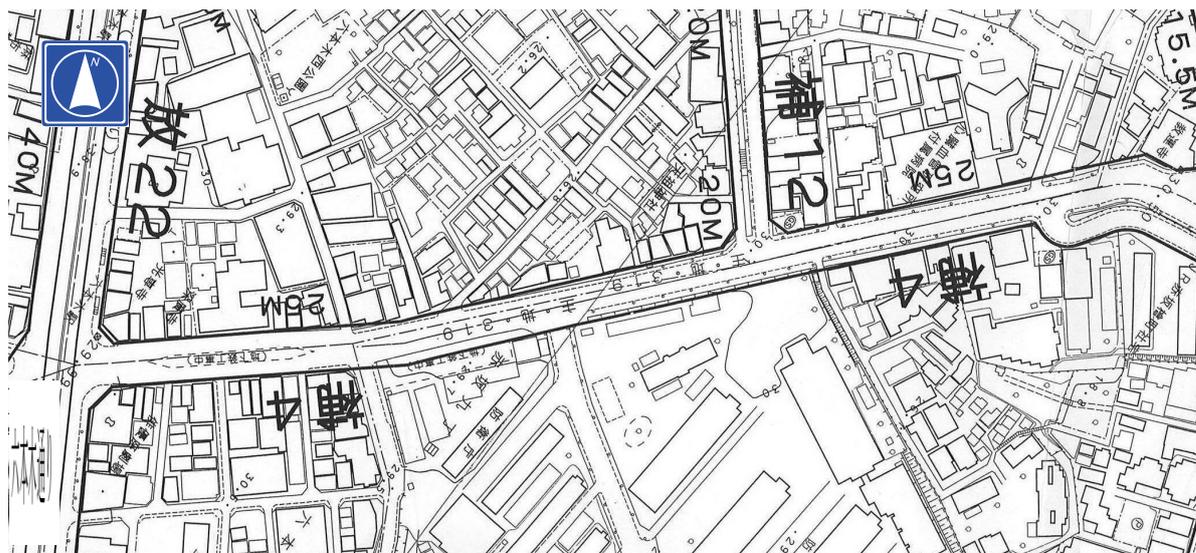
a 事業区間の概況

補助第4号線は、港区海岸一丁目（芝商業高校前交差点）を起点とし、港区南青山一丁目に至る総延長約4.1kmの補助線街路であり、全線が概成又は完成している。

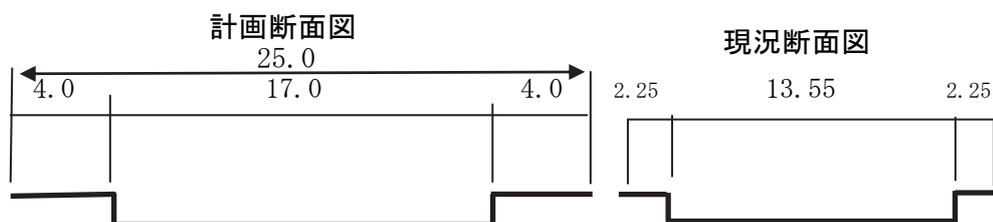
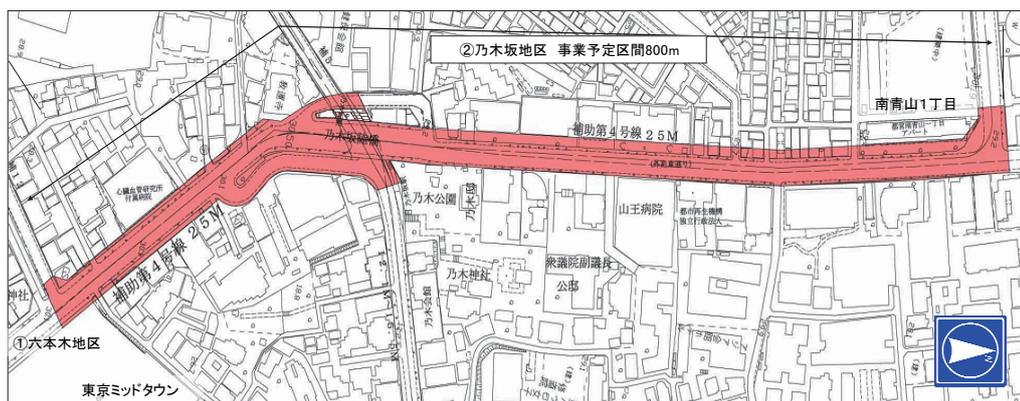
このうち、①六本木地区東京ミッドタウンの反対側、延長約220mの区間について平成19年度より事業着手をした。本区間は六本木交差点に近く、歩行者が多いことから、歩道拡幅に関する地元要望が強く、特に歩行者交通の円滑化を目的とした道路整備を進めてきている。

平成24年2月に、六本木地区に連続する南青山1丁目までの区間（②乃木坂地区）と六本木地区と合わせ、延長1,080mの区間で事業認可を取得した。

1 六本木地区



2 乃木坂地区



b 事業の進捗状況

- 1 六本木地区は、平成18年7月に「事業概要及び測量説明会」を開催し、現況及び用地測量を実施、平成19年度に用地説明会を開催のうえ用地取得に着手し、平成30年度に用地取得を完了した。令和3年度、街築工事及び歩道整備工事を実施し、整備が完了した。
- 2 乃木坂地区は平成22年11月に事業・測量説明会を開催し、現況・用地測量を実施した。平成24年3月に用地説明会を開催し、平成24年度から用地取得を進めている。令和3年度も引き続き用地取得を進めていく。令和3年度末現在の取得率は、約88%である。

カ 補助第11号線（白金）

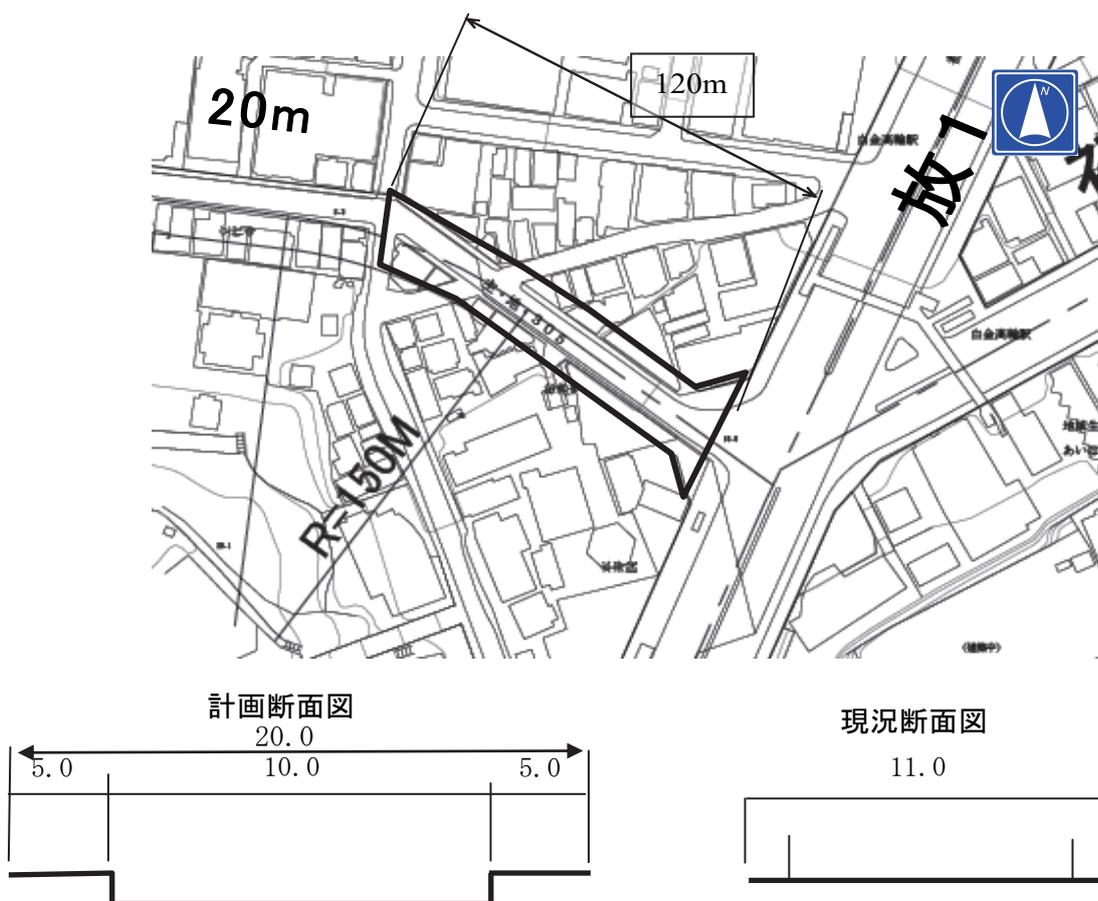
a 事業区間の概況

補助第11号線は、港区三田三丁目（三田二丁目交差点）を起点とし、渋谷区恵比寿一丁目（恵比寿一丁目交差点）に至る総延長約3.5kmの補助線街路である。

このうち、区部における都市計画道路の整備方針（第三次事業化計画）における優先整備路線である、港区白金二丁目地内（白金一丁目交差点）から白金一丁目地内までの延長120mの区間について、現況幅員約11mの道路を20mに拡幅するとともに電線類の地中化の整備を進めていく。

b 事業の進捗状況

平成24年5月に「事業概要及び測量説明会」を開催し、平成25年2月に事業認可を取得して、現在用地測量を進めている。平成25年3月に用地説明会を開催し、平成25年度から用地取得を進めている。令和3年度末現在の取得率は、約56%である。



キ 高浜橋

a 事業区間の概況

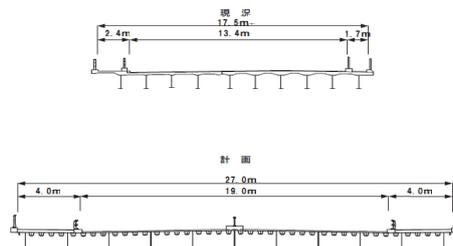
高浜橋は、港区芝浦四丁目と同区港南一丁目を繋ぐ旧海岸通りの橋梁であり、昭和31年に架設し、39年の拡幅を経て、現在の橋長56.0m、幅員17.5mになった。本橋前後の旧海岸通りは都市計画幅27mで整備済みである。東京都長期ビジョンに基づき、災害発生時における避難・輸送ルートของ安全性確保のため、架替えを進めていく。

b 事業の進捗状況

平成20年12月に芝浦側橋詰用地の処理方針を定め、平成23年2月より地元説明会、現況測量を実施し、平成27年度で立ち退きが全て完了した。

平成28年12月に仮設道路に切替えを行い平成30年4月に旧橋の撤去が完了した。

その後、橋梁工事、取付道路復旧工事を行い、令和2年2月14日に暫定形での四車線切り換えを行った。今後は、引続き道路復旧工事を行い、道路の完了を目指す。



(2) 道路・橋りょう修景事業

都民は生活のゆとりや豊かさを求めており、都民が実感できるような美しさ・ゆとり・潤い・安らぎのある街づくりが求められている。

当所においても、シンボルロード整備・東京ストリートヒューマン1st事業・著名橋の整備・道路緑化事業を実施し、美しく潤いのある都市景観の創出に努めている。

ア シンボルロード整備事業

この事業は、「東京都シンボルロード整備検討委員会報告」（平成2年3月）に基づき、東京を代表する道路を、その機能の質的な向上を図りながら、都市景観の向上や拠点整備の補完及び多芯型都市づくりに寄与し、地域のシンボルとなるように整備することを目的としている。

シンボルロード整備路線は、都道全体で20路線（総延長81.9km）が選定されており、そのうち当所管内は8路線（延長25.6km）が対象となっている。

当所では、平成元年度からシンボルロード整備事業のモデル路線として晴海通り（主要地方道第304号線）に着手し、その後、令和3年度までに約14.1kmの整備を完了している。

令和4年度は、内堀通りの上り線で千鳥ヶ淵交差点から九段坂上交差点間において歩道舗装工事を実施するほか、六本木通りでは下り線の赤坂一丁目から六本木一丁目交差点間で歩道舗装工事を実施する。

シンボルロード整備事業対象路線

| 通称道路名 | 対象区間 | 延長(km) | 整備済(km) |
|-------|--------------------|--------|---------|
| 内堀通り | 九段下～皇居外苑及び半蔵門～九段上 | 4.0 | 2.6 |
| 外堀通り | 昌平橋付近～土橋、土橋～紀之国坂付近 | 7.3 | 3.4 |
| 靖国通り | 市ヶ谷駅～浅草橋付近 | 4.5 | 3.3 |
| 晴海通り | 日比谷～晴海三丁目 | 3.0 | 0.7 |
| 八重洲通り | 東京駅八重洲口～昭和通り | 0.7 | 0.7 |
| 六本木通り | 内堀通り～南青山六丁目 | 4.0 | 2.6 |
| 目黒通り | 桜田通り～上大崎交差点 | 1.3 | 0.0 |
| 中央通り | 秋葉原～外神田五丁目 | 0.8 | 0.8 |
| 計 | | 25.6 | 14.1 |

シンボルロード整備事業施行実績（平成24年度以降）及び令和4年度予定

| 年度 | 通称名 | 箇所 | 内容 |
|------|-------|-------------------------|------------------------|
| 24 | 六本木通り | 港区六本木三丁目～六本木四丁目 | 照明柱 12基 |
| | 内堀通り | 千代田区皇居外苑 | 歩道舗装 1,900㎡ |
| 25 | 六本木通り | 港区六本木三丁目～六本木四丁目 | 歩道舗装 1,300㎡ |
| | 内堀通り | 千代田区皇居外苑 | 歩道舗装 1,500㎡ |
| 26 | 六本木通り | 港区六本木四丁目 | 照明柱 8基 |
| 27 | 晴海通り | 千代田区有楽町一丁目～有楽町二丁目 | 照明柱 15基 |
| | 内堀通り | 千代田区皇居外苑 | 歩道舗装 770㎡ |
| 28 | 晴海通り | 千代田区有楽町一丁目～有楽町二丁目 | 歩道舗装 1,100㎡ |
| | 六本木通り | 千代田区霞が関二丁目 | 照明柱 13基 |
| 29 | 晴海通り | 千代田区有楽町一丁目～ 中央区銀座五丁目 | 歩道舗装 1,200㎡ |
| 30 | 六本木通り | 港区六本木二丁目～六本木三丁目 | 照明柱 30基 |
| 令和元年 | 内堀通り | 千代田区一番町～九段南二丁目 | 照明柱 17基 |
| 令和2年 | 内堀通り | 千代田区一番町～九段南二丁目 | 照明柱 19基 |
| 令和3年 | 内堀通り | 千代田区一番町～九段南二丁目 | 照明柱 19基 歩道舗装 2,100㎡ |
| | 六本木通り | 港区六本木二丁目～六本木四丁目 | 歩道舗装 2,400㎡ |
| | | 港区赤坂一丁目～赤坂二丁目 | 照明柱 16基 歩道舗装 2,500㎡ |
| 令和4年 | 内堀通り | 千代田区一番町～九段南二丁目 | 歩道舗装 2,200㎡ |
| | 六本木通り | 港区赤坂一丁目～六本木一丁目 | 歩道舗装 700㎡ |

イ 東京ストリートヒューマン1st 事業

都はこれまで、シンボルロード整備事業により個性豊かで魅力的な道路の整備を進めてきたが、事業開始から約 30 年が経過し、社会環境や道路空間に対するニーズの変化等を踏まえ、シンボルロード整備事業を改定し、令和 2 年度に「東京ストリートヒューマン 1st 事業」として事業計画を策定した。今後は本計画に基づき、道路の景観整備を推進し、多様な人々が集う、首都東京にふさわしい快適で魅力あるみち空間の創出に取り組んでいく。

対象となる路線は、都道全体で 19 路線（総延長 17.5 km）であり、そのうち当所管内は 8 路線（延長 8.8 km）である。

令和 4 年度は、外苑東通りの港区六本木四丁目地内において歩道舗装や照明設置工事を実施し、外堀通りでは港区新橋二丁目から虎ノ門一丁目までにおいて照明設置工事を実施するほか、白山祝田町線の港区芝公園三丁目～東麻布一丁目や千代田区日比谷公園一丁目～港区虎ノ門一丁目などで歩道舗装や照明設置工事を実施する予定である。

東京ストリートヒューマン 1st 事業対象路線

| 通称道路名 | 対 象 区 間 | 延長 (km) |
|--------|--------------------|---------|
| 外苑東通り | 東京ミッドタウン前交差点～六本木通り | 0.2 |
| 環状三号線 | 六本木通り～新一の橋交差点ほか | 1.4 |
| 白山祝田町線 | 内堀通り～外堀通りほか | 1.2 |
| 日比谷通り | 晴海通り～環二通りほか | 1.7 |
| 晴海通り | 銀座五丁目～万年橋西交差点 | 0.3 |
| 錦町有楽町線 | 外堀通り～東京国際フォーラム西交差点 | 1.0 |
| 靖国通り | 外堀通り～江戸通り | 1.5 |
| 外堀通り | 六本木通り～新橋駅銀座口前交差点 | 1.5 |
| 計 | | 8.8 |

ウ 道路緑化整備事業

この事業は、道路環境の整備と都市緑化の推進の一環として緑豊かな道路空間の創出を図るものである。

道路と地域の特性を生かしながら、歩道や中央分離帯、交通島等に多様な樹種を植え、道路緑地の整備を行っている。また、安全で円滑な交通への寄与、災害時の火災などから都民を守る防災機能の確保に努めている。その内容は、次のとおりである。

- 1 街路樹の育成状況を調査すると共に倒木などの事故防止を図るため、街路樹の健康診断となる「街路樹診断」を実施
- 2 防災上重要な路線において、災害時に緊急車両や避難者の通行を街路樹が妨げることを無きよう計画的に「街路樹診断」を実施
- 3 道路空間の緑の増量と魅力ある歩行空間を創出する「路線ごとの植樹帯・緑地」の整備
- 4 東京2020大会をレガシーとして、街路樹の樹冠拡大による緑陰を確保するため、計画的な剪定を実施

令和4年度の主な事業は次のとおり。

- ① 街路樹診断の実施
 - ・目黒通り（ハナミズキ、イチョウ等）
 - ・昭和通り（イチョウ、クスノキ等）
 - ・海岸・旧海岸通り（ヤマモモ、イチョウ等）
 - ・葛西橋通り（スズカケノキ、クスノキ）
 - ・内堀通り（ユリノキ、エンジュ等）
 - ・八重洲宝町線（イチョウ）
 - ・清澄通り（スズカケノキ、クスノキ等）
 - ・品川埠頭線（アオギリ）
- ② 路線ごとの整備（植栽補植）
 - ・外苑東通り、高輪麻布線、中央官衙176、靖国通り、本郷通り
- ③ 街路樹の計画的な剪定（緑陰確保）
 - ・永代通り、新大橋通り、白山通り、靖国通り、晴海通り、外苑東通り、日比谷通り、外堀通り、外苑西通り、台場青海線

エ 勝どき橋の資料館及び橋のライトアップ

平成16年度に、東京の魅力を発掘する観光振興策として隅田川橋梁群のシンボリック的存在である勝鬨橋の変電所を改修し、昭和初期の最先端技術が注がれた勝鬨橋をわかりやすく紹介する「かちどき 橋の資料館」として開館した（平成17年4月29日開館）。

また、夜間の都市景観を演出する橋梁のライトアップを隅田川に架かる築地大橋、勝鬨橋、佃大橋、中央大橋、永代橋、清洲橋、新大橋と神田川に架かる聖橋（現在休止中）の計8橋で行っている。

なお、勝鬨橋、永代橋、清洲橋は、平成19年6月18日に国の重要文化財に指定された。



〔勝鬨橋〕



〔永代橋〕



〔清洲橋〕

(3) 交通安全施設整備事業

この事業は、自動車交通や歩行者、自転車の安全を確保し、交通事故を未然に防止するため、中央分離帯の設置、交差点の改良等の整備を行うものである。

令和4年度の主な施行予定箇所は、次のとおりである。

- ・ 中央分離帯の設置（内堀通り、麻布通り、新大橋通り）
- ・ 歩道改良（内堀通り、六本木通り）
- ・ 車道改良（晴海通り）

(4) 電線類地中化事業

地上に架設されている電線類を道路の地下に収容することにより、良好な都市景観の創出、安全で快適な歩行空間の確保とともに、災害時の電柱倒壊による交通遮断を防ぎ、電気や電話などの安定供給を確保することを目的とするものである。

事業は「東京都無電柱化推進計画（第八期）（2021年度～2025年度）」に基づき進めており、都の直轄施行（一建施行）に加え、電線管理者へ工事委託を行うことにより、着実な事業の推進を図っている。令和4年度現在、以下の路線で事業中である。

都直轄施行：3路線（工事課所管）

環状第1号線（千代田区九段南1～一ツ橋1）

補助第4号線（港区六本木7～赤坂8）

補助第11号線（港区白金1～白金2）

都直轄施行：2路線（補修課所管）

高輪麻布線（港区六本木1～六本木3）

国道130号（港区芝浦1）

電線管理者への工事委託：1路線

外苑西通り（港区南青山2～西麻布2）

(5) 橋りょうの長寿命化事業（予防保全型管理に向けて）

東京都が管理する橋梁の多くは、関東大震災の復興期と高度経済成長期に整備されたため、今後一斉に更新時期を迎える。このことに対応するため、これまでの対処療法型管理から予防保全型管理に転換し、架替え時期の平準化と総事業費の縮減を図っていくこととし、平成21年度に「橋梁の管理に関する中長期計画」を策定し、予防保全型管理に取り組んできた。

橋梁の高齢化の今後の進展や定期点検により補修が必要となる橋梁が多数あることから、予防保全型管理をより一層進めるため「中長期計画」の改定を行い、令和3年3月に「橋梁予防保全計画」が策定された。

「橋梁予防保全計画」においても長寿命化事業が中核をなしており、将来に貴重な遺産として残さなければならない著名橋、架替え時に多額の費用と周辺への多大な影響が予想される長大橋、跨線・跨道橋、主要な道路にかかる橋梁などについて、最新の技術により、架替えを行うことなく対策後100年以上延命させる事業である。

当所管内では、清洲橋、永代橋、勝鬨橋などの著名橋をはじめ35橋を実施の対象橋梁としている。

4 道路・橋りょう等の維持補修

道路・橋りょう等の維持補修は、既設の道路、橋りょう等を常に良好な状態で維持・補修・管理することにより、安全かつ円滑な道路交通を確保することを目的としている。

当所が管理する道路は、都道延長 94,800m、総面積 320.5ha に及んでいる。管内の道路は一般交通の用に供されるばかりでなく、都市機能を支える高速道路・地下鉄・ライフライン等の生活関連施設も布設されるなど、高度に利用されている。

一方、近年の車両大型化による振動、騒音の問題のほか、道路損傷の増加、道路占用物件に起因する道路陥没も生じている。そこで、適切な道路、橋りょう等の維持補修により、道路機能を保全することが強く求められている。また、過密化した東京にゆとりとうるおいを与えるため、道路を貴重な生活空間として整備していくことも大きな課題である。

(1) 道路維持事業

この事業は、道路や道路施設、道路附属物についての維持修繕を行い、道路機能を良好な状態に保つことを目的としている。

特に、道路舗装の損傷は道路交通に危険なばかりではなく、騒音や振動など沿道の生活環境に重大な影響を与える可能性がある。また、道路管理者が行う交通安全事業のうち、道路照明・防護柵・道路標識・視線誘導標・道路反射鏡・区画線設置等の事業を行うことにより車両及び歩行者の安全の向上を図るとともに、防犯面からもこれらの施設を良好な状態に保つよう維持管理に努めている。

ア 道路巡回点検

道路巡回点検は、道路や道路附属物の破損、機能低下箇所の早期発見を目的に行っている。

道路巡回点検

| 工区 | 区域 | 方式 |
|-------|----------|----|
| 千代田工区 | 千代田区・中央区 | 直轄 |
| 港工区 | 港区 | 委託 |

令和3年度 道路巡回点検実績表

| | 稼 動 量 等 |
|---------|----------|
| 巡 回 日 数 | 延べ 483 日 |
| 巡 回 距 離 | 33,484km |
| 異常発見箇所 | 2,044 箇所 |

イ 請負方式

請負方式には、受注者と工事単価を契約する単価契約方式と一般の総価契約方式とがある。

単価契約方式は、道路巡回点検で発見した道路や道路施設の不良箇所及び住民等からの要望や通報箇所の修繕を対象とするほか、夜間・休日の道路陥没等の応急措置、交通事故による道路附属物の復旧、降雨時の集水桝詰まりの解消など緊急を要するものも行っている。

単価契約実績

| | 指示件数 |
|-----------|-------|
| 道路橋梁、街路灯等 | 940 件 |

総価契約実績

| | 件 数 |
|-----------|------|
| 道路維持工事その他 | 11 件 |

(2) 道路補修事業

道路補修事業は社会経済を支える都管理の道路を良好な状態に保ち、安全な通行を確保するため、舗装の打ち替えや切削・オーバーレイ等の工事を行い、道路機能を更新するものである。

本事業を進めるにあたっては、ひび割れやわだち掘れ等の既設舗装の状況や舗装の履歴、交通量などの情報を集約したデータベースを活用しながら補修範囲、補修工法、補修時期等の選定を適切に行い、事業の効率的かつ計画的な執行を図っている。

本事業においては、損傷した舗装を原形に復するだけでなく、環境に配慮した取り組みを併せて進めている。

路面温度の上昇を抑制する遮熱性舗装や保水性舗装の環境対策型舗装を管内全域において整備し、夏の暑さ対策に努めている。

また、交通事故の防止や歩行者等の安全確保のため、道路補修事業に併せて道路のバリアフリー化や自転車通行空間の整備等を行っている。

道路のバリアフリー化は、安全で快適な歩行空間を創出するため、歩道の段差の解消、勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置等を進めている。

自転車通行空間の整備は、利用者が安全で安心して通行できる道路空間を実現するため、交通管理者と連携して、車道を活用した自転車レーンの設置や自転車歩行者道の構造的分離など、東京の道路事情に応じた整備手法により整備を進めている。

令和4年度は、9路線、4,360mの道路補修を実施する。

主な工事予定箇所は、次のとおりである。

- | | |
|--------|--------------------------------|
| ・遮熱性舗装 | 赤坂杉並線、晴海通り、靖国通り、外堀通り、本郷通り、清澄通り |
| ・低騒音舗装 | 六本木通り、海岸通り |
| ・保水性舗装 | 中央官街 |

(3) 施設維持事業

管内の主要幹線道路には、円滑な交通機能を確保するため、地下自動車道、地下歩道、共同溝、排水場等の施設が設置されている。これらの施設には、「排水設備」「換気設備」「照明設備」「非常通報・警報設備」及び「受変電設備」等を備え、交通機能の維持に万全を期している。施設維持事業は、これらの設備を常時、良好な状態で運用するために維持管理を行うものである。

現在、地下自動車道6箇所、トンネル4箇所、共同溝5箇所、地下歩道2箇所、地下横断歩道8箇所、排水場1箇所の計26箇所の施設の維持管理を行っている。

施設の多くは無人であり、雨水や湧水を排水するポンプ設備、地下道内を換気する換気設備などは自動運転している。

また、照明設備、非常通報・警報設備及び受配電制御設備等についても、設定条件下で良好に機能するよう管理している。

一方、これらの電気・機械設備は、地下（路面下）に設置されている施設が多く環境が悪く、経年による劣化により、突然の機能停止や故障を引き起こす場合がある。道路機能に重大な支障を来すことが無いよう定期的な巡回点検や修理等を行うとともに、長期的な改修計画に基づき補修工事を実施し安定的な運転の確保に努めている。

更に、「道路施設警報監視システム」を導入し設備状態の遠隔監視を行い、異常の早期発見に努めている。設備運転状態、酸素濃度など計測値に異常が発生した場合は、N T T回線により当所及び防災行政無線を利用して道路管理部及び都道管理連絡室に警報を送信し、警報表示とともに、監視履歴を残すなど、24時間体制で監視を行っている。

令和3年度 施設維持工事実施状況

| 工 事 種 別 | 件 数 |
|-----------------|-----|
| 設 備 保 守 委 託 | 11件 |
| 街 灯 等 保 守 | 1件 |
| 泥 土 し ゅ ん せ つ 等 | 5件 |
| 設 備 改 修 工 事 等 | 8件 |
| 計 | 25件 |

(4) 橋りょう維持補修事業

この事業は、歩行者の安全と車両の円滑な走行を図るため、一般橋りょう及び横断歩道橋の耐震性の確保、使用性の改善並びに日常の保守・修繕を実施するものである。

当所の管理橋は、一般橋りょう 61 橋（延長：6317.7m、面積：150,733.8 m²）、横断歩道橋 41 橋（延長：3,747.6m、面積：11230.7 m²）である。

維持補修事業は、橋の安全性・耐久性を判断するため、5年に1回のサイクルで健全度調査を実施し、損傷、劣化の指標により効率的かつ効果的な補修計画に基づき維持補修を行っている。令和4年度は、入船橋や港南二丁目歩道橋等の塗装塗替えを実施していく。

管内の橋りょうは、別表のとおりである。

一般橋りょう調書 (令和4年4月1日現在)

| | 橋長別 | 橋数 | 橋延長(m) |
|-------|---------------|----|---------|
| 国道 | 30 m～100 m 未満 | 1 | 55.0 |
| 主要地方道 | 100 m 以上 | 8 | 1,622.2 |
| | 30 m～100 m 未満 | 17 | 1,004.9 |
| | 15 m～30 m 未満 | 5 | 120.2 |
| | 15 m 未満 | 1 | 13.4 |
| | 小計 | 32 | 2,815.7 |
| 特例都道 | 100 m 以上 | 12 | 2,711.4 |
| | 30 m～100 m 未満 | 14 | 725.4 |
| | 15 m～30 m 未満 | 3 | 65.2 |
| | 15 m 未満 | — | — |
| | 小計 | 29 | 3,502.0 |
| | 合計 | 61 | 6,317.7 |

横断歩道橋調書 (令和4年4月1日現在)

| | 橋数 | 橋延長(m) |
|-------|----|---------|
| 主要地方道 | 25 | 2,426.3 |
| 特例都道 | 16 | 1,321.3 |
| 合計 | 41 | 3,747.6 |

(5) 街路樹維持事業

この事業は、道路をうるおいのある快適な空間とするため、豊かな緑や花を確保するものであり、街路樹の保護・育成、欠樹の補植、剪定、害虫の防除や除草、清掃を実施するものである。

街路樹等種別表 (令和4年4月1日現在)

| 樹種名 | 本数 | 樹種名 | 本数 | 樹種名 | 本数 |
|--------|----------------|-------|-------------|-------|-------------------|
| スズカケノキ | 2,509 (16) | アオギリ | 396 (0) | サクラ | 445 (150) |
| イチョウ | 2,913 (128) | ヤマモモ | 516 (69) | ケヤキ | 220 (54) |
| エンジュ | 562 (17) | トウカエデ | 251 (20) | ハナミズキ | 909 (72) |
| ヤナギ | 138 (10) | フウ | 214 (5) | その他 | 578 (429) |
| ユリノキ | 633 (4) | クスノキ | 307 (77) | 計 | 10,591 (1,051) |

() 緑地等外書

5 道路の管理

道路の管理の目的は、道路を常に良好な状態に維持することにより、安全、円滑で快適な交通を確保することのほか、地域の安全、災害の抑制、良好な環境の確保の役割も担っている。そして、管理の内容は、都道の新設、改築、維持、修繕、災害復旧及びその他すべての道路法上の管理行為を含むものであり、個々の行為については、道路法の規定に基づき処理している。

これらの道路管理のうち、主な業務は、①道路区域の決定及び変更並びに供用の開始及び廃止に関する手続き ②道路台帳の整備・保管並びに道路統計 ③道路区域の標示・証明及び公共用地の境界確定 ④道路の占用許可・承認及び占用料の徴収 ⑤共同溝の入溝承認及び負担金の徴収 ⑥道路の監察 ⑦道路上工事の調整 ⑧事業用財産の管理である。

なお、道路管理にあたっては、東京ふれあいロード・プログラム（本章5-(8)参照）など地域住民・団体等と協力しあい、潤いと安らぎのある道路環境づくりを目指している。

また、当所管内においては、汐留区画整理地内・千代田歩行者専用道を始めとして、開発行為等に伴う維持管理協定に基づき、道路管理者以外の者と道路の維持管理を協力して行っている箇所が多い。

(1) 道路区域の決定・変更及び供用開始

道路管理者は、路線が認定されると遅滞なく「道路区域の決定」を行わなければならない。（道路法第18条第1項）

また、「道路区域の変更」とは、道路の拡幅を行ったり、旧道に替えて新道を別に築造した場合のように、新たに道路となった部分を道路区域に編入するもの、あるいは道路整備の結果や沿道の利用形態の変化等によって、在来の道路区域から除外するものがある。

道路区域に編入されると、道路の築造を困難にするような工作物の設置、土地の形態の変更等が制限され、これらの行為については、道路管理者の許可が必要になる。

なお、「供用の開始」は、土地に関する権原が取得され、工事によって道路の実態を備えたものについて道路管理者が公示して行う。

(2) 道路台帳

道路台帳は、道路に関する基礎的な事項を統括的に把握し、道路管理行政を円滑に行うために調製されている。また、都民の道路に関する調査等に供するため、台帳閲覧・複写対応を行っている。

都の道路台帳は、道路法の趣旨に基づき次の図書を基本として整備を行っている。

- ① 「道路台帳平面図」及び調書
- ② 「地下埋設物台帳平面図」及び調書
- ③ 「道路敷地構成図」及び調書

このうち、③「道路敷地構成図」は、道路を管理する上で最も重要な道路の区域線の位置や道路を構成する敷地を明確にするもので、昭和49年度から整備を推進し管内管理都道の100%完了している。

令和3年度台帳閲覧等取扱実績

| 業務内容 | 件数 | 延長(m) |
|--------|-------|-------|
| 台帳閲覧 | 2,972 | —— |
| 台帳複写 | 2,598 | —— |
| 土地境界確定 | 63 | 2,084 |
| 土地境界閲覧 | 1,867 | —— |
| 土地境界証明 | 277 | —— |

また、道路台帳を有効な資料として活用し、土地境界確認、確定事務を行っている。

平成20年度から、それまで建設局総務部用度課で行っていた土地境界確認・確定事務を各建設事務所で行うことになった。土地境界確認・確定事務として、申請受付、資料の調査検討、境界線設定、現地調査、確認立会、合意図面の取交し等を実施している。当所管内は、東京都心部ということで再開発事業やビルの新築案件が増加し、不動産売買等も堅調なことから、土地境界図の閲覧・証明対応も数多く行っている。

平成7年度から、東京都道公共基準点(3級)の管理保全を行っているが、年々使用申請も増加している。平成14年4月1日から測量法が改正になり、公共基準点は日本測地系から世界測地系に変更となったことで、平成16年4月1日に座標変換処理を行った。また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による基準点の変動については、平成25年度に道路管理部所管の公共基準点及び事務所所管の公共基準点の一部について改算が行われ、平成26年度に事務所所管の公共基準点がおおむね改算された。

なお、道路幅員証明については令和2年12月1日をもって廃止され、道路台帳複写図の交付に統合された。

(3) 道路占用

道路は、本来一般交通の用に供することを目的とするが、特定の場合には、道路内に物件を設置することを認めており、これを道路占用という。

主な占用物件には、水道、下水道、電気、ガス、通信及び交通等の公益事業のための施設として鉄道等があり、また、一般の営利事業のための袖看板等がある。

これらの占用物件を道路内に設置する場合には、道路法に基づき占用許可を得ることが必要であり、道路管理者は、道路本来の機能である一般の交通を阻害しない範囲でやむを得ない場合に限り、設置を認めている。これらの占用許可申請に対しては、そのほとんどを当所で審査、許可しており、地下鉄等の鉄道事業や幹線上下水道等一定規模以上の広域的な占用物件は、当所の副申に基づき本庁で審査、許可している。

なお、袖看板等の道路占用については、本庁において一括して専門業者に委託してその設置状況等についての実態調査を行い、その調査結果に基づき当所において未申請及び不適合物件の撤去等是正指導を行っている。

都心の道路の地下空間は、既に大型占用物件等で飽和状態にあり、都市機能の一層の高密度化・多様化により、ますます増大する占用需要にどう対処するかが大きな課題となっている。

また、一方では、道路占用の新たな形態として、道路空間を活用し、まちのにぎわいを創出することを目的に、道路占用許可の特例制度が創出され、当所管内ではこの特例制度を適用し「東京シャンゼリゼプロジェクト」の第一号となるオープンカフェが環状二号線（新橋・虎ノ門間）に設置された。

国家戦略特別区域の認定を受けた都道404号皇居前東京停車場線（行幸通り）、千代田歩行者専用道5号線及び環状二号線（新橋・虎ノ門間）では、国家戦略道路占用事業（エリアマネジメントにかかる道路法の特例）を活用したイベント施設の設置が可能となり、新たにこれらの占用許可が加わった。

当所では、道路占用事務のほかにも、道路構造保全の観点から沿道に駐車場を設置するために歩道の切下げを行うなど、道路管理者以外の者が自らの費用で道路に関する工事を行う「自費工事」の承認や、都道に隣接する土地を掘削する場合の「沿道掘削」協議等の事務を行っている。

令和3年度道路占用許可等事務処理件数

| 区 分 | 件 数 | | |
|------------------------|-------|-------|-------|
| | 総件数 | 有料件数 | 無料件数 |
| 東京電力パワーグリッド株式会社 | 442 | 35 | 407 |
| 東京瓦斯株式会社 | 138 | 24 | 114 |
| N T Tグループ | 136 | 17 | 119 |
| 東京都水道局 | 164 | 0 | 164 |
| 東京都下水道局 | 234 | 0 | 234 |
| 国・都等地方公共団体 | 204 | 0 | 204 |
| 第一種通信事業者 (N T Tを除く) | 63 | 54 | 9 |
| その他一般 | 3,141 | 1,709 | 1,432 |
| 小 計 | 4,522 | 1,839 | 2,683 |
| 自費工事 | 225 | - | 225 |
| 沿道掘削 | 71 | - | 71 |
| 合 計 | 4,818 | 1,839 | 2,979 |

令和3年度道路占用料実績

| 占用物件・占用企業 | | 処理件数 | | | 占用料(千円) |
|-----------|-----------------|-------|--------|----------------|-----------|
| | | 件数 | 占用数量 | | |
| 一般 | 柱類 | — | 5 | 本 | 2 |
| | 変圧塔・キューピクル | — | 82 | 個 | 500 |
| | 架空線その他 | — | 16,830 | m | 673 |
| | 地下電線等 | — | 32,298 | m | 558 |
| | 看板 | — | 849 | 個 | 242,617 |
| | 添架・巻付広告等 | — | 710 | 個 | 14,546 |
| | 日よけ等 | — | 140 | 個 | 1,664 |
| | 商品置場等 | — | 5 | 箇所 | 539 |
| | 縁日等一時的に設けるもの | — | 7 | 箇所 | 162 |
| | 売店(地下鉄駅構内等) | — | 6,613 | m ² | 247,014 |
| | 鉄道施設内広告 | — | 5,360 | 個 | 301,626 |
| | 標識 | — | 355 | 本 | 1,399 |
| | 工事用施設等 | — | 502 | 箇所 | 176,881 |
| | その他 | — | — | | 201,028 |
| | 小計 | 1,709 | — | | 1,189,209 |
| 公営企業 | 東京電力株式会社 | 35 | — | | 703,828 |
| | 東京瓦斯株式会社 | 24 | — | | 153,667 |
| | NTTグループ | 17 | — | | 511,826 |
| | 第一種通信事業者(NTT除く) | 54 | — | | 46,655 |
| | 小計 | 130 | — | | 1,415,976 |
| 合計 | 1,839 | — | | 2,605,185 | |

令和3年度監督事務処理実績

| 占用工事施工者 | 件数 | 監督事務費(千円) |
|-------------|----|-----------|
| 東京電力株式会社 | 23 | 16,434 |
| NTTグループ | 19 | 2,284 |
| 東京瓦斯株式会社 | 11 | 3,816 |
| 東京都水道局 | 24 | 10,185 |
| 東京都下水道局 | 12 | 5,684 |
| 東京地下鉄株式会社 | 2 | 1,577 |
| 東日本旅客鉄道株式会社 | 1 | 1,747 |
| | 92 | 41,727 |

(4) 共同溝の管理

道路の地下に埋設されている上下水道、電気、ガス、電話等の新增設や維持・修繕の工事の都度、道路が掘り返されることは、道路交通の支障になるばかりか安全性も阻害されることになる。そこで、これらの埋設物を機能的かつ効率的に整理集約し、収容する施設が共同溝である。共同溝に収容した管路の維持管理は、各々の施設管理者が行うが、共同溝本体の維持管理は道路管理者が行うこととし、その費用は、占用企業者と道路管理者とが一定の割合により負担している。

当所管内の共同溝、占用企業者等は下表のとおりである。

令和3年度共同溝の規模及び維持管理費用実績

| 共同溝 同名 | 規模 延長 (m) | 占用者 | 維持管理費用(円) | | | 入溝 承認 件数 |
|------------|-----------------|---|-------------|------------|-------------|----------------|
| | | | 占用者 | 管理者 | 計 | |
| 日比谷 共同溝 | 360 | 東日本電信電話(株) 東京電力パワーグリッド(株) KDDI(株) 東京都水道局 | 5,476,561 | 5,813,366 | 11,289,927 | 3 |
| 靖国 共同溝 | 1,750 | 同上 | 26,084,140 | 6,102,649 | 32,186,789 | 8 |
| 九段 共同溝 | 991 | 同上 | 10,896,432 | 2,476,468 | 13,372,900 | 8 |
| 芝 共同溝 | 3,143 | 東日本電信電話(株) 東京電力パワーグリッド(株) KDDI(株) 東京ガスネットワーク(株) 東京都下水道局 | 50,372,509 | 9,651,947 | 60,024,456 | 11 |
| 港 共同溝 | 1,131 | 東日本電信電話(株) 東京電力パワーグリッド(株) KDDI(株) | 58,549,791 | 17,885,750 | 76,435,541 | 2 |
| 計 | 7,375 | | 151,379,433 | 41,930,180 | 193,309,613 | 32 |

(5) 道路監察

道路は、道路管理者によって一般交通の用に供され、その結果として一般の自由な交通が認められている。これが道路の本来の機能である。道路の機能にはこの他に特別使用として道路占有がある。

この道路占有は、あくまでも道路の本来の機能を阻害しない範囲内でのみ認められるべきものである。したがって、道路占有によって一般の自由な交通が阻害されないよう巡回して、占有の状況、不法占有、禁止行為、道路上工事等を監察し、発見した場合には行為者に対し是正指導を行っている。こうした日常の監察を通しての路上障害物の発見、関係機関への連絡、当事者への指導が本来の任務であるが、最近では毎日のように苦情が寄せられる放置された自転車やバイク、置看板や捨看板、エアコン等の家電品や粗大ゴミの不法投棄について、委託業者により処理するだけでなく、苦情者から即時対応を求められることから直接処理する場合もある。

一方、根本的な解決策が見出せない路上生活者の問題については、最近特に苦情が多い高架下、橋梁上、植え込みに寝泊りしている路上生活者に対し、所轄警察署の協力を得ながら警告やごみ等の撤去を行っている。

このほか、地元商店会や住民及び警察署との合同パトロール、道路使用の適正化キャンペーン等の徒歩による監察にも力を注いでいる。

令和3年度道路監察実施状況

| | | |
|------------|--------|-------|
| 道路パトロール | | 342 |
| 道路の不良箇所発見数 | | 33 |
| 内容 | 道路 | 21 |
| | 付属物 | 12 |
| 不法占有取締数 | | 3,814 |
| 違反内容 | 不法占有行為 | 15 |
| | 禁止行為 | 3,799 |
| 処理内容 | 行政指導 | 1,434 |
| | 行政処分 | 0 |
| 車限令違反発見数 | | 0 |
| 違反内容 | 車幅制限違反 | 0 |
| | その他違反 | 0 |
| 処理内容 | 行政指導 | 2 |
| | 行政処分 | 0 |

| 道路工事監察 | | | | | | | | | | |
|-------------|--------|-------|------|------|------|------|----|-----|------|------|
| 監察内容 占有者 | 監察箇所総数 | 指摘箇所数 | 指摘件数 | 指摘内容 | | | | | 処理内容 | |
| | | | | 掘削 | 路面覆工 | 保安施設 | 復旧 | その他 | 行政指導 | 行政処分 |
| NTT | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 東京電力 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 東京ガス | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 水道局 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 下水道局 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 東京メトロ | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| その他 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 合計 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |

※新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、監察を一時中止

令和3年度放置自転車等の処理委託実施状況

| 撤去回数 | 撤去台数 | 撤去人員 | 輸送車両台数 |
|------|------|------|--------|
| 2回 | 84台 | 延 4人 | 延 2台 |

令和3年度路上生活者等対策実施状況

(道路上)

| | 警告件数 | 撤去件数 |
|-----|------|------|
| 4月 | 23 | 6 |
| 5月 | 20 | 5 |
| 6月 | 23 | 4 |
| 7月 | 22 | 5 |
| 8月 | 32 | 5 |
| 9月 | 19 | 6 |
| 10月 | 18 | 4 |
| 11月 | 21 | 9 |
| 12月 | 21 | 9 |
| 1月 | 27 | 9 |
| 2月 | 17 | 3 |
| 3月 | 28 | 4 |
| 計 | 271 | 69 |

※警告件数は、口頭、文書、再警告の合計

(6) 道路工事の調整及び掘削抑制の指導

都民生活にとって必要不可欠な上下水道、電気、ガス、通信及び交通等の公益施設の多くは道路に設置されており、これらの新設、維持補修等の施工の際には道路の掘り返しを伴う。

これらの道路工事（道路工事及び占用工事）の計画を合理的に調整するため、道路管理者、警視庁、占用企業者等が出席する道路工事調整会議（道調会議）を開催し、道路の無秩序な掘り返しの防止と円滑な交通の確保並びに工事現場の離隔確保に努めている（年7回、およそ2箇月毎に開催）。

道調会議では、道路管理者をはじめとする工事施工者の提出した道路工事調整調書に基づき、工事の時期、期間、施工内容等の調整を行い、工事施工の可否を決定している。

工事調整に当たっては、工事の施工内容、掘削禁止の有無、他工事との時期調整などに留意して指導を行っている。

また、新築、改築後の道路を、新たに道路掘削工事を行うことを一定期間禁止している。道路舗装の種別に応じ、1～5年間の掘削禁止の措置を講じている。これにより、道路が何度も掘り返されることを防ぎ、道路を良好な状態に保つよう努めている。

道路工事調整件数(令和4年度年間調整分)

| 施行者別 | 主要路線 | | その他路線 | | 合 計 | | | |
|------------------|------|---------|-------|--------|-----|-------|---------|-------|
| | 件数 | 延長(m) | 件数 | 延長(m) | 件数 | 割合 | 延長(m) | 割合 |
| 第一建設事務所 工 事 課 | 11 | 4,232 | 7 | 860 | 18 | 1.9% | 5,092 | 2.3% |
| 環 二 工 事 課 | 2 | 2,610 | 11 | 13,630 | 13 | 1.4% | 16,240 | 7.3% |
| 補 修 課 | 88 | 43,449 | 35 | 24,637 | 123 | 12.9% | 68,086 | 30.7% |
| 東京都水道局 | 105 | 12,338 | 33 | 4,700 | 138 | 14.5% | 17,038 | 7.7% |
| 東京都下水道局 | 121 | 31,244 | 60 | 14,552 | 181 | 19.0% | 45,796 | 20.6% |
| 東日本電信電話(株) | 19 | 1,627 | 11 | 627 | 30 | 3.2% | 2,254 | 1.0% |
| 東京電力(株) | 89 | 11,696 | 34 | 5,207 | 123 | 12.9% | 16,903 | 7.6% |
| 東京ガス(株) | 53 | 6,574 | 13 | 1,341 | 66 | 6.9% | 7,915 | 3.6% |
| 東京地下鉄(株) | 63 | 5,286 | 7 | 515 | 70 | 7.4% | 5,801 | 2.6% |
| 首都高速道路(株) | 41 | 21,871 | 20 | 3,955 | 61 | 6.4% | 25,826 | 11.6% |
| 東日本旅客鉄道(株) | 20 | 693 | 12 | 605 | 32 | 3.4% | 1,298 | 0.6% |
| そ の 他 | 69 | 6,426 | 28 | 3,152 | 97 | 10.2% | 9,578 | 4.3% |
| 計 | 681 | 148,046 | 271 | 73,781 | 952 | 100% | 221,827 | 100% |

令和3年度除外工事受付件数

| 区 分 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合 計 |
|-------------|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|-------|
| 調整件数 合 計 | 83 | 50 | 87 | 50 | 123 | 131 | 97 | 82 | 134 | 85 | 53 | 50 | 1,025 |
| N T T | 10 | 3 | 5 | 2 | 7 | 7 | 7 | 12 | 22 | 6 | 7 | 6 | 94 |
| 水 道 | 13 | 6 | 6 | 7 | 12 | 29 | 13 | 6 | 19 | 6 | 5 | 4 | 126 |
| ガ ス | 12 | 9 | 10 | 4 | 6 | 14 | 6 | 7 | 5 | 12 | 4 | 6 | 95 |
| 電 気 | 26 | 11 | 43 | 29 | 56 | 42 | 38 | 26 | 51 | 31 | 31 | 25 | 409 |
| 下 水 | 10 | 8 | 11 | 7 | 18 | 22 | 20 | 14 | 13 | 13 | 2 | 1 | 139 |
| そ の 他 | 12 | 13 | 12 | 1 | 24 | 17 | 13 | 17 | 24 | 17 | 4 | 8 | 162 |

道路工事調整件数(令和3年度年間調整分実績)

| 施行者別 | 件数・延長 | | 主要路線 | | その他路線 | | 合 計 | | | |
|------------------|-------|---------|------|--------|-------|-------|-------|---------|--------|----|
| | 件数 | 延長(m) | 件数 | 延長(m) | 件数 | 延長(m) | 件数 | 割合 | 延長 (m) | 割合 |
| 第一建設事務所 工 事 課 | 16 | 9,892 | 7 | 508 | 23 | | 2.6% | 10,400 | 4.9% | |
| 環 二 工 事 課 | 2 | 1,110 | 10 | 10,360 | 12 | | 1.4% | 11,470 | 5.4% | |
| 補 修 課 | 81 | 43,049 | 34 | 17,367 | 115 | | 13.1% | 60,416 | 28.4% | |
| 東京都水道局 | 90 | 8,048 | 26 | 3,500 | 116 | | 13.2% | 11,548 | 5.4% | |
| 東京都下水道局 | 100 | 31,212 | 60 | 19,985 | 160 | | 18.3% | 51,197 | 24.1% | |
| 東日本電信電話(株) | 24 | 3,223 | 10 | 595 | 34 | | 3.9% | 3,818 | 1.8% | |
| 東京電力(株) | 85 | 10,413 | 41 | 6,109 | 126 | | 14.4% | 16,522 | 7.8% | |
| 東京ガス(株) | 37 | 4,001 | 17 | 1,538 | 54 | | 6.2% | 5,539 | 2.6% | |
| 東京地下鉄(株) | 63 | 5,755 | 9 | 460 | 72 | | 8.2% | 6,215 | 2.9% | |
| 首都高速道路(株) | 37 | 22,054 | 18 | 3,775 | 55 | | 6.3% | 25,829 | 12.2% | |
| 東日本旅客鉄道(株) | 26 | 869 | 11 | 600 | 37 | | 4.2% | 1,469 | 0.7% | |
| そ の 他 | 45 | 4,726 | 27 | 3,227 | 72 | | 8.2% | 7,953 | 3.7% | |
| 計 | 606 | 144,352 | 270 | 68,024 | 876 | | 100% | 212,376 | 100% | |

(7) 事業用地の管理

事業用地取得後は、速やかに工事を施工して都民の利用に供すべきであるが、財政上の都合や地権者との合意形成に時間がかかり、直ちに工事に着手できないことがある。

また、将来の事業計画区域内の土地所有者から先行買収の要望がよせられる事もある。

これらの事業予定地や先行取得用地は、子供の遊び場等として活用し、都民にサービスを提供している。

事業用地の活用状況

(令和4年4月1日現在)

| 路線名 | 所在地 | 面積 m ² | 備考 |
|----------|----------------|-------------------|-----------------------------------|
| 放射第27号線 | 千代田区麴町 6-2-2 外 | 413.40 | 千代田区へ行政財産使用許可 (遊び場) |
| 環状第3号線 | 港区海岸 1-14-41 | 81.85 | 東日本旅客鉄道(株)へ 行政財産使用許可 (敷地) |
| 環状第3号線 | 港区海岸 1-14-69 外 | 94.28 | 港区へ行政財産使用許可 (シェアサイクルポート敷地) |
| 環状第4号線 | 港区高輪 3-2-498 | 483.81 | 港区へ行政財産使用許可 (遊び場・防災資材倉庫) |
| 補助第153号線 | 中央区築地 3-1 外 | 3,629.64 | 都道新富晴海線道路区域内 中央区と管理協定 (多目的広場等) |
| 合計 | | 4,702.98 | |

(8) 東京ふれあいロード・プログラム

みんなで育てる東京の道を目指して、地域住民などの団体と東京都が協力して、道路の清掃や植栽の手入れなどの美化活動を行っている。

(現在までの経過)

- 平成14年度(試行) 認定団体 森ビル株式会社 ヒルズガーデニングクラブ
- 平成15年度 制度開始(平成15年3月募集開始)
- 平成16年度～平成20年度 認定団体 20団体(累積)
- 平成21年度～平成25年度 認定団体 6団体(累積)
- 平成26年度～平成30年度 認定団体 17団体(累積)
- 令和元年度～令和2年度 新規認定団体 6団体
- 令和3年度 新規認定団体 4団体
- 令和4年3月31日現在 認定団体 31団体

Ⅲ 河 川 事 業

1 河川の現況

(1) 管内河川の概況

当所の管内には、荒川水系の一級河川^(*1)である隅田川や神田川等の5河川、東京湾に直接注ぐ独立水系の二級河川^(*2)である古川等の3河川、合計8河川、管理延長約22kmが流下している。〔管内河川一覧表参照〕

また、管内には、江戸城の外濠であった弁慶濠・牛込濠等5箇所^(*3)の公有水面がある。

管 内 河 川 一 覧 表

| 水系・級 | 河川名 | 河川全体延長(km) | 管内河川 | 区 間 | 関係区 |
|--------------|--------|------------|--------|------------------------------|-------------|
| | | | 延長(km) | | |
| 荒川水系 一級河川 | 隅田川 | 23.50 | 5.69 | 河口～神田川合流点(本川4.8km, 派川0.89km) | 中央区 |
| | 神田川 | 25.48 | 4.10 | 隅田川～船河原橋 | 中央区 千代田区 |
| | 日本橋川 | 4.84 | 4.84 | 隅田川～神田川分派点 | 中央区 千代田区 |
| | 亀島川 | 1.06 | 1.06 | 隅田川～日本橋川分派点 | 中央区 |
| | 月島川 | 0.53 | 0.53 | 朝夕運河～隅田川分派点 | 中央区 |
| | 小計 5河川 | 55.41 | 16.22 | | |
| 独立水系 二級河川 | 築地川 | 0.75 | 0.75 | 河口～中央区銀座八丁目地先 | 中央区 |
| | 汐留川 | 0.90 | 0.90 | 河口～築地川分派点 | 中央区 港区 |
| | 古川 | 4.35 | 4.35 | 河口～天現寺橋 | 港区 |
| | 小計 3河川 | 6.00 | 6.00 | | |
| 8河川 | | 61.41 | 22.22 | | |

(*1)：河川法第4条（国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川で国土交通大臣が指定したもの）

(*2)：河川法第5条（一級河川以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で都道府県知事が指定したもの）

(*3)：公有水面埋立法第1条（河川、水路、海、湖、沼、濠等公共の用に供する水流又は水面であって国の所有に属するもの）

(2) 管内河川の整備状況

① 隅田川

高潮対策事業として、伊勢湾台風級の高潮に対応した防潮堤の整備が完了済みであるが、東日本大震災を踏まえ、平成24年に策定した「東部低地帯の河川施設整備計画」、令和3年に策定した「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」に基づき、防潮堤の耐震対策や水門等の耐震・耐水対策を進めている。

当所では、勝鬨橋上下流（右岸）及び浜前水門上流（左岸）において、防潮堤の耐震対策及びテラス護岸の整備を進めている。

その他の箇所は、耐震性及び親水性の向上を目的としたスーパー堤防や緩傾斜型堤防、テラス護岸の整備を江東治水事務所が進めている。

② 神田川

中小河川整備事業区間は、平成23年度に小石川橋の架替えが完了し、概成している。

高潮対策事業として、伊勢湾台風級の高潮に対応した一部未整備区間の防潮堤の整備、及び令和3年に策定した「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」に基づき、防潮堤の耐震対策を江東治水事務所が進めている。

③ 日本橋川

高潮対策事業として、伊勢湾台風級の高潮に対応した防潮堤の整備が完了済みである。平成24年に策定した「東部低地帯の河川施設整備計画」、令和3年に策定した「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」に基づき、防潮堤の耐震対策や水門等の耐震・耐水対策を進めている。

当所では、下流部の豊海橋から茅場橋間の防潮堤の耐震対策を担当し、令和3年度に完了している。

その他の防潮堤の耐震対策、水門等の耐震耐水対策、及び外濠の石積みが防潮堤を兼ねている箇所等の整備については、江東治水事務所が進めている。

④ 亀島川

上流の日本橋水門及び下流の亀島川水門により、高潮対策としての安全は確保されている。

平成22年度から親水性に配慮したテラス式護岸を利用した緑化整備を進めている。

令和3年に策定した「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」に基づき、当所において護岸の耐震対策を進めている。

河川利用の秩序維持、船舶係留の適正化を図るため、東京都船舶の係留保管適正化計画に基

づき、暫定係留保管施設を南高橋～高橋の区間に整備した。

⑤月島川

上流端の月島川水門及び下流端の朝潮運河に朝潮水門（港湾局所管）が完成しており、高潮対策としての安全は確保されている。

令和3年に策定した「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」に基づき、護岸の耐震対策を江東治水事務所が進めている。

⑥築地川・汐留川

河口部に築地川水門及び汐留川水門（共に港湾局所管）が整備されており、高潮対策としての安全は確保されている。

⑦古川

河口から赤羽橋までの高潮対策事業区間は、右岸側のJR橋梁取付部及び左岸側のJR橋梁から金杉橋に至る区間を除き概成している。令和3年に策定した「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」に基づき、当所において護岸の耐震対策を進めている。

赤羽橋から天現寺橋までの中小河川整備事業区間は、近年の都市化の進展と流域内での集中豪雨の頻発により度々水害が発生しており、加えて著しい護岸の老朽化のため、当所において護岸整備を進めている。

また、河道の流量負荷を軽減し水害を防止するため、護岸整備と併せて、平成21年度から着手した地下調節池整備事業は平成29年度に完成した。

2 河川の事業について

(1) 中小河川整備事業（古川護岸改修）

古川の護岸は、大正末期から昭和初期にわたる改修工事で、全川の整備が完了して以来、長期間を経て老朽化が著しく進行している。しかし、河川管理用通路もなく護岸に接するように家屋や商業ビルが建ち並び、また、上空を首都高速道路が占用するなど厳しい施工環境にあるため、抜本的な護岸の老朽化対策が遅れていた。このため、平成10年9月にとりまとめられた「渋谷川・古川河川再生計画書」に基づき、同年度から用地買収を伴わない河川沿いの公園等の整備と一体的に進める河川改修で、将来における環境整備の拠点造りを行うとともに、同時に老朽化対策を推進する「河川再生事業」による護岸整備を進めてきた。6地区（新広尾公園地区、新古川橋緑地地区、新古川橋下流地区、天現寺橋下流地区、白金公園地区、古川橋児童遊園地区）で計画した拠点整備は、平成19年度の新古川橋下流地区の整備をもって完了した。

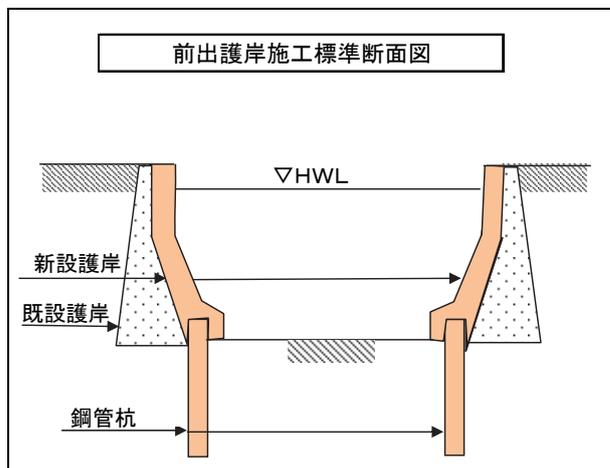
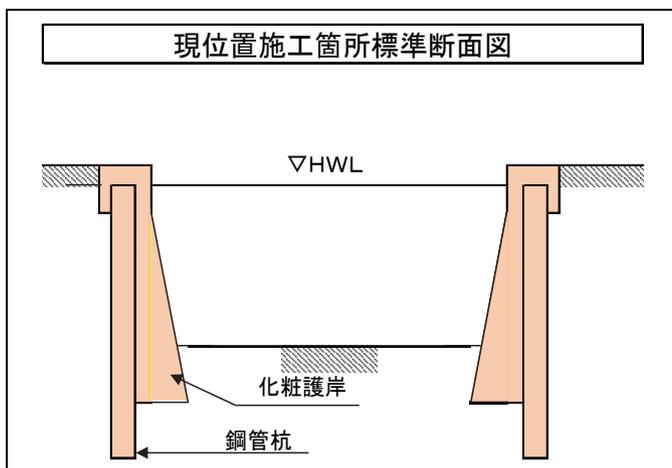
拠点整備後、平成19年度から護岸沿いに緑地帯のある箇所等の施工可能な区間の整備を進めるとともに、古川地下調節池取水部までの導水路となる狸橋から五之橋間について優先して整備をしてきた。

今後は、橋梁架け替えに伴う五之橋下、三之橋～古川橋区間、三田小山町西地区市街地再開発事業区間の護岸整備を進めていく。

護岸の整備方法は、以下の断面図に示すように、主に「原位置施工」と「前出護岸施工」の2通りとなる。

「原位置施工」は、公園、道路等の公有地や再開発地区を利用し、現在の護岸の法線をほぼ変えないで新しい護岸を構築する方法である。

「前出護岸施工」は、護岸際まで近接して建物がある等で、古い護岸の前（河道内）に新しい護岸を構築する方法である。



(2) 古川地下調節池

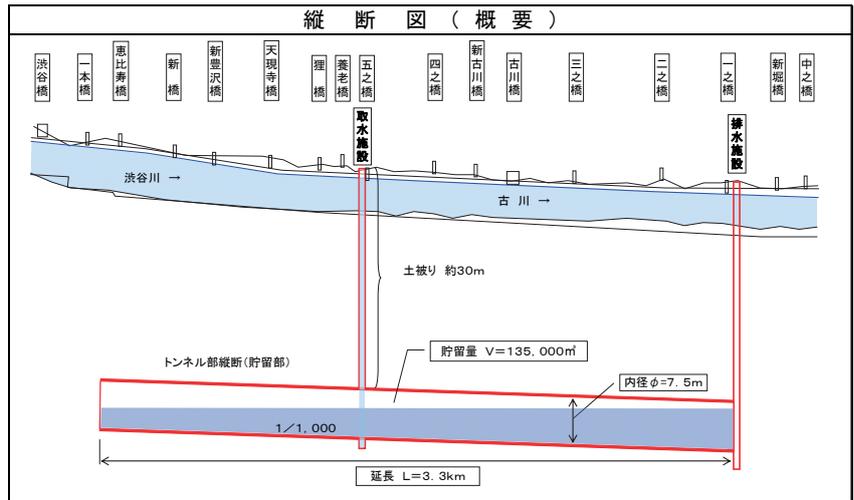
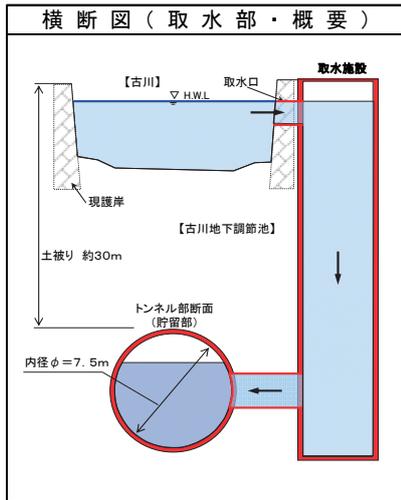
古川地下調節池は、水害の頻発する古川中流域の安全性を早期に向上させることを目的に、古川の河床下約30mの地中部に、内径7.5m、延長3.3km、貯留量13.5万 m^3 のトンネル式の地下調節池を整備したものである。平成21年度から工事に着手し、平成27年度末から取水を開始、平成29年度に完成した。

古川の近年の主な水害

| 年 月 日 | 原 因 | 浸水面積 (ha) | 被害棟数 (棟) | |
|-------------------|---------|--------------|----------|-----|
| | | | 床 下 | 床 上 |
| 平成 11 年 8 月 29 日 | 集中豪雨 | 15.6 | 334 | 293 |
| 平成 12 年 7 月 3 日 | 集中豪雨 | 1.1 | 34 | 8 |
| 平成 12 年 7 月 4 日 | 集中豪雨 | 1.9 | 161 | 60 |
| 平成 16 年 10 月 9 日 | 台風 22 号 | 0.5 | 20 | 15 |
| 平成 16 年 10 月 20 日 | 台風 23 号 | 0.6 | 32 | 14 |
| 平成 17 年 5 月 23 日 | 集中豪雨 | 0.5 | 12 | 1 |
| 平成 17 年 9 月 4 日 | 集中豪雨 | 0.1 | 5 | 3 |
| 平成 17 年 9 月 11 日 | 集中豪雨 | 0.4 | 16 | 15 |

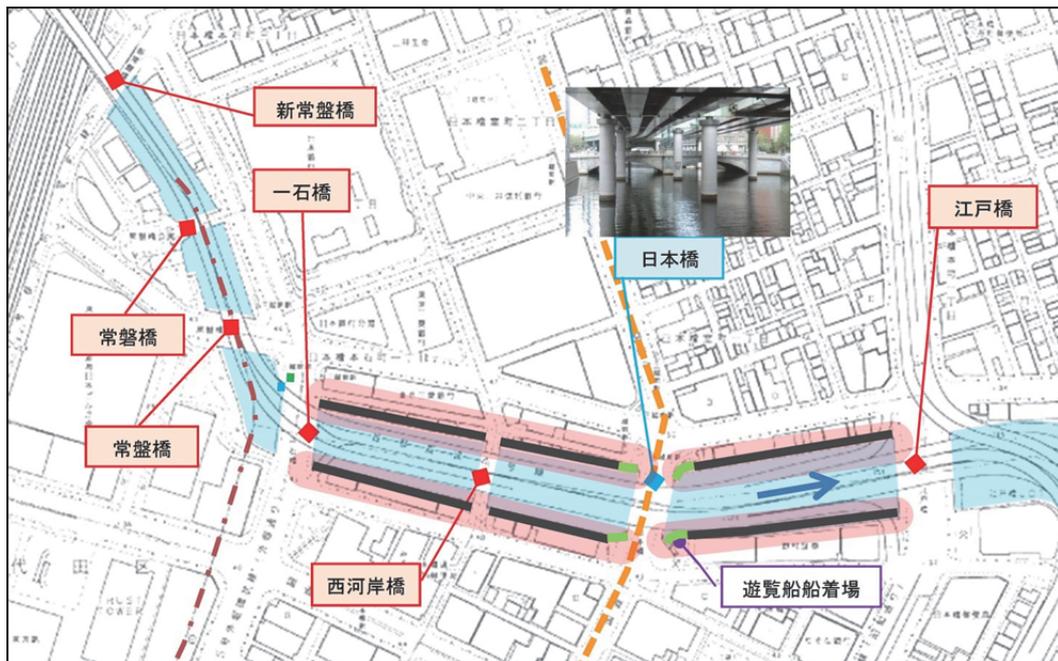
古川地下調節池の位置図、横断図、縦断図



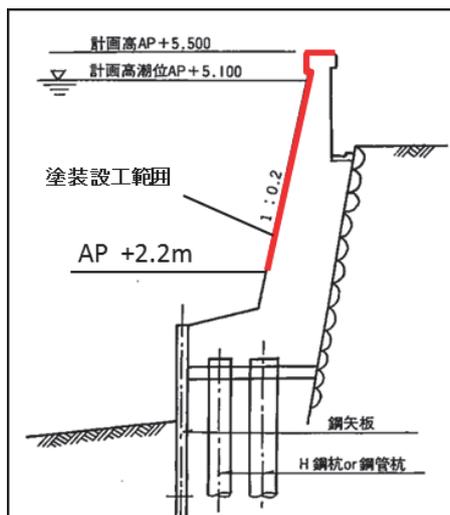


(3) 日本橋川・神田川景観形成事業

日本橋川・神田川は、コンクリートの打放しによる護岸(防潮堤)が、無機質な景観を作り出している。東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、東京にふさわしい都市景観を創出するため、神田川は昌平橋から和泉橋までの約500m、日本橋川は江戸橋から一石橋までの約400mの区間について、良好な河川景観形成を目的に護岸修景工事を実施した。神田川については、現存する旧護岸が安山岩であることから、修景方法として安山岩の自然石パネルの設置を選定し、平成29年度から令和元年度に実施した。日本橋川においては、首都高地下化や周辺の都市開発により護岸の再整備が予想されたため、修景方法として自然石風塗装を選定し、平成30年度から令和元年度に実施した。



日本橋川平面図



標準断面図



修景後

(4) 東部低地帯の河川施設整備計画事業

平成23年の東日本大震災を契機として、想定し得る最大級の地震が発生した場合においても、各施設が機能を保持し津波等による浸水被害を防止することを目的とした耐震・耐水対策を実施している。

平成24年に策定された「東部低地帯の河川施設整備計画」では、想定しうる最大級の地震動に対して、防潮堤や水門等が浸水を防ぐ施設として、河川の流水が河川から陸地に流出することのないよう防潮堤や水門等が耐震性を有することを目標としている。

令和3年に策定した「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」では、新たな耐震対策の対象区間を示し、引き続き防潮堤の耐震対策を進めていく。

当所管内対象河川及び施設では、汐留川を除く隅田川、神田川、日本橋川、亀島川、月島川、築地川、古川の7河川及び施設が対象となっている。

当所では亀島川、古川の2河川の耐震対策を実施していく。

その他の河川及び施設は、江東治水事務所で耐震耐水対策を実施していく。



対象施設図（令和3年11月末時点）

(5) 防災船着場付帯施設整備事業

平成28年に改定された「防災船着場整備計画」において、防災船着場の新たな機能確保として、照明施設、サイン等案内施設、坂路（スロープ）を防災船着場の付帯施設と位置付けた。

付帯施設は、災害時における傷病者、物資、避難者等の輸送に必要な機能と防災船着場の周知のために必要な機能を確保するものとしている。

当所管内の隅田川には、明石町防災船着場、新川防災船着場、箱崎町防災船着場、浜町防災船着場の4箇所設置済みで、当所で管理している。これらの防災船着場の付帯施設は、当所において整備を進めている。

3 河川の維持

(1) 維持事業

当所において直接維持事業を行っている河川は、隅田川の中央区の区間(河川しゅんせつ事業及び水面清掃事業を除く)であり、防潮堤、テラス、管理用通路等の河川管理施設の維持補修工事や清掃等を行っている。

また、その他の河川については、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づき特別区が維持管理を行っている。

(2) 河川しゅんせつ事業

都内の低地を流れる感潮河川等は、流速が緩慢であるため汚濁物質が長時間滞留し、沈殿堆積しているところが多い。また、底泥の堆積は、河道断面積を狭め、治水上はもとより舟航にも大きな影響を及ぼす場合がある。

当所では、水質汚濁、悪臭発生の原因ともなっている堆積した底泥を除去して、河川の浄化を図り生活環境を改善するとともに、舟航に必要な水深と河道断面積を確保するため、隅田川、新河岸川など区部（17区）の28河川、総延長約130kmを対象に、しゅんせつ事業を実施している。

この事業は「未来の東京」戦略～3か年のアクションプラン～に基づき施行している。また、防災船着場の機能を維持するためのしゅんせつも実施している。

令和3年度は、隅田川など3河川5箇所、土量約75,000立方メートルのしゅんせつを実施した。

令和4年度は、隅田川、新河岸川など3河川5箇所、土量約113,000立方メートルのしゅんせつを実施する予定である。

なお、しゅんせつ土砂の処分先は、港湾局東京港管理事務所制定の「しゅんせつ土砂処分要領」に基づき、新海面処分場Fブロック沖の汚濁防止枠付土砂送泥船「第二てんゆう」に直接投下している。

(3) 河川水面清掃事業

この事業は、河川における衛生的環境の確保と美観の保持を図ることを目的に、河川水面に浮遊する草木、プラスチック容器・ペットボトル等の廃棄物、死魚、動物死骸等を収集、運搬、処分している。

作業は、清掃船が航行可能な隅田川や神田川等、23区内の5つの建設事務所、13の特別区が管理する30河川、延長約109kmを対象に行われている。

機械式清掃船（8隻）、手作業式清掃船（1隻）、小型手作業式清掃船（2隻）、運搬船（1隻）、台船（9隻）の計21隻の船舶により、原則、年末年始を除く月曜日から土曜日まで作業河川のローテーションを組んで毎日実施している。

なお、本事業は、一元的な執行体制で河川管理を行い、河川管理の効率化を図るため、平成17年4月1日に環境局から建設局に移管され、当所が実施している。

4 河川の管理

管内河川のうち、当所が直接管理する河川は隅田川のみである。右岸側は、①中央区築地五丁目（築地川合流点）から東日本橋二丁目（神田川合流点）までと、②中央区佃三丁目から佃二丁目（相生橋下流約240m）まで、また、左岸側は、中央区勝どき三丁目（浜前水門上流端）から佃二丁目までであり、その河心延長は約5.7kmとなっている。

その他の管内の河川及び公有水面は「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」により、特別区が管理を行っている。

河川管理の目的は、洪水・高潮等による災害の発生防止、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持等を総合的に管理することにある。このため、河川法に基づく河川区域内の占用・使用許可承認、河川監察等を業務としている。

平成5年頃からホームレスの起居テント等が目立つようになった隅田川のテラス空間において、地元区（福祉）や所轄警察署（防犯）と合同で行った「ホームレス対策特別清掃」の定期実施に合わせて、放置テント等を撤去してきた。

平成19年2月から同年7月の間には、東京都及び中央区の福祉連携施策（ホームレス支援対策）である「ホームレス地域生活移行支援事業」を実施した結果、現在では、起居状態が解消するなど著しく機能回復を図ることができた。

現在まで、職員の巡回監視業務やテラス巡回警備業務委託の活用により、ホームレスの起居再発防止や不適正利用に対する是正指導などを実施し、テラス利用者の安全と快適な河川環境の保全に努めている。

また、勝鬨橋から両国橋間においては、地域住民と協働して花壇づくりや草花の手入れ、清掃を行っており、潤いのある水辺環境を創出している。

現在までの経緯は、以下のとおりである。

- 平成 13 年 箱四町会（現・隅田川さくらの会）が隅田川大橋テラスで活動開始
- 平成 16 年 中央区立日本橋中学校と花壇管理の覚書締結
勝鬨橋テラスで住民による花壇作りの試行
- 平成 17 年 さつき会が勝鬨橋付近テラスで“花守”さん支援講座と花植開始
中洲あやめ会（現・中洲花守会）が清洲橋テラスで活動開始
- 平成 18 年 新川二丁目越一婦人会と“花守”の覚書締結
- 平成 20 年 中央区立福祉センターと“花守”の覚書締結
- 平成 21 年 明石小学校、明石町保育園と“花守”の覚書締結
- 平成 22 年 有馬幼稚園、明石幼稚園、株式会社グローバルキッズ水天宮前園、
浜松保育園、鉄砲洲ガーデンの会と“花守”の覚書締結
- 平成 23 年 隅田川・神田花の会と“花守”の覚書締結

このほか、隅田川テラスにおける河川の多様な利用の促進、人々の生き活きとした交流や賑わいの創出、魅力的な河川空間の創出のため、テレビドラマ等の撮影や地域住民によるイベントや祭りに対して「テラス護岸等一日利用制度」を活用し、利用の許可を行っている。

平成 21 年度においては浜町公園付近における隅田川テラスにて「隅田川テラスギャラリー」を設置した。これは、防潮堤を活用し、地域との連携によって、歴史的かつ芸術的な水辺空間を整備することを目的とし、以下の 3 点に重点を置き整備を行った。

- ① 日本橋地域の街並みなどの錦絵を展示し、現在との変遷を感じさせる内容とする。
- ② 近隣の小中学校の児童生徒の作品を展示することで、地域との繋がりを強固なものとする。
- ③ 壁面を伝統色で塗装することでテラスを明るくするとともに、ギャラリーに一体感を持たせ、対岸や水上バスなどからも楽しめる内容とする。

事業の効果として、本件地におけるテラスの賑わいの創出や、河川環境の向上が図られた。

なお、河川占用許可件数等は、次のとおりである。

令和3年度河川占用許可・承認処理件数

| 土地の占用を主とするもの(24条) | | 工作物の設置を主とするもの(26条) | |
|-------------------|-----|--------------------|-----|
| 目的 | 件数 | 目的 | 件数 |
| 公園・緑地 | 14 | 住居・倉庫 | 2 |
| 運動場 | 0 | 坂路 | 0 |
| 採草地 | 0 | 堰 | 0 |
| 田畑 | 0 | 樋門・樋管・排水管 | 7 |
| ゴルフ場 | 0 | 橋梁 | 15 |
| 自動車練習場 | 0 | 埋設物(ガス管、ケーブル管) | 27 |
| 船舶係留施設 | 9 | 電柱・鉄塔 | 0 |
| その他 | 120 | 工事用詰所・事務所 | 0 |
| | | その他(橋梁添架、架空線) | 61 |
| 計 | 143 | 計 | 112 |

※その他の許可件数

| | |
|----------------|----|
| 水利使用(23条) | 1件 |
| 自費工事(20条) | 0件 |
| 河川保全区域内行為(55条) | 3件 |

| | |
|------------|---------|
| 占用料調定額(千円) | 177,543 |
|------------|---------|

令和3年度隅田川テラス特別清掃実施回数

| 区域 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|---------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 両国橋～清洲橋 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 24 |

5 水防業務

洪水や高潮から都民の生命、財産を守るため、都及び水防管理団体が行う水防活動は、水害の防止・軽減を図る手段として非常に重要である。

東京都地域防災計画の一環として、毎年、水防法に基づく「東京都水防計画」が策定されており、これを受けて、当所においても所管区域の洪水、高潮又は津波による水害に対処するため、毎年、本計画の管内における実施要綱として「地域水防活動の手引き」を策定している。

特別区は、水防管理団体として、その区域内における水防を十分に果たす責任を有しており、都は、水防管理団体の行う水防が十分行われるよう情報連絡や技術支援等をする責任を有している。

このため、管内の水防活動が十分に行われるよう、「東京都水防計画」及び「地域水防活動の手引き」の関係機関等への周知徹底を図るとともに、水防管理団体である特別区の他、警察や消防等の関係機関と意見調整を行うことを目的として、毎年、水防月間の5月に管内の水防管理団体、関係機関等の出席のもと所の水防連絡会を開催している。

また、災害時等において、水防管理団体との通信及び連絡が迅速かつ円滑に行われるよう、専用の通信施設や連絡施設を整備するとともに、排水ポンプ車の配備や水防倉庫に水防資器材を常時備蓄するなど水害の軽減に万全を期している。

6 減災協議会

「水防法等の一部を改正する法律」が平成29年6月19日施行され、水防法第15条10に基づき「東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会」が設置された。同協議会規約5条に基づき、東京都第一建設事務所管内の実情に応じた減災に向けた取組の検討及び情報共有を行うため、「東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会 東京都第一建設事務所幹事会」を設置し、第一回幹事会を平成30年5月より実施している。

幹事会では、円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動、迅速な氾濫水の排水等を実施するため、各構成機関が一体的・計画的に取り組む事項について、「東京都第一建設事務所管内河川の氾濫に関する減災に向けた取組方針」として取りまとめを行っている。

なお、取組方針については、令和2年5月に開催された減災協議会で改定が承認されている。

付 表

| | | |
|-----|----------------|------|
| 1 | 各課別事業計画 | |
| (1) | 用地課 | 65 頁 |
| (2) | 工事課（道路） | 65 |
| (3) | 環二工事課（道路） | 65 |
| (4) | 工事課（河川） | 66 |
| (5) | 補修課 | 67 |
| 2 | 各課別事業費の推移 | |
| (1) | 用地課 | 69 |
| (2) | 工事課（道路） | 69 |
| (3) | 環二工事課 | 70 |
| (4) | 工事課（河川） | 70 |
| (5) | 補修課 | 70 |
| 3 | 管内道路の区別・管理者別概要 | 71 |
| 4 | 管内都道一覧表 | 72 |
| 5 | 管理橋りょう一覧表 | 74 |
| 6 | 地下道路施設一覧表 | 77 |
| 7 | 道路附属設備管理現況 | 78 |
| 8 | 共同溝管理規模現況 | 78 |
| 9 | 道路附属物管理規模現況 | 78 |
| 10 | 都市計画事業の事業告示一覧表 | 79 |
| 11 | しゅんせつ対象河川一覧表 | 80 |
| 12 | 河川水面清掃対象河川一覧表 | 81 |
| 13 | 船舶一覧表 | 82 |
| 14 | 事務所等所在地一覧表 | 83 |
| 15 | 所管施設一覧表 | 83 |

1 各課別事業計画

(1) 用地課

| 事業名 | 路線名 | 箇所 | 規模 |
|-----|---------------|-------------------|-----------|
| 街路 | 放射第21号線(虎ノ門) | 港区虎ノ門一丁目～西新橋三丁目 | 452.0㎡ 2棟 |
| | 環状第1号線(九段) | 千代田区九段南一丁目～一ツ橋一丁目 | 398.0㎡ 0棟 |
| | 環状第2号線(築地) | 中央区勝どき六丁目～銀座八丁目 | 0.0㎡ 1棟 |
| | 環状第4号線(港南) | 港区高輪三丁目～港南一丁目 | 723.0㎡ 3棟 |
| | 環状第4号線(白金台) | 港区白金台二丁目～白金台三丁目 | 558.0㎡ 5棟 |
| | 補助第4号線(乃木坂) | 港区六本木七丁目～赤坂八丁目 | 208.0㎡ 0棟 |
| | 補助第11号線(白金) | 港区白金一丁目～白金二丁目 | 105.0㎡ 1棟 |
| | 補助第11号線(白金Ⅱ期) | 港区白金二丁目～白金五丁目 | 10.0㎡ 1棟 |

(2) 工事課(道路)

| 事業名 | 路線名 | 工事箇所 | 工事種 | 規模 | 備考 |
|------|----------------|-------------------|---------|-------|--------|
| 街路整備 | 環状第1号線 | 千代田区一ツ橋一 | 補償代行工事 | 1箇所 | 雉子橋集積所 |
| | 補助第4号線 | 港区南青山一 | 排水管設置 | 100m | |
| 安全施設 | 特401麴町竹平 | 千代田区一番町 | 中央分離帯設置 | 190m | |
| | 特415高輪麻布 | 港区南麻布二 | 中央分離帯設置 | 75m | |
| | 主50東京市川 | 中央区日本橋浜町五～日本橋蛸殻町一 | 中央分離帯設置 | 1000m | |
| | 特401麴町竹平 | 千代田区丸の内一 | 交差点改良 | 1箇所 | |
| | 特412霞ヶ関渋谷 | 港区西麻布二 | 歩道改良 | 1箇所 | |
| | 主304日比谷豊洲埠頭東雲町 | 中央区晴海一 | 車道改良 | 150m | |
| 橋梁整備 | 高浜橋 | 港区芝浦四～港南一 | 道路復旧工事 | 400m | |

(3) 環二工事課(道路)

| 事業名 | 路線名 | 工事箇所 | 工事種 | 規模 | 備考 |
|------|--------|---------------|---------------|------|------|
| 街路整備 | 環状第2号線 | 中央区築地五～港区虎ノ門一 | 地下トンネル築造 | 一式 | |
| | | 中央区築地五 | 換気所建築・設備 | 一式 | |
| | | 中央区築地五 | 換気所、地下トンネル等築造 | 462m | 築地工区 |
| | | 中央区勝どき五～六 | 電線共同溝設置 | 一式 | |

(4) 工事課(河川)

| 事業名 | 河川名 | 工事箇所 | 工種 | 規模 | 備考 |
|-------------------|--------------|--------------------------|-------|-----------------------------|----------|
| 中小河川 整備事業 | 古川 | 港区南麻布二丁目地内～ 同区白金一丁目地内 | 護岸 | 約138m | その23 |
| | | 港区三田一丁目地内 | 護岸 | 約200m | その24 |
| | | 港区南麻布三丁目地内～ 同区白金五丁目地内 | 護岸 | 約20m | その25 |
| 耐震対策、テ ラス事業 | 隅田川 | 中央区築地六丁目地内 | テラス整備 | 約80m | 勝鬨橋上下流 |
| | | 中央区勝どき三丁目地内 | テラス整備 | 約20m | 浜前水門上流 |
| 河川防災事業 | 隅田川 | 中央区新川二丁目地内 | 補修 | 1基 | 新川防災船着場 |
| | | 中央区月島三丁目地内～ 同区佃二丁目地内 | 補修 | 約1,400m | 被覆コンクリート |
| 河川 しゅんせつ 事業 | 隅田川 | 墨田区堤通二丁目～ 荒川区南千住八丁目 | しゅんせつ | 土量 約28,000m ³ | 4-1 |
| | | 足立区千住関屋～ 荒川区南千住七丁目 | 〃 | 土量 約15,000m ³ | 4-2 |
| | | 墨田区堤通二丁目～ 荒川区南千住八丁目 | 〃 | 土量 約29,000m ³ | 4-3 |
| | 新河岸川 | 北区浮間三丁目～ 板橋区小豆沢四丁目 | 〃 | 土量 約5,500m ³ | 4-1 |
| | 旧江戸川 | 江戸川区南葛西五丁目 | 〃 | 土量 約29,200m ³ | 4-1 |
| | 東篠崎防災船 着場 | 江戸川区東篠崎二丁目 | 〃 | 土量 約5,200m ³ | |

(5) 補修課

| 事業名 | 路線名 | 工事箇所 | 工種 | 規模 | 備考 |
|---------------------------|----------------------|-------------------------|-----------------|---------------------|---------------|
| 路面補修 | 主要地方道304号 (晴海通り) | 中央区築地一丁目 ～築地四丁目 | 車道切削カバー | 延長 400m 幅員 19.4m | 遮熱性舗装 |
| | 主要地方道302号 (靖国通り) | 千代田区九段北四丁目 九段南三丁目 | 車道切削カバー | 延長 300m 幅員 18.0m | 遮熱性舗装 |
| | 特例都道412号 (六本木通り) | 港区赤坂二丁目 | 車道切削カバー | 延長 200m 幅員 12.0m | 低騒音舗装 |
| | 主要地方道316号 (海岸通り) | 港区海岸三丁目 | 車道切削カバー | 延長 500m 幅員 10.3m | 低騒音舗装 |
| | 特例都道247号 (中央官街) | 千代田区霞が関二丁目 ～霞が関三丁目 | 車道切削カバー | 延長 100m 幅員 24.8m | 保水性舗装 |
| 橋梁整備 | 浜崎橋 | 港区海岸一丁目～ 海岸三丁目 | 床版補修、橋面舗装 | 橋長 57.1m | |
| | 黎明橋 | 中央区勝どき二丁目 | 橋台・橋脚補修 | 橋長 88.2m | |
| 橋梁維持 | 藻塩橋 | 港区芝浦二丁目～ ～芝浦三丁目 | 塗装 | 面積 793㎡ | |
| | 芝公園山内歩道橋 | 港区芝公園三丁目 | 塗装 | 面積 210㎡ | |
| 施設維持 | 主要地方道316号 (昭和通り) | 中央区銀座一丁目～ 銀座七丁目 | 照明設備改修 | 延長 702m | 東銀座地下 自動車道 |
| | 主要地方道302号 (靖国通り) | 千代田区九段北一丁目～ 九段北四丁目 | 共同溝設備改修 | 延長 991m | 九段共同溝 |
| | 特例都道415号 高輪麻布線 | 港区南麻布一丁目～ 白金一丁目 | 共同溝設備改修 | 延長 1,131m | 港共同溝 |
| | 主要地方道316号 (昭和通り) | 中央区京橋二丁目～ 京橋三丁目 | 監視カメラ改修 | 延長 392m | 宝町地下自動 車道 |
| 電線類地中化 | 一般国道130号 | 港区芝浦一丁目地内 | 電線共同溝本体 設置工事 | 延長 279.9m | |
| | 特例都道415号 高輪麻布線 | 港区六本木一丁目～ 六本木三丁目 | 歩道舗装 | 面積 2,600㎡ | |
| シンボルロード 整備 | 特例都道401号 (内堀通り) | 千代田区一番町～ 九段南二丁目 | 歩道舗装 | 面積 2,200㎡ | |
| | 特例都道412号 (六本木通り) | 港区赤坂一丁目～ 六本木一丁目 | 歩道舗装 | 面積 700㎡ | |
| 東京ストリート ヒューマン1st 事業 | 主要地方道319号 (外苑東通り) | 六本木四丁目地内 | 歩道舗装 | 面積 800㎡ | |
| | 特例都道405号 (外堀通り) | 港区新橋二丁目～ 虎ノ門一丁目 | 照明柱設置 | 32基 | |
| | 主要地方道301号 白山祝田町線 | 港区芝公園三丁目～ 東麻布一丁目 | 歩道舗装 | 面積 2,000㎡ | |
| | 主要地方道301号 白山祝田町線 | 千代田区日比谷公園一丁 港区虎ノ門一丁目 | 照明柱設置 | 22基 | |
| | 主要地方道319号 (環状三号線) | 港区六本木六丁目地内 | 歩道舗装 | 面積 1,600㎡ | |

| | | | | | |
|-----|-------------------------|-------------------------|-------|------|--|
| 街路樹 | 主要地方道312号 (目黒通り) | 港区白金台一丁目～ 同区白金台五丁目 | 街路樹診断 | 82本 | |
| | 主要地方道316号 (昭和通り) | 中央区日本橋本町三丁目～ 同区銀座八丁目 | 街路樹診断 | 352本 | |
| | 主要地方道316号 (海岸・旧海岸通り) | 中央区銀座八丁目～ 港区港南四丁目 | 街路樹診断 | 530本 | |
| | 特例都道475号 (葛西橋通り) | 中央区日本橋箱崎町 | 街路樹診断 | 8本 | |
| | 特例都道401号 (内堀通り) | 千代田区麴町一丁目 同区九段南二丁目 | 街路樹診断 | 172本 | |
| | 特例都道408号 (八重洲宝町線) | 中央区八重洲一丁目 同区京橋一丁目 | 街路樹診断 | 40本 | |
| | 特例都道463号 (清澄通り) | 中央区佃三丁目 同区勝どき一丁目 | 街路樹診断 | 185本 | |
| | 特例都道480号 (品川埠頭線) | 港区港南一丁目～ 同区港南五丁目 | 街路樹診断 | 280本 | |

2 各課別事業費の推移

(1) 用地課

(単位：千円)

| 年 度 | 用 地 費 | | 補 償 費 | | 金 額 | 備 考 |
|---------------|---------|------------|-------|-----------|------------|-------|
| | 規 模 | 金 額 | 規 模 | 金 額 | | |
| 平成28年度 | 669㎡ | 2,229,332 | 14棟 | 1,108,652 | 3,337,984 | |
| 平成29年度 | 1,356㎡ | 7,923,244 | 4棟 | 1,193,113 | 9,116,357 | |
| 平成30年度 | 183㎡ | 11,643,274 | 2棟 | 249,518 | 11,892,792 | |
| 令和元年度 | 17,684㎡ | 11,369,552 | 33棟 | 2,872,670 | 14,242,222 | |
| 令和2年度 | 3,274㎡ | 20,543,169 | 5棟 | 944,748 | 21,487,917 | |
| 令和3年度 | 1,815㎡ | 11,915,533 | 2棟 | 1,141,567 | 13,057,100 | |
| 令和4年度 (計画) | 2,454㎡ | 10,369,000 | 12棟 | 2,009,000 | 12,378,000 | 執行目標額 |

(注) 実績は契約ベース

(2) 工事課 (道路)

(単位：千円)

| 事業名 年 度 | 街 路 整 備 事 業 費 | 橋 梁 整 備 事 業 費 | 道 路 整 備 事 業 費 | 交 通 安 全 施 設 整 備 費 | 道 路 補 修 事 業 費 | 計 |
|---------------|------------------|------------------|------------------|----------------------|------------------|-----------|
| 平成28年度 | 608,858 | 599,873 | 0 | 42,110 | 0 | 1,250,841 |
| 平成29年度 | 1,977,883 | 732,917 | 0 | 20,069 | 430,453 | 3,161,322 |
| 平成30年度 | 423,115 | 860,693 | 0 | 584,763 | 419,602 | 2,288,173 |
| 令和元年度 | 1,892,500 | 784,100 | 0 | 287,400 | 1,018,000 | 3,982,000 |
| 令和2年度 | 2,120,800 | 599,700 | 0 | 211,500 | 320,000 | 3,252,000 |
| 令和3年度 | 4,406,450 | 224,435 | 0 | 240,300 | 0 | 4,871,185 |
| 令和4年度 (計画) | 3,935,800 | 637,000 | 0 | 279,300 | 0 | 4,852,100 |

(3) 環二工事課

(単位:千円)

| 実施年度 | 街路整備 事業費 | 橋梁整備 事業費 | 道路整備 事業費 | 交通安全 施設費 | 道路補修 事業費 | そ の 他 | 計 |
|---------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------|------------|
| 平成29年度 | 4,506,932 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4,506,932 |
| 平成30年度 | 4,685,996 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4,685,996 |
| 令和元年度 | 7,995,184 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7,995,184 |
| 令和2年度 | 8,540,596 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8,540,596 |
| 令和3年度 | 7,571,908 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7,571,908 |
| 令和4年度 (計画) | 15,076,320 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 15,076,320 |

(4) 工事課 (河川)

(単位:千円)

| 実施年度 | 河川維持費 | 河川防災費 | 河川環境 整備費 | 中小河川 整備費 | 高潮防禦 施設費 | そ の 他 | 計 |
|---------------|---------|---------|-------------|-------------|-------------|-------|-----------|
| 平成29年度 | 601,580 | 38,740 | 605,000 | 2,772,000 | 385,000 | 0 | 4,402,320 |
| 平成30年度 | 490,551 | 266,700 | 1,005,681 | 789,911 | 554,616 | 0 | 4,139,040 |
| 令和元年度 | 510,955 | 205,153 | 1,252,963 | 547,108 | 588,344 | 0 | 3,104,523 |
| 令和2年度 | 525,385 | 270,884 | 1,825,703 | 1,593,422 | 1,177,740 | 0 | 5,393,134 |
| 令和3年度 | 629,415 | 39,747 | 850,139 | 421,185 | 1,116,550 | 0 | 3,057,036 |
| 令和4年度 (計画) | 661,800 | 322,000 | 628,000 | 781,087 | 1,242,000 | 0 | 3,634,887 |

(5) 補修課

(単位:千円)

| 実施年度 | 道路維持費 | 橋梁維持費 | 道路補修費 | 交通安全 施設費 | 橋梁整備費 | そ の 他 | 計 |
|---------------|-----------|---------|-----------|-------------|-----------|-------|------------|
| 平成29年度 | 1,906,854 | 82,735 | 1,660,849 | 2,429,994 | 3,701,080 | 0 | 9,781,512 |
| 平成30年度 | 2,109,218 | 232,851 | 3,141,225 | 3,006,881 | 3,910,000 | 0 | 12,400,175 |
| 令和元年度 | 2,016,859 | 262,500 | 3,126,703 | 3,067,800 | 4,268,100 | 0 | 12,741,962 |
| 令和2年度 | 1,880,577 | 286,351 | 2,986,610 | 2,405,600 | 3,219,900 | 0 | 10,779,038 |
| 令和3年度 | 1,835,172 | 357,076 | 2,546,308 | 1,174,203 | 2,250,100 | 0 | 8,221,169 |
| 令和4年度 (計画) | 2,029,528 | 375,851 | 2,452,789 | 1,148,464 | 2,266,015 | 0 | 8,272,647 |

(道路維持費は就業促進費、交通安全施設費は観光振興費を含む)

3 管内道路の区別・管理者別概要

(令和3年4月1日現在)

| 区 分 | 国 道 (指 定 区 間) | 国 道 (指 定 区 間 外) | 都 道 | 区 道 | 自動車専用道 | 合 計 | 道 路 率 (%) |
|---------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------|
| | 延長(m) | 延長(m) | 延長(m) | 延長(m) | 延長(m) | 延長(m) | |
| | 面積(m ²) | |
| 千 代 田 区 | 10,279 | 0 | 24,881 | 130,404 | 9,958 | 175,522 | 23.9 |
| | 399,747 | 0 | 837,338 | 1,316,736 | 234,063 | 2,787,884 | |
| 中 央 区 | 5,151 | 0 | 22,323 | 155,205 | 11,841 | 194,520 | 29.9 |
| | 161,891 | 0 | 876,508 | 1,684,387 | 325,910 | 3,048,696 | |
| 港 区 | 14,956 | 480 | 48,279 | 219,506 | 20,207 | 303,428 | 21.7 |
| | 528,460 | 14,309 | 1,556,201 | 1,845,477 | 485,913 | 4,430,360 | |
| 管 内 計 | 30,386 | 480 | 95,483 | 505,115 | 42,006 | 673,470 | 25.1 |
| | 1,090,098 | 14,309 | 3,270,047 | 4,846,600 | 1,045,886 | 10,266,940 | |

| | | | | | | | |
|-------|-----------|---------|------------|------------|-----------|-------------|------|
| 区 部 計 | 170,184 | 17,891 | 894,881 | 10,715,094 | 217,216 | 12,015,266 | 16.6 |
| | 5,588,727 | 452,786 | 21,603,313 | 70,873,527 | 6,010,211 | 104,528,564 | |

(注) 自動車専用道路……首都高速道路(株)が管理する自動車専用道路
 道路率……行政面積に占める道路面積の割合(道路面積÷行政面積)

4 管内都道一覧表

(令和3年4月1日現在)

| 道路種別 | 整理番号 | 路線名 | 管内 | | | | 通路称名 | 都市計画 路線名 |
|-------|------|------------|-----------------|------------------|-----------|----------------------|-----------------------|---------------------|
| | | | 起点 | 終点 | 延長 m | 面積 m ² | | |
| 国道 | 130 | 国道130号 | 東京港 | 港区芝一丁目 | 480 | 14,309 | | 補196 |
| 主要地方道 | 8 | 千代田練馬田無 | 千代田区 九段北一丁目 | 千代田区 飯田橋三丁目 | 929 | 26,696 | 目白通り | 放7 |
| | 10 | 東京浦安 | 中央区 日本橋一丁目 | 江東区 永代一丁目 | 1,514 | 54,173 | 永代通り | 放16 |
| | 50 | 東京市川 | 中央区 銀座八丁目 | 江東区 新大橋一丁目 | 4,003 | 143,106 | 新大橋通り | 放31 |
| | 301 | 白山祝田田町 | 文京区 本郷一丁目 | 港区 三田三丁目 | 5,954 | 195,699 | 内堀通り 白山通り | 放9、放21、 環1 |
| | 302 | 新宿两国 | 新宿区 市谷田町一丁目 | 中央区日本橋 馬喰町一丁目 | 4,456 | 157,626 | 靖国通り | 放6、放15、 環1 |
| | 304 | 日比谷豊洲埠頭東雲町 | 千代田区 有楽町一丁目 | 江東区 豊洲二丁目 | 5,160 | 233,423 | 晴海通り | 放34 |
| | 305 | 芝新宿王子 | 港区白金二丁目 | 港区白金五丁目 | 1,072 | 12,074 | | 補11 |
| | 312 | 白金台町等々力 | 港区白金台一丁目 | 港区 白金台五丁目 | 1,422 | 27,576 | 目黒通り | 放3 |
| | 316 | 日本橋芝浦大森 | 中央区日本橋本 町三丁目 | 品川区 東品川二丁目 | 11,141 | 453,809 | 昭和通り 海岸通り 旧海岸通り | 放12、放18 放19、補146 |
| | 319 | 環状三号 | 港区芝公園四丁目 | 港区元赤坂二丁目 | 6,596 | 188,461 | 外苑東通り | 環3、補4 |
| | | 小計 | 10 路線 | 42,247 | 1,492,643 | | | |
| 特例都道 | 401 | 麴町竹平 | 千代田区 麴町一丁目 | 千代田区 一ツ橋一丁目 | 2,049 | 60,928 | 内堀通り | 環1 |
| | 402 | 錦町有楽町 | 千代田区 神田錦町三丁目 | 千代田区 有楽町二丁目 | 2,549 | 70,112 | | 補94、補96 |
| | 403 | 大手町湯島 | 千代田区 大手町一丁目 | 文京区 湯島一丁目 | 1,822 | 61,135 | 日比谷通り 本郷通り 永代通り | 放10 |
| | 404 | 皇居前東京停車場 | 千代田区 皇居外苑 | 千代田区 丸の内二丁目 | 364 | 26,514 | | 補197 |
| | 405 | 外濠環状 | 港区 新橋一丁目 | 港区 新橋二丁目 | 7,336 | 243,908 | 外堀通り | 環2、補96-1 補96、補94 |
| | 406 | 皇居前鍛冶橋 | 千代田区 皇居外苑 | 千代田区 丸の内三丁目 | 760 | 32,749 | | 補101 |
| | 407 | 丸の内室町 | 千代田区 丸の内二丁目 | 中央区 日本橋室町三丁目 | 1,557 | 47,269 | 江戸通り | 補97、補98、 補99 |
| | 408 | 八重洲宝町 | 中央区 八重洲一丁目 | 中央区 京橋一丁目 | 366 | 16,203 | | 放33 |
| | 409 | 日比谷芝浦 | 千代田区 有楽町一丁目 | 港区 芝浦三丁目 | 3,611 | 120,450 | 日比谷通り | 放19、放20、 補147 |

| 道路種別 | 整理番号 | 路線名 | 管内 | | | | 道路称名 | 都市計画路線名 |
|------------------|------|-------------|-----------------|----------------|-----------|----------------------|-------|-----------------|
| | | | 起点 | 終点 | 延長 m | 面積 m ² | | |
| 特 例 都 道 | 412 | 霞ヶ関渋谷 | 千代田区 霞が関二丁目 | 港区 南青山六丁目 | 4,095 | 182,244 | 六本木通り | 放1、放22 |
| | 413 | 赤坂杉並 | 港区赤坂 二丁目 | 渋谷区 神宮前四丁目 | 3,262 | 61,168 | | 補5、補194 |
| | 414 | 四谷角筈 | 新宿区 若葉一丁目 | 新宿区 霞ヶ丘町 | 2,163 | 50,347 | | 補56 |
| | 415 | 高輪麻布 | 港区高輪 二丁目 | 港区 六本木一丁目 | 3,469 | 118,213 | | 放1、補13 |
| | 416 | 古川橋二子 玉川 | 港区 南麻布二丁目 | 港区 南麻布四丁目 | 1,177 | 33,276 | 明治通り | 補8 |
| | 418 | 北品川四谷 | 港区 白金台五丁目 | 渋谷区 神宮前三丁目 | 3,557 | 86,823 | 外苑西通り | 環4 |
| | 437 | 秋葉原雑司 ヶ谷 | 千代田区 外神田一丁目 | 台東区 上野三丁目 | 815 | 30,780 | 中央通り | 放28 |
| | 452 | 神田白山 | 千代田区 外神田二丁目 | 台東区 上野一丁目 | 589 | 13,371 | | 補94 |
| | 463 | 上野月島 | 江東区 越中島一丁目 | 中央区 勝どき一丁目 | 2,394 | 77,399 | 清澄通り | 補110、補305 |
| | 473 | 新富晴海 | 中央区 新富二丁目 | 中央区 晴海一丁目 | 2,065 | 84,775 | | 補153 |
| | 474 | 浜町北砂町 | 中央区 日本橋浜町三丁目 | 江東区 清澄一丁目 | 567 | 14,896 | 清洲橋通り | 補111 |
| | 475 | 永代葛西橋 | 江東区 佐賀一丁目 | 中央区 日本橋箱崎町 | 604 | 21,836 | | 補112 |
| | 480 | 品川埠頭 | 港区 港南一丁目 | 港区 港南五丁目 | 1,608 | 67,033 | | 補16 |
| | 481 | 新橋日の出 ふ頭 | 港区 新橋二丁目 | 港区 海岸二丁目 | 2,904 | 135,008 | | 補313、 港区街1・2 |
| | 482 | 台場青海 | 港区 台場一丁目 | 品川区東八潮 | 1,246 | 51,948 | | 補298 |
| | | 中央官衙176号 | 千代田区 霞が関二丁目 | 千代田区 永田町一丁目 | 1,145 | 35,193 | | 中官衙1 |
| | | 中央官衙247号 | 千代田区 霞が関二丁目 | 千代田区 永田町一丁目 | 637 | 24,600 | | 中官衙6 |
| | | 中央官衙255号 | 千代田区 永田町二丁目 | 港区 赤坂二丁目 | 525 | 9,226 | | 補21、補22 |
| | | 中央官衙257号※ | 千代田区 永田町一丁目 | 港区 赤坂一丁目 | — | — | | 放4 |
| | | 小計 | | 28 路線 | 53,236 | 1,777,404 | | |
| 都道計 | | | 38路線 | 95,483 | 3,270,047 | | | |
| 管理道路合計 | | | 39路線 | 95,963 | 3,284,356 | | | |

※中央官衙257号については一般国道246号と全線重用

5 管理橋りょう一覽表 一 般 橋 梁

(令和4年4月1日)

| 橋 名 | | 路 線 名 | 路 線 番 号 | 箇 所 | 橋 長 (m) | 有 効 幅 員 | | | 総幅員 (m) | 橋面積 (㎡) | 架設年度 | | 備 考 | |
|-----------|-------------------|------------|---------|---------------------|------------|-----------|-----------|----------|------------|------------|------|----|-----|-----|
| 橋 名 | フリガナ | | | | | 車道 (m) | 歩道 (m) | 計 (m) | | | 元 号 | 月 | | |
| 鎌倉橋 | カマクラハシ | 鎌倉有楽町線 | 特 402 | 千代田区内神田1～大手町1 | 30.18 | 16.60 | 2.70 | 22.00 | 22.98 | 693.4 | 昭和 4 | 3 | 著名橋 | |
| 神田橋 | カンダハシ | 大手町湯島線 | 特 403 | 千代田区大手町1～神田1 | 36.70 | 22.00 | 5.50 | 33.00 | 34.00 | 1,247.8 | 昭和 | 55 | 11 | 著名橋 |
| 昌平橋 | シヨウヘイハシ | 外濠環状線 | 特 405 | 千代田区神田淡路町1～神田1 | 22.86 | 17.90 | 6.37 | 30.27 | 33.57 | 767.4 | 大正 | 12 | | 著名橋 |
| 新常盤橋 | シンキョウハシ | 都庁前空町線 | 特 407 | 千代田区大手町2～中央区日本橋本石町3 | 39.35 | 18.00 | 4.50 | 27.00 | 28.20 | 1,109.7 | 昭和 | 63 | 3 | 著名橋 |
| 水道橋 | スイドウハシ | 白山祝田町線 | 主 301 | 千代田区三崎町1～文京区本郷1 | 24.90 | 33.50 | 8.60 | 47.70 | 51.00 | 1,269.9 | 昭和 | 63 | 3 | 著名橋 |
| 聖橋 | セイリハシ | 大手町湯島線 | 特 403 | 千代田区神田駿河台4～文京区湯島1 | 79.30 | 15.60 | 3.70 | 22.00 | 23.17 | 1,837.4 | 昭和 | 2 | 7 | 著名橋 |
| 一ツ橋 | イツハシ | 白山祝田町線 | 主 301 | 千代田区一ツ橋2～一ツ橋1 | 16.20 | 18.00 | 4.50 | 27.00 | 27.80 | 450.4 | 大正 | 14 | 11 | 著名橋 |
| 姐橋 | マイタハシ | 新宿両国線 | 主 302 | 千代田区九段北1～神田神保町3 | 30.80 | 32.80 | 4.60 | 42.00 | 43.00 | 1,324.4 | 昭和 | 58 | 11 | 著名橋 |
| 大和橋 | ヤマトハシ | 新宿両国線 | 主 302 | 千代田区岩本町3～東神田2 | 13.40 | 24.00 | 6.00 | 35.70 | 36.00 | 482.3 | 昭和 | 2 | 12 | |
| 一石橋(下り) | イチコハシ(カガリ) | 外濠環状線 | 特 405 | 中央区八重洲1～日本橋本石町1 | 60.80 | 10.00 | 4.00 | 14.00 | 14.90 | 905.9 | 昭和 | 48 | 3 | 著名橋 |
| 一石橋(上り) | イチコハシ(ホリ) | 外濠環状線 | 特 405 | 中央区八重洲1～日本橋本石町1 | 50.20 | 12.50 | 4.00 | 16.50 | 17.40 | 873.4 | 平成 | 13 | 7 | |
| 入船橋 | イフネハシ | 東京市川線 | 主 50 | 中央区築地2～新富2 | 34.93 | 21.00 | 5.50 | 32.00 | 34.00 | 1,187.6 | 昭和 | 57 | 3 | |
| 永代橋 | エイダイハシ | 東京浦安線 | 主 10 | 中央区新川1～江東区永代1 | 184.71 | 16.61 | 4.19 | 24.99 | 25.60 | 4,729.3 | 大正 | 15 | 1 | 著名橋 |
| 江戸橋 | エドハシ | 日本橋芝浦大森線 | 主 316 | 中央区日本橋本町1～日本橋1 | 62.94 | 32.00 | 6.00 | 44.00 | 45.41 | 2,858.5 | 昭和 | 2 | 12 | 著名橋 |
| 勝鬨橋 | カチキハシ | 日比谷豊洲埠頭東雲線 | 主 304 | 中央区築地6～勝鬨1 | 246.00 | 16.60 | 2.70 | 22.00 | 26.30 | 6,469.8 | 昭和 | 15 | 6 | 著名橋 |
| 茅場橋 | カヤハシ | 東京市川線 | 主 50 | 中央区日本橋茅場町1 | 57.00 | 22.00 | 5.50 | 33.00 | 34.00 | 1,938.0 | 平成 | 6 | 9 | 著名橋 |
| 清洲橋 | キヨスハシ | 浜町北砂町線 | 特 474 | 中央区日本橋中洲～江東区清澄1 | 186.22 | 16.60 | 2.70 | 22.00 | 25.91 | 4,824.6 | 昭和 | 3 | 3 | 著名橋 |
| 新大橋 | シンオオハシ | 東京市川線 | 主 50 | 中央区日本橋浜町2～江東区新大橋1 | 170.00 | 14.00 | 5.00 | 24.00 | 30.50 | 5,185.0 | 昭和 | 51 | 11 | 著名橋 |
| 隅田川大橋(本橋) | スミダガワオオハシ(ホンキョウカ) | 永代葛西橋線 | 特 475 | 中央区日本橋箱崎町～江東区佐賀1 | 210.30 | 14.00 | 6.75 | 27.50 | 30.00 | 6,309.0 | 昭和 | 54 | 11 | 著名橋 |
| 隅田川大橋(取付) | スミダガワオオハシ(トリツク) | 永代葛西橋線 | 特 475 | 中央区日本橋箱崎町～江東区佐賀1 | 181.42 | 14.00 | 0.00 | 14.00 | 16.00 | 2,902.7 | 昭和 | 51 | 3 | |
| 千代田橋 | チヨダハシ | 東京浦安線 | 主 10 | 中央区日本橋2～日本橋兜町2 | 16.00 | 22.05 | 5.49 | 33.03 | 33.91 | 542.6 | 大正 | 14 | 12 | 著名橋 |
| 月島橋 | ツキジマハシ | 上野月島線 | 特 463 | 中央区月島4～勝鬨1 | 43.65 | 28.50 | 3.75 | 36.00 | 36.80 | 1,606.3 | 昭和 | 46 | 12 | |
| 佃大橋(本橋) | ツダオオハシ(ホンキョウカ) | 新富晴海線 | 特 473 | 中央区湊3～月島1 | 220.00 | 18.80 | 3.20 | 25.20 | 26.00 | 5,720.0 | 昭和 | 39 | 8 | 著名橋 |
| 佃大橋(取付) | ツダオオハシ(トリツク) | 新富晴海線 | 特 473 | 中央区湊3～月島1 | 256.25 | 20.60 | 0.00 | 20.60 | 21.50 | 7,443.8 | 昭和 | 39 | 4 | |
| 春海橋(下り) | ハルミハシ(カガリ) | 日比谷豊洲埠頭東雲線 | 主 304 | 中央区晴海1～豊洲2 | 172.80 | 6.75 | 3.00 | 9.75 | 10.75 | 1,857.6 | 昭和 | 48 | 3 | |
| 春海橋(下り高架) | ハルミハシ(カガリコウカ) | 日比谷豊洲埠頭東雲線 | 主 304 | 中央区晴海1～豊洲2 | 453.90 | 7.00 | 0.00 | 7.00 | 8.50 | 3,858.2 | 昭和 | 49 | 3 | |
| 春海橋(上り) | ハルミハシ(ホリ) | 日比谷豊洲埠頭東雲線 | 主 304 | 中央区晴海1～豊洲2 | 172.80 | 13.75 | 3.00 | 16.75 | 17.65 | 3,049.9 | 昭和 | 60 | 3 | |
| 豊岸橋 | レイガンハシ | 東京浦安線 | 主 10 | 中央区日本橋茅場町1～新川1 | 53.00 | 20.00 | 5.50 | 31.00 | 33.80 | 1,791.4 | 昭和 | 60 | 3 | |
| 黎明橋 | レイメイハシ | 日比谷豊洲埠頭東雲線 | 主 304 | 中央区勝鬨2～晴海1 | 88.20 | 27.50 | 3.75 | 35.00 | 36.80 | 3,245.8 | 昭和 | 54 | 3 | |

| 橋名 | | 路線名 | 路線番号 | 箇所 | 橋長 (m) | 有効幅員 | | | 総幅員 (m) | 橋面積 (㎡) | 架設年度 | | 備考 |
|-----------|----------------|---------------|-------|----------------|-----------|-----------|-----------|----------|------------|------------|-------|----|-------|
| 橋名 | フリガナ | | | | | 車道 (m) | 歩道 (m) | 計 (m) | | | 元号 | 年月 | |
| 朝潮大橋 | アサノオオハシ | 新富晴海線 | 特 473 | 中央区月島2～晴海1 | 240.00 | 23.00 | 3.50 | 30.00 | 35.30 | 8,472.0 | 平成 1 | 11 | |
| 新月陸橋 | シンゲツリッキョウ | 新富晴海線 | 特 473 | 中央区佃1～月島2 | 548.80 | 14.00 | 1.97 | 15.90 | 29.00 | 15,915.2 | 平成 2 | 3 | |
| 中央大橋 | チュウオウオオハシ | 上野月島線 | 特 463 | 中央区新川12～佃2 | 210.70 | 11.00 | 6.50 | 24.00 | 25.00 | 5,267.5 | 平成 6 | 1 | |
| 相生橋 | アイオイハシ | 上野月島線 | 特 463 | 中央区佃2～江東区越中島2 | 149.10 | 23.00 | 4.00 | 31.00 | 36.80 | 5,486.9 | 平成 12 | 3 | 著名橋 |
| 万年橋 | マンネンハシ | 日比谷豊洲埠頭東雲線 | 主 304 | 中央区築地1～築地4 | 38.70 | 22.00 | 8.50 | 36.00 | 36.80 | 1,424.2 | 平成 10 | 12 | |
| 青山橋 | アヤマハシ | 赤坂杉並線 | 特 413 | 港区南青山2～南青山4 | 131.15 | 9.00 | 2.85 | 14.70 | 15.60 | 2,045.9 | 昭和 39 | 3 | |
| 霞町陸橋 | カスミヨウリッキョウ | 霞ヶ関渋谷線 | 特 412 | 港区西麻布1～西麻布2 | 159.00 | 13.00 | 0.00 | 13.00 | 14.40 | 2,289.6 | 昭和 44 | 3 | |
| 港南大橋 | コナノオオハシ | 品川埠頭線 | 特 480 | 港区港南3～港南5 | 218.50 | 19.50 | 2.25 | 24.00 | 24.70 | 5,397.0 | 昭和 52 | 3 | |
| 五色橋(下り) | ゴシキハシ(カゲリ) | 日本橋芝浦大森線 | 主 316 | 港区海岸3～港南5 | 93.00 | 9.75 | 4.50 | 14.25 | 15.05 | 1,399.7 | 昭和 37 | 2 | |
| 五色橋(上り) | ゴシキハシ(ホリ) | 日本橋芝浦大森線 | 主 316 | 港区海岸3～港南3 | 93.00 | 9.75 | 4.50 | 14.25 | 15.05 | 1,399.7 | 昭和 37 | 2 | |
| 潮路橋 | シオジハシ | 日本橋芝浦大森線 | 主 316 | 港区海岸3～海岸2 | 59.60 | 9.00 | 3.00 | 15.00 | 15.70 | 935.7 | 平成 20 | 6 | 架替事業中 |
| 芝潟橋 | シハカヲハシ | 日本橋芝浦大森線 | 主 316 | 港区芝浦2～芝浦3 | 35.50 | 21.00 | 2.55 | 26.10 | 27.00 | 958.5 | 昭和 50 | 3 | |
| 芝園橋 | シバヅハシ | 日比谷芝浦線 | 特 409 | 港区芝公園4～芝3 | 24.70 | 17.00 | 5.00 | 27.00 | 27.80 | 686.7 | 昭和 60 | 3 | |
| 新港南橋 | シンコウナンハシ | 品川埠頭線 | 特 480 | 港区港南1～港南4 | 72.00 | 20.50 | 3.50 | 27.50 | 30.00 | 2,160.0 | 昭和 54 | 3 | |
| 新浜崎橋(下り) | シンハマシキハシ(カゲリ) | 新橋日の出埠頭 | 特 481 | 港区海岸1～海岸2 | 58.00 | 5.75 | 2.50 | 8.25 | 9.25 | 536.5 | 平成 7 | 10 | |
| 新浜崎橋(上り) | シンハマシキハシ(ホリ) | 新橋日の出埠頭 | 特 481 | 港区海岸1～海岸2 | 58.00 | 5.75 | 2.50 | 8.25 | 9.25 | 536.5 | 平成 7 | 10 | |
| 高浜橋 | タカハマハシ | 日本橋芝浦大森線 | 主 316 | 港区芝浦4～港南1 | 56.00 | 13.40 | 2.00 | 16.70 | 17.50 | 980.0 | 昭和 39 | 3 | 架替事業中 |
| 天王州大橋(下り) | テンノウスオオハシ(カゲリ) | 日本橋芝浦大森線 | 主 316 | 港区港南4～品川区東品川12 | 111.00 | 9.75 | 3.90 | 13.65 | 15.25 | 1,692.8 | 昭和 38 | 5 | |
| 天王州大橋(上り) | テンノウスオオハシ(ホリ) | 日本橋芝浦大森線 | 主 316 | 港区港南4～品川区東品川12 | 111.00 | 9.75 | 3.90 | 13.65 | 15.25 | 1,692.8 | 昭和 38 | 5 | |
| 天王洲橋 | テンノウスハシ | 日本橋芝浦大森線 | 主 316 | 港区港南2～品川区東品川11 | 78.80 | 18.50 | 3.00 | 24.50 | 25.80 | 2,033.0 | 昭和 54 | 3 | |
| 土橋 | トハシ | 外環環状線 | 特 405 | 港区新橋1～中央区銀座8 | 30.00 | 18.00 | 4.50 | 27.00 | 27.80 | 834.0 | 昭和 2 | 1 | |
| 乃木坂陸橋 | ノギサカリッキョウ | 環状三号線 | 主 319 | 港区南青山1～赤坂9 | 29.80 | 19.50 | 2.75 | 25.00 | 26.00 | 774.8 | 昭和 49 | 3 | |
| 浜崎橋 | ハマシキハシ | 日本橋芝浦大森線 | 主 316 | 港区海岸1～海岸2 | 57.06 | 29.00 | 4.25 | 36.75 | 39.05 | 2,228.2 | 昭和 35 | 5 | |
| 日の出橋(下り) | ヒノデハシ(カゲリ) | 日本橋芝浦大森線 | 主 316 | 港区海岸2～海岸3 | 55.00 | 9.75 | 4.50 | 14.25 | 15.00 | 825.0 | 昭和 36 | 8 | |
| 日の出橋(上り) | ヒノデハシ(ホリ) | 日本橋芝浦大森線 | 主 316 | 港区海岸2～海岸3 | 54.50 | 12.91 | 4.19 | 17.10 | 18.60 | 1,013.7 | 昭和 34 | 5 | |
| 札の辻橋 | フダノツジハシ | 日比谷芝浦線 | 特 409 | 港区三田3～芝浦3 | 65.79 | 16.50 | 4.00 | 24.50 | 27.30 | 1,796.3 | 平成 18 | 3 | |
| 古川橋 | フルカハシ | 高輪麻布線 | 特 415 | 港区白金1～南麻布2 | 17.61 | 26.00 | 5.50 | 37.00 | 40.80 | 718.5 | 昭和 43 | 6 | |
| 南青山陸橋 | ミナミオヤマリッキョウ | 赤坂杉並線 | 特 413 | 港区六本木7～南青山2 | 73.00 | 8.00 | 2.00 | 12.00 | 15.70 | 1,146.1 | 平成 8 | 3 | |
| 南浜橋 | ミナミハマハシ | 国道130号(指定区間外) | 国 130 | 港区海岸2～芝浦1 | 55.00 | 14.00 | 3.00 | 20.00 | 20.70 | 1,138.5 | 昭和 47 | 3 | 架替事業中 |
| 藻塩橋 | モヨハシ | 日比谷芝浦線 | 特 409 | 港区芝浦3 | 34.80 | 16.00 | 3.00 | 22.00 | 22.80 | 793.4 | 昭和 44 | 3 | |
| 八千代橋 | ヤチヨハシ | 日本橋芝浦大森線 | 主 316 | 港区芝浦3～芝浦4 | 26.90 | 19.00 | 3.00 | 24.80 | 25.60 | 688.6 | 昭和 38 | 3 | |
| 六本木陸橋 | ロッポンキンリッキョウ | 環状三号線 | 主 319 | 港区六本木7 | 56.90 | 14.00 | 0.00 | 14.00 | 17.30 | 984.4 | 平成 5 | 3 | |
| 61橋 | | | | | 6,317.72 | | | | | 150,733.8 | | | |

横断歩道橋

(令和4年4月1日)

| 歩道橋名 | フリガナ | 路線名 | 番号 | 箇所 | 橋下状況 | 橋長 m | 橋面積 ㎡ | 架設年度 | |
|---------|----------------|-------------|-----|---------------|--------|---------|----------|------|----|
| | | | | | | | | 昭和 | 平成 |
| 青葉 | アオハ | 麹町竹平線 | 401 | 千代田区三番町6-14 | 内堀通り | 44.1 | 81.6 | 昭和 | 45 |
| 青山一丁目 | アヤマイチョウメ | 環状三号線 | 319 | 港区南青山1-1-4 | 外苑東通 | 48.9 | 82.0 | 昭和 | 43 |
| 赤坂八・九丁目 | アカサカハチ、キョウチョウメ | 赤坂杉並線 | 413 | 港区赤坂9-3 | 赤坂杉並 | 50.3 | 85.7 | 昭和 | 44 |
| 麻布古川橋 | アサブフルカワシ | 高輪麻布線 | 415 | 港区南麻布2-12 | 高輪麻布 | 56.5 | 106.4 | 昭和 | 43 |
| 飯田橋第二 | イダバシダニ | 千代田練馬田無線 | 8 | 千代田区飯田橋1-7 | 目白通り | 52.0 | 94.8 | 昭和 | 45 |
| 江戸橋 | エドバシ | 日本橋芝浦大森線 | 316 | 中央区日本橋2-11-2 | 昭和通り | 100.1 | 263.6 | 昭和 | 39 |
| 江戸橋南詰 | エドバシナミヅメ | 日本橋芝浦大森線 | 316 | 中央区日本橋1-10-1 | 昭和通り | 87.8 | 166.3 | 昭和 | 43 |
| 御成門中学校前 | オナリモンチュウガッコウマエ | 白山祝田田町線 | 301 | 港区西新橋3-25-34 | 内堀通り | 131.5 | 232.4 | 昭和 | 45 |
| 海岸一丁目 | カイガンイチョウメ | 区街2号線 | | 港区海岸1-1-1 | 区街2号線 | 55.4 | 227.6 | 平成 | 29 |
| 霞ヶ関 | カスガセキ | 外環環状線 | 405 | 港区霞ヶ関3-3-8 | 外堀通り | 80.4 | 332.8 | 昭和 | 57 |
| 魚籃中央 | キョランチュウオウ | 高輪麻布線 | 415 | 港区白金1-12 | 高輪麻布 | 54.6 | 102.8 | 昭和 | 43 |
| 銀座東八丁目 | ギンザヒヤシハチチョウメ | 日本橋芝浦大森線 | 316 | 中央区銀座8-13 | 昭和通り | 163.9 | 303.8 | 昭和 | 42 |
| 銀座一 | ギンソウイチ | 日本橋芝浦大森線 | 316 | 中央区銀座1-14-7 | 昭和通り | 90.1 | 241.9 | 昭和 | 39 |
| 区立二中前 | クツニチュウマエ | 新富晴海線 | 473 | 中央区入船3-10-7 | | 53.6 | 94.4 | 昭和 | 46 |
| 港南中学校前 | コナンチュウガッコウマエ | 品川埠頭線 | 480 | 港区港南3-7 | — | 54.5 | 99.1 | 昭和 | 46 |
| 港南二丁目 | コナンニチュウメ | 日本橋芝浦大森線 | 316 | 港区港南1-6 | 旧海岸通 | 55.6 | 103.6 | 昭和 | 43 |
| 西桜 | サイオウ | 白山祝田田町線 | 301 | 港区西新橋2-15 | 内堀通り | 40.7 | 75.1 | 昭和 | 43 |
| 裁判所前 | サイバンショマエ | 白山祝田田町線 | 301 | 千代田区霞ヶ関1-1 | 内堀通り | 58.1 | 116.2 | 昭和 | 43 |
| 三の橋 | サンノハシ | 高輪麻布線 | 415 | 港区南麻布2-4 | 高輪麻布 | 95.3 | 177.7 | 昭和 | 45 |
| 汐留駅前 | シオトメエキマエ | 幹線街路環状第二号線 | | 港区東新橋1-8-1 | 環二通り | 306.0 | 1201.0 | 平成 | 13 |
| 芝 | シバ | 日比谷芝浦線 | 409 | 港区芝3-4 | 日比谷通 | 43.9 | 68.1 | 昭和 | 43 |
| 芝公園 | シバコウエン | 日比谷芝浦線 | 409 | 港区芝公園1-4 | 日比谷通 | 96.7 | 170.1 | 昭和 | 43 |
| 芝公園山内 | シバコウエンサンナイ | 白山祝田田町線 | 301 | 港区芝公園3-2 | 内堀通り | 117.3 | 212.1 | 昭和 | 46 |
| 昭和通り銀座 | ショウワドオリギンザ | 日本橋芝浦大森線 | 316 | 中央区銀座7-13 | 昭和通り | 134.7 | 524.0 | 平成 | 8 |
| 新川一丁目 | シンカワイチョウメ | 東京浦安線 | 10 | 中央区新川1-17-16 | 永代通り | 48.9 | 90.6 | 昭和 | 44 |
| 新橋駅前 | シンバシエキマエ | 補助 | 313 | 港区東新橋1-8-1 | 補助313号 | 239.5 | 2501.0 | 平成 | 26 |
| 水道橋東口 | スイドウバシヒガシグチ | 白山祝田田町線 | 301 | 千代田区三崎町2-9-18 | 白山通り | 71.3 | 192.7 | 平成 | 1 |
| 須田町 | スダチョウ | 新宿両国線 | 302 | 千代田区神田須田町1-8 | 靖国通り | 59.4 | 106.7 | 昭和 | 46 |
| 宝町 | タカラチョウ | 日本橋芝浦大森線 | 316 | 中央区京橋2-9-2 | 昭和通り | 61.8 | 205.3 | 昭和 | 39 |
| 田安門前 | タヤスマンマエ | 新宿両国線 | 302 | 千代田区九段南2-2 | 靖国通り | 68.4 | 184.2 | 昭和 | 44 |
| たんす | タンス | 霞ヶ関渋谷線 | 412 | 港区六本木1-4 | 六本木通 | 217.1 | 574.0 | 昭和 | 44 |
| 築地 | ツキジ | 東京市川線 | 50 | 中央区築地2-13 | 新大橋通り | 70.6 | 129.8 | 昭和 | 42 |
| 西新橋一丁目 | ニシンバシイチョウメ | 外環環状線 | 405 | 港区西新橋1-12-1 | 外堀通り | 49.9 | 132.6 | 昭和 | 45 |
| 晴海 | ハルミ | 日比谷豊洲埠頭東雲町線 | 304 | 中央区晴海1-14 | 晴海通り | 87.2 | 161.1 | 昭和 | 45 |
| 晴海一丁目 | ハルミイチョウメ | 日比谷豊洲埠頭東雲町線 | 304 | 中央区晴海1-4 | 晴海通り | 107.5 | 207.8 | 昭和 | 44 |
| 東町小学校前 | ヒガシマチショウガッコウマエ | 高輪麻布線 | 415 | 港区南麻布1-8 | 高輪麻布 | 53.9 | 101.7 | 昭和 | 43 |
| 一ツ橋高校前 | ヒツバシコウマエ | 新宿両国線 | 302 | 千代田区東神田1-17-5 | 靖国通り | 50.1 | 93.0 | 昭和 | 42 |
| 日吉坂上 | ヒヨシサカウエ | 白金台町等々力線 | 312 | 港区白金台3-1 | 目黒通り | 38.2 | 69.0 | 昭和 | 44 |
| 蓬莱橋 | ホウライバシ | 日本橋芝浦大森線 | 316 | 港区東新橋1-8-3 | 昭和通り | 250.0 | 952.0 | 平成 | 26 |
| 藻塩橋際 | モシオバシキリ | 日比谷芝浦線 | 409 | 港区芝浦3-4 | 日比谷通 | 93.9 | 171.7 | 昭和 | 45 |
| 八千代橋 | ヤチヨバシ | 日本橋芝浦大森線 | 316 | 港区芝浦3-19 | 旧海岸通 | 108.0 | 194.4 | 昭和 | 44 |
| | | | | | | 3747.6 | 11230.7 | | |

6 地下道路施設一覧表

(令和4年4月1日)

| 名称 | 設置年度 | 路線名番号 | 規模 (m) | | | 摘要 |
|-----------------|------------|----------------------|------------------------|------------------------|------------|--------------------------------------|
| | | | 延長 | 幅員 | 高さ | |
| 日比谷地下自動車道 | 昭43 | 主 304 号線 | 576.7 | 7.0 | 4.2 | H7修景 |
| 新橋地下自動車道 | 昭40 | 主 316 号線 | 490.4 | 7.0~10.0 | 4.8~5.3 | |
| 東銀座地下自動車道 | 昭40 | 主 316 号線 | 702.2 | 13.0 | 4.7 | |
| 宝町地下自動車道 | 昭40 | 主 316 号線 | 329.2 | 13.0 | 4.7 | |
| 八重洲地下自動車道 | 昭40 | 主 316 号線 | 322.0 | 13.0 | 4.7 | |
| 江戸橋地下自動車道 | 昭40 | 主 316 号線 | 323.9 | 13.0 | 4.7 | |
| 麻布トンネル | 平5 | 主 319 号線 | 203.2 | 7.2 | 4.6 | |
| 六本木トンネル | 平5 | 主 319 号線 | 100.0 | 8.1 | 4.6 | |
| 乃木坂トンネル | 平9 | 特 413 号線 | 367.0 | 10.5 | 4.5 | |
| 築地虎ノ門トンネル | 平25 | 特 405 号線 | 999.8 | 10.5 | 6.9 | |
| 日比谷共同溝 | 昭44 | 主 304 号線 | 360.0 | 6.3 | 4.4 | ※幅員・高さは標準を示す |
| 靖国共同溝 | 昭56 | 主 302 号線 | 1750.0 | 9.6 | 2.6~2.75 | |
| 九段共同溝 | 昭63 | 主 302 号線 | 991.0 | 7.1 | 3.2 | |
| 芝共同溝 | 昭49 | 特 409 号線 | 3143.0 | 12.8 | 6.4 | |
| 港共同溝 | 昭44 | 特 415 号線 | 1131.0 | 6.2 | 4.0 | |
| 銀座地下歩道 | 昭39 平23 | 主 304 号線 | 165.0 | 9.0 | 2.1~2.4 | S62修景。H10一部修景。一部、㈱三越と管理協定(320㎡の内45㎡) |
| 汐留地下歩行者道 | 平14 平15 | 主 313 号線 区外 3 号線 | 450.0 160.0 | 40.0 37.0 | 3.4 5.2 | 汐留シオサイトウンマネジメントと管理協定 |
| 本町地下横断歩道 | 昭43 | 主 316 号線 | 74.7 | 1.5~3.0 | 2.5 | H 2 修景 |
| 江戸橋地下横断歩道 A | 昭43 | 主 316 号線 | 33.0 | 2.5~3.1 | 2.4 | 閉鎖中 |
| 江戸橋地下横断歩道 B | 昭43 | 主 316 号線 | 33.0 | 2.5~3.1 | 2.4 | |
| あやめ橋地下横断歩道 | 昭46 | 特 474 号線 | 43.2 | 3.1 | 2.5 | H 4 修景 |
| 市ヶ谷地下横断歩道 | 昭50 | 主 302 号線 | 138.4 | 4.0~6.0 | 2.6~4.6 | H 5 修景 |
| 新橋地下歩道 | 昭42 | 特 405 号線 | 47.7 | 3.2~11.7 | 3.2 | |
| 六本木地下横断歩道 | 昭44 | 特 412 号線 | 77.9 | 1.43~2.9 | 2.5 | 港区と管理協定 |
| 麻布飯倉片町 A 地下横断歩道 | 昭44 | 特 415 号線 | 71.3 | 1.43~2.9 | 2.4 | |
| 麻布飯倉片町 B 地下横断歩道 | 昭44 | 特 415 号線 | 79.2 | 1.45~3.27 | 2.4 | |
| 高樹町地下横断歩道 | 昭44 | 特 412 号線 | 79.1 | 1.39~2.84 | 2.3 | |
| 今井町地下横断歩道 | 昭44 | 特 412 号線 | 81.4 | 1.36~2.79 | 2.6 | |
| 赤坂二丁目地下横断歩道 | 昭44 | 特 412 号線 | 107.2 | 1.42~2.90 | 2.6 | 森ビルと管理協定 |
| 千代田歩行者専用道第 5 号線 | 平18 平23 | 特 402 号線 特 407 号線 | 150.0 83.7 132.0 | 13.8~31.8 10.0~18.5 | 2.5 2.5 | 丸の内バブリンクスペースマネジメントと管理協定 |

7 道路附属設備管理現況

(令和4年4月1日)

| 種 別 | 箇所数 | 延 長 (m) | 排 水 設 備 | | 換 気 設 備 | | 高 受 設 | 圧 電 備 | 非 通 設 | 常 報 備 | 消 火 備 | 照 明 備 | ラジオ再放送設備 | I T V カメラ | ガス警報設備 | 火災報知設備(感知器数) |
|--------|-----|--------------|---------|-----|---------|-----|-------|-------|-------|--------|-------|-------|----------|--------------|--------|--------------|
| | | | 箇所 | ポンプ | 箇所 | ファン | | | | | | | | | | |
| 地下自動車道 | 6 | 2,744.4 | 11 | 24 | 3 | 5 | 3 | 2 | 2 | 1,516 | 6 | 32 | - | 1 (6) | | |
| 地下歩道 | 4 | 1,056.4 | 15 | 26 | 12 | 62 | 2 | 67 | 2 | 10,692 | - | 85 | - | 2 (538) | | |
| 地下横断歩道 | 9 | 818.4 | 7 | 12 | - | - | - | - | - | 1,086 | - | - | - | - | | |
| トンネル | 4 | 1,670.0 | 2 | 7 | 4 | 22 | 3 | 55 | 1 | 1,620 | 3 | 27 | - | 1 (48) | | |
| 排水場 | 1 | - | 1 | 2 | - | - | - | - | - | 6 | - | - | - | - | | |
| 共同溝 | 5 | 7,374.0 | 45 | 88 | 34 | 42 | - | - | - | 5,866 | - | - | 43 | 2 (32) | | |
| 勝関橋 | 1 | 246.0 | 2 | 2 | - | - | - | - | - | 28 | - | - | - | - | | |
| 計 | 30 | 13,909.2 | 83 | 161 | 53 | 131 | 8 | 124 | 5 | 20,814 | 9 | 144 | 43 | 6 (624) | | |

8 共同溝管理規模現況

(令和4年4月1日)

| 共同溝名 | 規 模 (延長：m) | 竣工年月 | 溝内占有者別総延長 (m) | | | | | | 摘 要 |
|--------|---------------|---------|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| | | | 東電 | NTT | 水道 | 下水道 | ガス | 共通溝 | |
| 日比谷共同溝 | 360 | 昭和44年3月 | 360 | 360 | 360 | — | — | — | |
| 靖国共同溝 | 1,750 | 昭和56年3月 | 2,045 | 2,615 | 1,750 | — | — | — | |
| 九段共同溝 | 991 | 昭和63年3月 | 991 | 991 | 970 | — | — | — | |
| 芝共同溝 | 3,143 | 昭和49年 | 5,187 | 3,143 | — | 2,579 | 2,498 | — | |
| 港共同溝 | 1,131 | 昭和44年 | 1,078 | 1,078 | — | — | — | 1,242 | |

9 道路附属物管理規模現況

(令和4年4月1日)

| | 千代田区 | 中央区 | 港区 | 計 |
|--------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------|
| 街路灯、橋梁 共同溝、地下道等 | 5,499 灯 | 5,375 灯 | 16,759 灯 | 27,633 灯 |
| 防護柵 | 29,220 m | 31,133 m | 86,723 m | 147,076 m |
| 標 識 | 1,060 本 | 1,085 本 | 1,172 本 | 3,317 本 |
| 街路樹 | 3,211 本 | 2,106 本 | 5,274 本 | 10,591 本 |
| 緑 地 | 47,297 m ² | 32,293 m ² | 59,740 m ² | 139,330 m ² |

10 都市計画事業の事業告示一覧表

(1) 都市計画道路事業

| 路線名 | 都市計画決定年月日 告示番号 | 事業告示 | | | | | | 備考 |
|-------------|-------------------|---------------------|---------------|-----------|--|----------|---------------------------------------|--------------------------|
| | | 事業認可 年月日 告示番号 | 幅員 (m) | 延長 (m) | 事業地 | 施行 年度 | 事業認可 変更年月日 告示番号 | |
| 放射 第21号線 | 昭21. 3.26 戦復 3 | 平成31.3.20 関整50 | 30 | 895 | 港区虎ノ門一丁目、愛宕 一、二丁目、西新橋一、 二、三丁目 | 30 ~ 8 | | |
| 環状 第1号線 | 昭21. 3.26 戦復 3 | 平成24.12.7 関整413 | 30 | 580 | 千代田区九段南一丁 目、一ツ橋一丁目 | 24 ~ 6 | 平31.3.28 関整120 | |
| 環状 第2号線 | 昭21. 3.26 戦復 3 | 平成15.10.24 関整298 | 11.7~43 | 1,250 | 港区東新橋一、二、新橋 四、西新橋二、虎ノ門一 丁目 | 15~4 | 平27.7.14 関整293 令3.3.31 関整173 | |
| 環状 第2号線 | 昭21. 3.26 戦復 3 | 平成19.12.20 関整382 | 20~48 | 1,810 | 中央区晴海三、五、勝ど き五、六、築地五丁目、 銀座八丁目、浜離宮庭 園、港区東新橋一丁目 | 19~6 | 平27.7.14 関整294 令3.3.31 関整172 | 臨海延伸部 (平5.7都計変) |
| 環状 第4号線 | 昭21. 3.26 戦復 3 | 令和元.7.29 関整26 | 25.6 ~33.5 | 1,270 | 港区港南一、二丁目 高輪三丁目 | 元 ~ 14 | | 都計変平30.12.21 都告示1724号 |
| 環状 第4号線 | 昭21. 3.26 戦復 3 | 令和2.12.14 関整309 | 25 | 800 | 港区白金台二、三丁目 | 2 ~ 14 | | 白金台区間 |
| 補助 第4号線 | 昭21. 4.25 戦復15 | 平成24.2.20 関整 42 | 25 | 1,080 | 港区六本木四、七丁目、 赤坂八、九丁目、南青山 一丁目 | 23 ~ 35 | 平30.3.29 関整117 | |
| 補助 第11号線 | 昭21. 4.25 戦復15 | 平成25.2.15 関整56 | 20 | 120 | 港区白金一、二丁目 | 24 ~ 6 | 平31.3.28 関整123 | |

11 しゅんせつ対象河川一覧表

| 水系 | 河川名 | 対象区間 | 延長 (km) | 水系 | 河川名 | 対象区間 | 延長 (km) |
|------------------|------|-----------|------------|-----------------------|------|--------------------|------------|
| 荒 川 水 系 | 旧中川 | 全区間 | 5.26 | 利 根 川 水 系 | 旧江戸川 | 河口～江戸川水門 下流800m | 8.30 |
| | 隅田川 | 永代橋～岩淵水門 | 21.00 | | 中川 | 河口～高砂橋 | 13.83 |
| | 大横川 | 隅田川～竪川 | 4.65 | | 綾瀬川 | 中川～内匠橋 | 8.55 |
| | 北十間川 | 隅田川～旧中川 | 3.25 | | 新中川 | 河口～中川 | 8.09 |
| | 横十間川 | 小名木川～北十間川 | 2.55 | | 大場川 | 中川～葛三橋 | 1.70 |
| | 仙台堀川 | 隅田川～大横川 | 1.88 | | 伝右川 | 綾瀬川～都県境 | 0.56 |
| | 平久川 | 平久水門～仙台堀川 | 1.22 | | 毛長川 | 綾瀬川～都県境 | 7.34 |
| | 小名木川 | 隅田川～旧中川 | 4.78 | | 小計 | 7河川 | 48.37 |
| | 竪川 | 隅田川～大横川 | 1.73 | | | | |
| | 神田川 | 隅田川～江戸川橋 | 5.82 | 独 立 水 系 | 目黒川 | 河口～区境上流 200m | 4.05 |
| | 日本橋川 | 隅田川～神田川 | 4.85 | | 呑川 | 河口～夫婦橋 | 2.60 |
| | 亀島川 | 隅田川～日本橋川 | 1.09 | | 古川 | 河口～一之橋 | 2.20 |
| | 石神井川 | 隅田川～減勢池 | 1.18 | | 内川 | 河口～JR線 | 1.89 |
| | 新河岸川 | 隅田川～都県境 | 9.40 | | 立会川 | 河口～月見橋 | 0.73 |
| | 旧綾瀬川 | 隅田川～隅田水門 | 0.44 | | 小計 | 5河川 | 11.47 |
| | 新芝川 | 都県境間 | 1.60 | | | | |
| 小計 | 16河川 | 70.70 | 合計 | | 28河川 | 130.54 | |

12 河川水面清掃対象河川一覧表

| 水系 | 河川名 | 対象区間 | 延長(km) | 水系 | 河川名 | 対象区間 | 延長(km) |
|------|------------|----------------------------|--------|-------|--------|-----------------------------|--------|
| 荒川水系 | 石神井川 | 隅田川合流点～鎗溝橋 | 1.20 | 利根川水系 | 旧江戸川 | 江戸川水門～ 旧江戸川河口 | 9.10 |
| | 新河岸川 | 隅田川合流点～徳丸橋 | 7.10 | | 中川 | 中川河口～ 新中川合流点(高砂橋) | 12.50 |
| | 旧綾瀬川 | 隅田川合流点～ 荒川合流点 | 0.43 | | 綾瀬川 | 中川合流点～堀切菖蒲水門 綾瀬川排水機場～水戸橋 | 3.00 |
| | 旧中川 | 木下川排水機場～ 荒川ロックゲート | 6.68 | | 新中川 | 旧江戸川合流点～高砂橋 | 7.84 |
| | 大横川 | 首都高速7号下～茂森橋、 沢海橋～隅田川合流点 | 3.80 | | 新川 | 旧江戸川合流点～ 新川東樋門 | 0.06 |
| | 北十間川 | 源森川水門～ 旧中川合流点 | 2.85 | | 小計 | 5河川 | 32.50 |
| | 横十間川 | 北十間川合流点～ 小名木川合流点 | 2.50 | 独立水系 | 目黒川 | 天王洲運河～谷山橋 | 3.20 |
| | 仙台堀川 | 大横川合流点～清川橋 | 1.65 | | 呑川 | 呑川河口～天神橋 | 2.20 |
| | 平久川 | 仙台堀川合流点～ 平久水門 | 1.13 | | 古川 | 浜崎橋～赤羽橋 | 1.30 |
| | 小名木川 | 隅田川合流点～ 旧中川合流点 | 4.64 | | 越中島川 | 汐浜運河合流点～調練橋 | 0.50 |
| | 竪川 | 隅田川合流点～ 大横川合流点 | 1.70 | | 汐留川 | 隅田川合流点～ 首都高速1号下 | 0.60 |
| | 隅田川 | 永代橋～岩淵水門 | 20.70 | | 築地川 | 隅田川合流点～南門橋 | 0.60 |
| | 神田川 | 隅田川合流点～石切橋 | 5.25 | 小計 | 6河川 | 8.40 | |
| | 日本橋川 | 隅田川合流点～ 神田川合流点 | 4.84 | 多摩川水系 | 海老取川 | 流通センター脇～弁天橋 | 0.90 |
| | 亀島川 | 隅田川合流点～ 日本橋川合流点 | 1.06 | | 小計 | 1河川 | 0.90 |
| | 大島川 西支川 | 仙台堀川合流点～ 大横川合流点 | 0.82 | | | | |
| | 大横川 南支川 | 汐浜運河合流点～ 大横川合流点 | 0.42 | | | | |
| | 月島川 | 月島川水門～ 朝潮運河合流点 | 0.53 | | | | |
| 小計 | 18河川 | 67.30 | 合計 | 30河川 | 109.10 | | |

13 船舶一覧表

所有する水面清掃関係船舶一覧表

(令和4年4月現在)

| No. | 船名 | 形状寸法(m) | | | 総トン数 | 竣工年月 | 停泊場所 |
|-----|----------|---------|------|------|-------|---|------|
| | | 全長 | 幅 | 深さ | | | |
| 1 | 第一みどり丸 | 11.95 | 4.00 | 1.40 | 15.38 | 昭和52年12月 | 厩橋 |
| 2 | 第二みどり丸 | 10.02 | 3.40 | 1.25 | 6.10 | 昭和54年1月 | 厩橋 |
| 3 | 建河清第1号 | 13.00 | 3.50 | 1.30 | 6.60 | 平成28年3月 | 厩橋 |
| 4 | 建河清第2号 | 14.80 | 4.52 | 1.42 | 11.00 | 平成31年3月 | 潮見 |
| 5 | 建河清第3号 | 18.80 | 4.52 | 1.42 | 14.00 | 令和元年9月 | 厩橋 |
| 6 | 建河清第5号 | 10.50 | 3.50 | 0.85 | 6.60 | 令和2年2月 | 厩橋 |
| 7 | 建河清第6号 | 12.50 | 4.00 | 0.90 | 11.00 | 令和2年2月 | 潮見 |
| 8 | 河清機第26号 | 11.95 | 3.22 | 1.19 | 5.90 | 平成1年12月 | 潮見 |
| 9 | ちどり3号 | 5.23 | 1.69 | 0.56 | 0.60 | 平成7年3月 | 潮見 |
| 10 | ちどり4号 | 5.78 | 1.57 | 0.41 | 0.67 | 平成7年11月 | 潮見 |
| 11 | すみだ1号 | 12.3 | 4.40 | 1.70 | 14.00 | 平成30年2月 (※)2号は船舶(汽船) 扱いではないので、1号 と合わせて1隻扱い | 厩橋 |
| | すみだ2号(※) | 17.5 | 6.00 | 1.60 | — | | |
| 12 | うまや1号 | 18.00 | 3.80 | 1.20 | 12.70 | 昭和47年3月 | 厩橋 |
| 13 | うまや2号 | 18.00 | 3.80 | 1.20 | 12.70 | 昭和47年3月 | 厩橋 |
| 14 | うまや3号 | 18.00 | 3.80 | 1.20 | 12.70 | 昭和48年3月 | 厩橋 |
| 15 | うまや5号 | 25.00 | 4.50 | 1.45 | 41.71 | 昭和48年2月 | 厩橋 |
| 16 | うまや7号 | 25.00 | 4.50 | 1.45 | 41.71 | 昭和48年2月 | 厩橋 |
| 17 | うまや8号 | 15.50 | 5.00 | 1.20 | 14.39 | 平成9年10月 | 厩橋 |
| 18 | うまや6号 | 10.10 | 5.60 | 1.10 | 12.00 | 平成5年3月 | 厩橋 |
| 19 | うまや4号 | 18.20 | 5.00 | 1.25 | 16.00 | 平成10年3月 | 潮見 |
| 20 | しおみ3号 | 18.20 | 5.00 | 1.25 | 16.00 | 平成10年3月 | 潮見 |

リースしている水面清掃関係船舶一覧表

(令和4年4月現在)

| No. | 船名 | 形状寸法(m) | | | 総トン数 | 竣工年月 | 停泊場所 |
|-----|--------|---------|------|------|------|---------|------|
| | | 全長 | 幅 | 深さ | | | |
| 1 | 建河清第7号 | 10.80 | 3.50 | 1.20 | 6.60 | 平成23年3月 | 厩橋 |

所有する指揮艇一覧表

(令和4年4月現在)

| No. | 船名 | 形状寸法(m) | | | 総トン数 |
|-----|------|---------|------|------|-------|
| | | 全長 | 幅 | 深さ | |
| 1 | つきじ | 11.98 | 3.46 | 1.91 | 11.00 |
| 2 | かわせみ | 7.85 | 2.78 | 1.30 | 3.30 |

1 4 事務所等所在地一覧表

| 施設名 | 電話 (Fax.) | 所在地 | 交通機関 |
|---------|-----------------------------------|----------------------------|-------------------------------------|
| 第一建設事務所 | 03 (3542) 0682 Fax (3542) 7129 | 中央区明石町 2 番 4 号 | 地下鉄日比谷線・築地駅、有楽町線・新富町駅 下車 8 分 |
| 千代田工区 | 03 (5295) 0225 Fax (5295) 0227 | 千代田区神田松永町 119 番地 | JR 線秋葉原駅、地下鉄日比谷線秋葉原駅、銀座線末広町駅 下車 5 分 |
| 中央工区 | 03 (3544) 8831 Fax (3544) 8826 | 中央区明石町 5 番 21 号 | 地下鉄日比谷線・築地駅、有楽町線・新富町駅 下車 8 分 |
| 港工区 | 03 (3452) 1464 Fax (3452) 2414 | 港区三田一丁目 2 番 13 号 | 都営地下鉄大江戸線・赤羽橋駅 下車 5 分 |
| 環二工事事務所 | 03 (6264) 0057 Fax (3541) 7678 | 中央区明石町 2 番 4 号 (環二工事課内) | 地下鉄日比谷線・築地駅、有楽町線・新富町駅 下車 8 分 |

1 5 所管施設一覧表

| 施設の名称 | | 土地(実測面積) | 建 物 | 備 考 |
|-------|-----------------------------|-------------------------------|--------------------------------------|----------------------|
| 1 | 東京都第一建設事務所 (中央区明石町2-4) | 都有地 1,920.13m ² | 鉄骨鉄筋3階建地下1 2,961.64m ² | 都営明石町アパートと合築 |
| 2 | 第一建設事務所駐車場庁舎 (中央区明石町3-1) | 都有地 277.49m ² | 鉄骨2階建 225.21m ² | |
| 3 | 千代田工区 (千代田区神田松永町119) | 都有地 166.45m ² | 鉄骨4階建 436.12m ² | |
| 4 | 中央工区 (中央区明石町5-21) | 都有地 360.44m ² | 軽量鉄骨2階建 407.62m ² | 築地水防倉庫含む |
| 5 | 港工区 (港区三田1-2-13) | 都有地 605.25m ² | 鉄骨鉄筋3階建 615.08m ² | 東京消防庁待機寮と合築 |
| 6 | 厩橋分室 (台東区蔵前2-15-2) | 都有地 200.25m ² | 鉄骨コンクリート造3階建 378.00m ² | (工事課) |
| 7 | 潮見分室 (江東区潮見1-29-8) | <環境局管理用地> | 鉄骨造1階建 194.40m ² | 冷蔵倉庫 (工事課水面清掃担当係) |
| 8 | 隅田川係留所 (中央区新川2-28-1) | 都有地 114.44m ² | 鉄骨鉄筋5階建地下1 469.59m ² | 河川管理施設 |
| 9 | 亀島川係留所 (中央区新川2丁目地先) | <公有水面:亀島川> | 亀島川浮き桟橋 (工作物) | 占用申請物件 |
| 10 | 明石町文書倉庫 (中央区明石町13-15) | 都有地 732.58m ² | 鉄骨鉄筋(1階) 151.02m ² | 都営明石町第二アパートと合築 |
| 11 | 塩浜倉庫<資材置場> (江東区塩浜2-6) | 都有地 2,718.83m ² | なし | |

第一建設事務所案内図



最寄の交通機関
 東京メトロ有楽町線「新富町」駅 徒歩5分
 東京メトロ日比谷線「築地」駅 徒歩7分

(連絡先)
 東京都第一建設事務所 庶務課 庶務担当
 電話 : 03-3542-0682

東京都第一建設事務所千代田工区 案内図

< 所在 > 〒101-0023 東京都千代田区神田松永町1 1 9番地

< 交通 > JR線秋葉原駅より徒歩5分

東京メトロ日比谷線秋葉原駅より徒歩5分

東京メトロ銀座線末広駅より徒歩5分

< 電話番号 > 03-5295-0225

< FAX番号 > 03-5295-0227



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平 29 情使、第 1515 号)

東京都第一建設事務所中央工区 案内図

< 所 在 > 〒104-0044 東京都中央区明石町5-21

< 交 通 > 東京メトロ日比谷線築地駅より徒歩6分
東京メトロ有楽町線新富町駅より徒歩8分

< 電話番号 > 03-3544-8831

< FAX番号 > 03-3544-8826



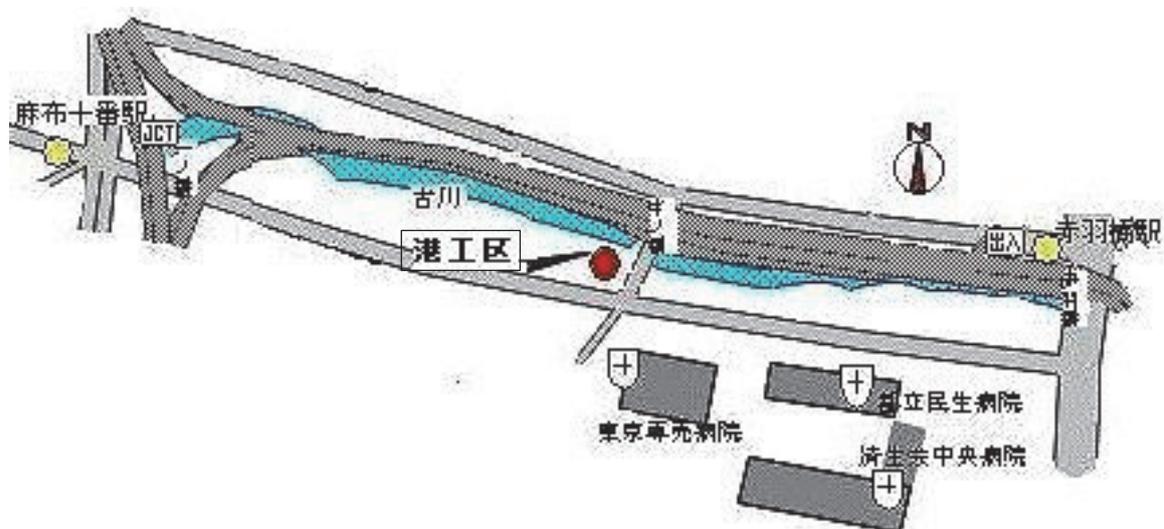
東京都第一建設事務所港工区 案内図

< 所在 > 〒108-0073 東京都港区三田1-2-13

< 交通 > 都営地下鉄大江戸線赤羽橋駅より徒歩5分

< 電話番号 > 03-3452-1464

< FAX番号 > 03-3452-2414



東京都第一建設事務所事業概要

登録番号 4 (6)

令和 4 年版

令和 4 年 9 月 発行

編集・発行 東京都第一建設事務所庶務課
東京都中央区明石町 2 番 4 号
電話番号 03 (3542) 0682

印刷所 株式会社まこと印刷
東京都港区虎ノ門三丁目 19 番 7 号
電話番号 03 (6230) 9590



リサイクル適性(B)

この印刷物は、板紙へ
リサイクルできます。



古紙配合率60%再生紙を使用しています

東京都第一建設事務所管内図



東京都第一建設事務所管理道路表

| 区 | 町 | 丁目 | 道路名称 | 道路種別 | 延長(メートル) | 幅員(メートル) | 竣工年月 | 備考 | |
|-----|----|----|--------|-----------|----------|----------|------|-------|--|
| 新宿区 | 新宿 | 1 | 1-1-1 | 新宿区道第1号 | 第一種 | 100 | 10 | 昭和30年 | |
| | | | 1-1-2 | 新宿区道第2号 | 第一種 | 150 | 10 | 昭和30年 | |
| | | | 1-1-3 | 新宿区道第3号 | 第一種 | 120 | 10 | 昭和30年 | |
| | | | 1-1-4 | 新宿区道第4号 | 第一種 | 180 | 10 | 昭和30年 | |
| | | | 1-1-5 | 新宿区道第5号 | 第一種 | 140 | 10 | 昭和30年 | |
| | | | 1-1-6 | 新宿区道第6号 | 第一種 | 160 | 10 | 昭和30年 | |
| | | | 1-1-7 | 新宿区道第7号 | 第一種 | 130 | 10 | 昭和30年 | |
| | | | 1-1-8 | 新宿区道第8号 | 第一種 | 170 | 10 | 昭和30年 | |
| | | | 1-1-9 | 新宿区道第9号 | 第一種 | 110 | 10 | 昭和30年 | |
| | | | 1-1-10 | 新宿区道第10号 | 第一種 | 190 | 10 | 昭和30年 | |
| 西新宿 | 1 | 1 | 1-1-1 | 西新宿区道第1号 | 第一種 | 120 | 10 | 昭和30年 | |
| | | | 1-1-2 | 西新宿区道第2号 | 第一種 | 140 | 10 | 昭和30年 | |
| | | | 1-1-3 | 西新宿区道第3号 | 第一種 | 160 | 10 | 昭和30年 | |
| | | | 1-1-4 | 西新宿区道第4号 | 第一種 | 180 | 10 | 昭和30年 | |
| | | | 1-1-5 | 西新宿区道第5号 | 第一種 | 100 | 10 | 昭和30年 | |
| | | | 1-1-6 | 西新宿区道第6号 | 第一種 | 130 | 10 | 昭和30年 | |
| | | | 1-1-7 | 西新宿区道第7号 | 第一種 | 150 | 10 | 昭和30年 | |
| | | | 1-1-8 | 西新宿区道第8号 | 第一種 | 170 | 10 | 昭和30年 | |
| | | | 1-1-9 | 西新宿区道第9号 | 第一種 | 110 | 10 | 昭和30年 | |
| | | | 1-1-10 | 西新宿区道第10号 | 第一種 | 190 | 10 | 昭和30年 | |

東京都第一建設事務所管内図

| 区 | 町 | 丁目 | 道路名称 | 道路種別 | 延長(メートル) | 幅員(メートル) | 竣工年月 | 備考 | |
|----|---|----|--------|---------|----------|----------|------|-------|--|
| 港区 | 1 | 1 | 1-1-1 | 港区道第1号 | 第一種 | 100 | 10 | 昭和30年 | |
| | | | 1-1-2 | 港区道第2号 | 第一種 | 150 | 10 | 昭和30年 | |
| | | | 1-1-3 | 港区道第3号 | 第一種 | 120 | 10 | 昭和30年 | |
| | | | 1-1-4 | 港区道第4号 | 第一種 | 180 | 10 | 昭和30年 | |
| | | | 1-1-5 | 港区道第5号 | 第一種 | 140 | 10 | 昭和30年 | |
| | | | 1-1-6 | 港区道第6号 | 第一種 | 160 | 10 | 昭和30年 | |
| | | | 1-1-7 | 港区道第7号 | 第一種 | 130 | 10 | 昭和30年 | |
| | | | 1-1-8 | 港区道第8号 | 第一種 | 170 | 10 | 昭和30年 | |
| | | | 1-1-9 | 港区道第9号 | 第一種 | 110 | 10 | 昭和30年 | |
| | | | 1-1-10 | 港区道第10号 | 第一種 | 190 | 10 | 昭和30年 | |

凡例

| 記号 | 説明 |
|----|--------|
| ○ | 第一種道路 |
| ○ | 第二種道路 |
| ○ | 第三種道路 |
| ○ | 第四種道路 |
| ○ | 第五種道路 |
| ○ | 第六種道路 |
| ○ | 第七種道路 |
| ○ | 第八種道路 |
| ○ | 第九種道路 |
| ○ | 第十種道路 |
| ○ | 第十一種道路 |
| ○ | 第十二種道路 |
| ○ | 第十三種道路 |
| ○ | 第十四種道路 |
| ○ | 第十五種道路 |
| ○ | 第十六種道路 |
| ○ | 第十七種道路 |
| ○ | 第十八種道路 |
| ○ | 第十九種道路 |
| ○ | 第二十種道路 |

1:12,500

東京都第一建設事務所管内図

HTT

電力を
へらす
つくる
ためる

Tokyo.Tokyo